

第百三十一回
国会

参議院世界貿易機關設立協定等に関する特別委員会會議録第四号

平成六年十二月五日(月曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

十一月三十日

大瀨 絹子君

補欠選任
谷本 巍君

十一月一日

大瀨 絹子君

補欠選任
島袋 宗康君

十二月五日

喜屋武眞榮君

西野 康雄君

正敏君

補欠選任
加藤 紀文君

須藤良太郎君

上野 雄文君

三上 隆雄君

矢田部 理君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大木 浩君

大塚清次郎君

加藤 紀文君

笠原 潤一君

木宮 和彦君

北 修二君

沓掛 哲男君

国務大臣

内閣総理大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

建設大臣

自治大臣

国務大臣

(総務庁長官)

国務大臣

(経済企画庁長官)

清水 達雄君

吉川 芳男君

吉村剛太郎君

会田 長栄君

上野 雄文君

上山 和人君

清水 澄子君

菅野 久光君

谷本 巍君

堂本 暁子君

村沢 牧君

井上 哲夫君

河本 英典君

小島 慶三君

都築 讓君

星川 保松君

刈田 貞子君

浜四津敏子君

和田 教美君

林 紀子君

島袋 宗康君

西野 康雄君

村山 富市君

河野 洋平君

武村 正義君

与謝野 馨君

井出 正一君

大河原太一郎君

橋本龍太郎君

野坂 浩賢君

野中 広務君

山口 鶴男君

高村 正彦君

政府委員

警察庁警備局長

総務庁行政管理局長

経済企画庁調整局長

外務大臣官房審議官

外務大臣官房外務参事官

外務省経済協力局長

外務省経済協力局長

外務省条約局長

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省関税局長

文部大臣官房長

文部省初等中等教育局長

文化庁次長

厚生大臣官房総務審議官

厚生省生活衛生局長

農林水産大臣官房長

農林水産省経済局長

農林水産省構造改善局長

農林水産省農蚕園芸局長

農林水産省食品流通局長

農林水産技術会農事事務局

杉田 和博君

陶山 皓君

吉川 淳君

朝海 和夫君

谷内正太郎君

原口 幸市君

平林 博君

折田 正樹君

竹島 一彦君

薄井 信明君

中島 義雄君

鏡味 徳房君

食糧庁長官

通商産業省通商政策局長

通商産業省貿易局長

通商産業省産業政策局長

通商産業省生活産業局長

特許庁長官

特許庁特許技監

特許庁総務部長

中小企業庁長官

建設省都市局長

建設省河川局長

建設省道路局長

自治大臣官房総務審議官

自治省財政局長

上野 博史君

伊佐山建志君

中川 勝弘君

堤 富男君

江崎 格君

高島 章君

油木 肇君

森本 修君

中田 哲雄君

近藤 茂夫君

豊田 高司君

藤川 寛之君

二橋 正弘君

遠藤 安彦君

大島 弘輔君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○世界貿易機關を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

送付)

○農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(矢田部理君) ただいまから世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十一月三十日、大淵絹子君が委員を辞任され、その補欠として谷本勲君が選任されました。

また、去る一日、齋正敏君及び喜屋武眞榮君が委員を辞任され、その補欠として西野康雄君及び島袋宗康君が選任されました。

また、本日、須藤良太郎君及び三上隆雄君が委員を辞任され、その補欠として加藤紀文君及び上野雄文君が選任されました。

○委員長(矢田部理君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢田部理君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に野沢太三君を指名いたします。

○委員長(矢田部理君) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律

案、特許法等の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案、以上八案件を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○上杉光弘君 私は、自由民主党を代表いたします。若干の質問をいたします。

WTOは、戦後の世界貿易を支えてきました。関税・貿易一般協定、すなわちガットにかわりまして、二十一世紀を見据えた自由貿易促進のなめとなることを確信いたしておるわけでございます。また、これまで物の貿易だけを対象にした関税・貿易一般協定に對しまして、サービス貿易や知的所有権、さらには幅広い国際貿易のルールを定めたものでございます。特に、鉱工業製品の関税率の段階的引き下げや撤廃、また農業保護の削減などの実施というものを織り込まれ、さらに貿易紛争処理機能の大幅な強化がされていると受けとめておるわけでございます。

さような意味で総理に質問をいたしますが、WTO協定への対応は、我が国の生命線をいかに守っていくかという重大事でありまして、我が国と国民の将来を考え、自由民主党を含む与党三党及び村山政権も責任を持って判断し、同協定の受け入れを決めたと考えておるわけでございますが、長期的な展望に立ったWTO協定の評価及び我が国の同協定締結の意義について、その見解をまずお伺いいたします。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員からる述べられましたように、WTO協定の締結は、多角的自由貿易体制の維持強化並びに国際経済秩序に対する信頼の確保といったような観点から極めて重要な意味を持つており、私は思います。

今、御指摘もございましたように、単に物、いわゆる鉱工業品の関税引き下げだけではなくて、

農業分野も含め、さらにまた新たな分野である知的所有権やサービス貿易分野が含まれた上で貿易の自由化と貿易のルールが強化されていった、こういう意味では極めて大きな意味を持つており、思います。同時に、今お話しもございましたように、紛争の処理等の手続につきましてもはつきり明記されておりますが、そういう全体的な問題を含めて、貿易立国である我が国にとりましては極めて意義の深いものであるというふうに考えておりますので、ぜひ慎重な御審議の上、この国会で早期に成立させていただきましますようお願い申し上げます。

○上杉光弘君 米国会議におきまして、この協定の批准承認とあわせてWTOの紛争処理による米国の主権侵害を監視する委員会の設置を決定いたしました。大統領にWTOからの脱退を勧告できる法案を成立させたことを条件にこの二日に実施法を可決いたしておりますが、成立をいたしました実施法と監視委員会に関する法案の内容をどう見ておられるのか、この点について総理の考え方を尋ねたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 今、御指摘のございましたアメリカの議会における問題点につきましては、米国の行政府とドール共和党上院院内総務との間の了解ができたことの内容であります。WTOの紛争解決検討委員会を設置して、米国内に於て不当なWTOの紛争解決についての報告を検討することを主な内容とするものであるというふうには私は承知をいたしておりますが、その限りにおいてはこのWTO協定に違反するものではないと理解をいたしております。

また、米国のこのウルグアイ・ラウンド合意実施法案は、議会がウルグアイ・ラウンドの合意を承認するとした上で、米国のWTO協定上の義務を履行するために必要な現行法の改正を行うというものを盛り込んだものであるというふうに承知をいたしております。

米国のWTO協定を締結する限り、そのすべての規定を誠実に履行する義務を負うということは

これは当然なことでありまして、これから政府といたしましては、米国の実施法案の運用状況についてこれを注意深く見守りながら、もし不都合なことがあるといったような場合には、WTO協定上の紛争解決手続等の手段を利用していかんければならぬというふうに考えておるところでございます。

したがって、この問題が直ちに支障があるとか、あるいは影響を及ぼすとかいうことはないというふうに私は考えています。

○上杉光弘君 影響があったり支障を来すことではないという総理のたゞいまの答弁であります。保護貿易的な条項がWTOの機能を損なうようなことにはならないのか、大変心配されるわけであります。

さらにまた、米国の国際条約でありますとか外交については非常に議会が強いわけであります。行政府との温度差も私はあるかと思うわけであります。さような意味で、その象徴的なものはドール議員が賛成をするということとクリントン政権との間に合意をいたしたものがあります。その内容と受けとめ方を、総理の考え方を伺いたしたい。

○国務大臣(村山富市君) 今お答えを申し上げましたように、行政府とドール共和党上院院内総務との間で了解された事項といえますのは、WTOの紛争解決の検討委員会を設置する、そしてこのWTOの紛争処理の手続の中でもアメリカが受け入れられないような結論を出した場合にはそのことについて検討していくという意味の検討委員会でありまして、これが直ちにWTO協定に違反をするとかいうようなものではないというふうな受けとめております。またそうしたことに付いてWTOの協定に違反するような事態がもしあるとするならば、これはそれに該当する国がWTOに對して紛争処理のための手続をとってこの問題を提起していくことは当然だと思っております。そういうルールに従ってきちっと各国が守っていく限りにおいては私は支障はないのでは

ないかというふうに考えておるといふふうに申し上げた次第であります。

○上杉光弘君 外務大臣にお尋ねをいたします。

ウルグアイ・ラウンド交渉には百二十五カ国が参加をいたしておりますが、実施のための会合が開催される十二月八日の時点までにこれらの国々の締結手続は終了することなのか、この状況について政府はどのようなこととらえどのような見通しを持っておられるか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(河野洋平君) ガット事務局の発表によりますと、十二月一日現在で二十九カ国が既に国内手続を終わつたと、こういう報告でございます。二十九の国及び地域でございますが、さらにそのほか七カ国が国内の手続を既に終わつたといふふうに私も承知をいたしております。現在三十数カ国ということになっております。

お尋ねのように、WTO協定は本来百二十五の国と地域が参加をしているわけでございまして、まだまだその百二十五に比べますと数は大変少のうございすけれども、その中で大きな役割を果たすであろう幾つかの主要国が国内の手続を終えたことによつて他の国々の国内手続は今後加速されるであろうというふうに思っております。

お尋ねのように、十二月八日を目指してそれぞれの国は国内手続を済ませるべく努力をいたしております。私どもは十二月八日に一つのめどをどうしてもつけなければならぬと考えておりますが、国によつては若干それを越える国もあるかもしれない。しかし、主要国はこの十二月八日の会合までそれぞれ立場をきちつとすることというものが望ましいことは当然のことだと思っております。

○上杉光弘君 外務大臣、実態は今御説明のとおりであります。我が国がおくれないうちに国会承認をしていくことは大変重要であり、また主要国として当然の責任があると思ふです。しかしながら、他方、批准した国はまだ三十国に満たないといふことであれば、まだ一部ではないかと。

しかし、批准をした国の中には主要国が全部入っているよと、そういうことでありまして、批准については米欧等主要国の動向を十分見きわめてから批准を我が国としてはすべきだと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(河野洋平君) 確かに欧米主要国の動向というものはWTOスタートに当たつて極めて重要でございます。したがひまして、総理からも再三国会での承認をお願いしながら欧米諸国の動向を視野に入れつつこの手続を進める必要があるといふふうに御答弁も申し上げております。私どももそうしたことをもちろん視野に入れて作業をさせていただきたいといふふうに思ひます。

いずれにせよ、国会の承認をいただくということとは何より重要でございます。私ども、先ほど委員からお話ございましたように、十二月八日の実施のための会合にはぜひ我が国の立場を明確にして臨みたい、そのことがWTOスタートに当たつて、我が国の立場からいって大事なことであるといふふうに考えているわけでございす。

○上杉光弘君 米国のWTO協定の実施法案の中にスーパー三〇一条の法制化あるいは独占禁止法政策への適用拡大などが盛り込まれておりまして、これはWTOの一方的制裁措置の禁止の精神に反するものであると私は受けとめておりますが、こういうことをやることは外交のあり方としても大国主義といふか恫喝外交につながりかねない。そのような意味からすれば、政府の受けとめ方も当然これはあると思うのでありますが、このことについては極めて今後の対応についての基本的な問題でありますから、お尋ねをいたしておきます。

○国務大臣(河野洋平君) 御案内のとおり、アメリカは先週この実施法案を下院及び上院で承認いたしました。議会の手続を終わつたわけでございます。アメリカがこの実施法案の議会の手続を終えたといふことは、アメリカの議会がウルグアイ・ラウ

ンド合意をきちつと認めたといふことでございまして、アメリカとしてWTO協定の義務を履行するために必要な現行法の改正などを含めてこうした法律的な処理を済ませたといふふうに私どもは考えております。それは、つまり言いかえますと、アメリカ政府はWTO協定の遵守についてその意思を確定した、こういうふうにご考えているわけでございます。

一方、今、議員お尋ねのように、その実施法案の中には三〇一条についての規定も含まれておるわけでございまして、この三〇一条の存在がどうかと、こういうお尋ねでございますが、私どもはこの三〇一条の存在自体がWTO協定に違反するといふわけではないと考えております。

アメリカがWTO協定の対象事項について、三〇一条などに基づいて相手国の利益を侵害するやうな一方的措置をとる場合にはこれはWTO協定の違反になる。その存在自体がもちろん私どももかといへば精神的には問題があるといふふうに思ひますけれども、実態としてはその法律が実行をされて相手国の利益を侵害したといふときにこれは明らかにWTOの協定違反になる、こう考えているわけでございす。

いずれにせよ、今後三〇一条の発動によりまして我が国の利益が害されるというやうなことがあつた場合には、WTOの紛争解決手続の利用を含めてこれに適切に対応していかなければならないと、こう考えております。

○上杉光弘君 アメリカの特設的な議会と政府との関係であります。特に今回ドーハ議員がクリントン政権に對しまして賛成の条件としてのみ込ませた内容については、十分これは慎重に検討して対応すべきものではないかと私は思つております。また、これは貿易相手国の一方的措置を従来以上に強めるという議会のねらいもあると私どもは受けとめておるわけでございまして、政府の遺漏なき対応をこれはひとつしっかりやつてもらいたいと思ひます。

通産大臣にお尋ねをいたしますが、WTO協定で迂回ダンピング防止規定が盛り込まれず、この面でダンピング制裁が無原則に発動される懸念という心配が残りました。米国のアンチダンピング法強化の動きと照らしまして、今後、政府としてどのように対応していくおつもりか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 委員御指摘のように、迂回防止協定につきましては、ウルグアイ・ラウンド交渉の際にアンチダンピング協定の一環として検討が行われたわけでありまして、結局合意に至らず、合意には盛り込まれませんでした。今後、WTOに設けられますアンチダンピング委員会が検討することが国際的な合意となつております。我々としては、ダンピング防止の趣旨及び協定の作成経緯といふものを踏まえながら、今後、委員会におきまして適切な規律が設けられるように努力をしていく所存であります。

米国法における迂回防止措置にかかわる規定といふものが今回、文書上の修正があつたわけでありまして、実質的な内容が変化をいたしましたと評価すべきかどうか、今後の運用を見ないと正確なところがあるといふわけがございません。我々としては、合意されましたアンチダンピング協定の運用につきましても十分な注視を行いながら、問題があれば紛争処理の手続をとるなど適切な対応をしてまいりたい、そのように考えております。

○上杉光弘君 世界で百二十五国も参加をしております多角的貿易協定でございまして、関係国の利害が大きく錯綜する中、WTOの運営に我が国の主張といふものを適時適切に反映する体制確保といふのは当然のことだ、こう思ふんです。そのような意味で、各種レベルの会議への閣僚でありますとか官僚の派遣体制の強化や、事務局に對しまして主要ポストへの有能な職員派遣が今後の課題であらう、こう思ふわけであります。今、我々は、ガットの事務局がどういふ状態になつておるか、幹部がいるのか調べてみますと、わずかにガット事務局に課長補佐クラスが一人で

あります。こんな状態で我が国の主権というものは利益に、国益に関する問題というものが十分世界に向かってガットという場で発揮できるのかどうか、私は議会人として大変心配をするわけでございます。

このようなこと等を含めた体制について、外務大臣のお考えをお聞かせいたします。

○国務大臣(河野洋平君) 御指摘のとおり、事務局にいる日本事務局員の数にはまことに少ない数でございます。これらは考えていかなければならぬことだと思っております。

もちろん事務職員というものは、それ自体はどの国に対しても公正であらねばなりませんので、我が国の事務職員がいるからといって、その事務職員が我が国に有利な作業をするということではございませんけれども、しかしそれは何と云っても世界各國からさまざまな職員が来る中で、我が国からも優秀な人材がそこに行っているということの意味はいろいろな意味であると思っておりますので、WTOという新しい体制ができ上がったときには十分考えなければならぬというふうには実は思っているところでございます。

私もそういう気持ちでおりますが、なかなか国際的な機関におきます待遇でございますとか、それをバックアップするシステム、体制自体がまだ十分ないという問題もござります。これらも含めて検討しなければならぬ、こう思っております。

○上杉光弘君 そのような点、特に日本は海外に向かつて我が国の主張、我が国の理解を求めたためには体制づくりというものは重要な課題でありますから、よろしくひとつお取り運びをこれは強く求めていると思っております。

WTO協定は、物の貿易のみならず知的財産権あるいはそのことを含めた知的財産権やサービスもカバーする極めて重要なルールを確立するものであります。世界の貿易、経済システムに大きな影響を与えることは申すまでもありませんが、同協定の意義について通産大臣はどのようにお考え

になっておるか、お伺いをいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まさに委員が御指摘になりましたように、私も、このWTO協定というものが従来のガットから大きく踏み出し、物の貿易だけではなく知的財産権やサービスをカバーする、まさに二十一世紀に向けての国際経済活動の総合的な基本原則を確立するものという視点からこれを評価いたしております。我々は、このWTO協定が成立をいたしましたことにより、世界的な関税の引き下げあるいは貿易障壁の低減というものを通じまして貿易自由化と貿易ルールの強化というものが実現をされる、多角的貿易体制というものが維持強化されるということになるであろう。これは貿易立国を主唱してまいりました日本として非常に将来の繁栄に向かつて大切なことである、そのように考えております。

こうしたWTO体制の意義というものを踏まえながら、その体制のもとにおいて引き続き多角的な貿易体制の強化維持というものと自由貿易の促進に努めてまいりたい、そのようにこれを受けとめております。

○上杉光弘君 我々は、貿易の自由化問題については反省すべきこともあるわけでございます。

例えば木材を自由化するときは、木材を自由化した後の国内対策がどうなるかという万全の体制をしないまま自由化するしかないが議論の中心で、今のこの立場からいえば、森林経営や木材産業についてはこれは極めて手痛い打撃を受けておるわけであります。当事者の努力だけではいかんともしたい状況下に置かれておることは事実です。

また、牛肉やオレンジの自由化の折には、自由化するかしらないかというのがやはり議論の中心でありました。そして、国内対策への対応もいたしました。何しろ初めての経験でありますからこれまた十分なものではなかった。特に牛肉の自由化については、豚肉よりも安い牛肉が国内にいっぱいはいらんをしておる。したがって、これが豚肉の消費を軽減させ価格を低落させた。豚肉がそ

うなるとプロイラーまで影響があつて、どうにもならぬ状態に豚肉やプロイラーがなつておることは御案内のとおりなんです。そういう私どもは反省に立たなければならぬ。

オレンジでもそうであります。自由化のときには、初めての経験とはいえ私どもはもつとしっかりした見通しを持って自由化に踏み切らなければならなかったが、国会論議も自由化するかしんないが議論の中心で、見通しをしつかり立てることができなかったという点については私どもは反省すべきことだと思ふんです。

そのような立場から、私は、ガットからWTOの体制へ移行する各種のルールの確立や貿易障壁の低減等を通じて、我が国の産業にもさまざまな影響を及ぼすと考えられるわけです。この点についての見通しというものをどうお持ちになつておるか、また国際競争力の弱い、経営規模の小さい農業や中小企業等があるわけであります。こういう産業に対する配慮というものについて通産大臣、農林水産大臣はどのようにお考えになつておるのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、一般的に申し上げますならば、このWTO体制に移行いたしますことは、世界貿易の拡大あるいは世界経済の拡大発展、さらに各國の貿易障壁の低減でありますとか諸外国への投資の保護、あるいは輸出先や投資先における知的財産権の保護の強化など、こうしたものを通じて相手国への市場参入の機会、すなわちビジネスチャンスの増大がもたらされたと考えております。同時に、我が国にとりましても貿易障壁は低下するわけでありますから、輸入価格及び国内価格が低減し消費者の実質所得は増加することになり、消費の拡大を通じて生産の拡大というものが期待されると思ひます。

しかし、御指摘のように、確かに国際競争力の弱い産業に対する配慮というものは必要になるであります。そして、このWTO協定を受け入れることにつきまして、こうした例えば弱い分野というものにつきましては、協定上も輸入急増に

対応するための数量制限、緊急輸入制限措置などは認められております。そのほかにも、通常五年の関税引き下げ期間を、例えば繊維・衣服の分野でいきますと十年のように長期化をする、あるいは関税引き下げ幅を小幅にとどめるなどそうした対応を行つてまいりましたわけで、こうしたことによりまして産業に対する急激な影響というものは最小限度に食い止められるであろう、そう考えております。

同時に、今、委員から御指摘がありました例えば中小企業というものについて考えますならば、輸入品との競争による中小企業者への影響、こうしたことも確かに予想されることとあります。これは言いかえれば中小企業における構造変化をもたらすわけでありまして、現在、例えば十月いっぱいを開けて中小企業の方々からさまざまな御意見を聞かせていただきました。こうした中から出てまいりますものは、新製品開発でありますとか新分野進出といった非常に積極的な対応を図る動きとして出てきており、これは私どもとして本当に幸せに受けとめております。

現在まで、御承知のように中小企業新分野進出等円滑化法、こうした法律によりまして支援でありますとか新事業育成貸付制度、こうした既存の施策を活用しながら対応を図っているわけであります。平成七年度の中小企業対策というものを考えます場合、今申し上げましたような新たな分野への展開といった立ち上がりを考えたり、あるいは中小企業創業の研究開発、事業化の立ち上がり時点の資金調達等、こうした分野に対していはば創造的な中小企業振興というものを法律の制定を含めまして私どもとしては考えてまいりたい、その中で総合支援体制を組んでまいりたい、そのように考えております。

○国務大臣(大河原太一郎君) 御案内のとおり、農業協定の受け入れと申しますか、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉におきましては、米については特別の取り扱い、すなわち国家管理のもとにおいて輸入規制をいたすというわけでござい

また、先ほど委員がおっしゃったように国内保護水準の規制、これは国内の価格政策に対してもいろいろな拘束をもたすだろうというようなこともございまして、今後はこの点についての各般の対策を強化しなければなりません。今回の国内対策等もその点についてもおもんばかりまして、生産性の向上なり国際競争力の強化という点のための対策というふうに理解しておるところでござい
ます。

もう一点通産大臣にお聞きますが、ウルグアイ・ラウンド交渉の大きな成果の一つに初めて知的所有権に関するルールが定められたことが挙げ

○国務大臣（橋本龍太郎君）　今、委員が御指摘をされましたとおり、私どもとしましては、今回の特許法改正というものがTRIPS協定及び日米包括協議における合意を踏まえて我が国の特許制度を国際的に調和したものとすべく御審議をいただいている、そうしたところに今あるわけであります。

また、特にここで強調させていただきたいと思
いますのは、日米合意における米国側の措置、具
体的には特許期間の適正化と早期の公開制度を導
入いたしましたことによりまして、かつてしばし
ば、日本だけではなくこれはアメリカ国内でも大
変問題を起こしておったわけでありまうけれど
も、何十年もの間、市場ではもう十分利用されて
いるような技術がある日突然特許になる、そして
その日から十七年間存続するといういわゆるサブ
マリン特許、潜水艦特許と言われておりましたも
の、この問題が完全に解消することになります。
これは日本ばかりではなく、世界じゅうの産業界
が長年苦しんでまいりました問題が解決されると
いうことでありまして、これは非常に大きな成果
と、そのように考えております。

○國務大臣（河野洋平君） 私の方からお答えをさせていただきますと思います。

ども、まだまだ交渉を継続しなければならぬものも残ったことも事実でございます。しかし、これらはサービス分野をルール化するという目的のために、ともかくにもかなり進んだということの評価を私どもはしております。

○上杉光弘君　総理、これは総理からお答えいた
だきたいと思うんです。六年後の農業分野の継続
交渉に臨む我が国の対応であります。

○國務大臣(村山富市君) 協定上、農業貿易の今日まで合意された経過も踏まえながら、例えば環境、人口問題等多角的な観点から、非貿易的關心事項等も考慮に入れながら六年目に行うことと

同時に、今御指摘のございましたAPECの非公式首脳会議において、二〇二〇年を目途に自由化するということをお互いの政治的な目標として意思表示がされたわけですが、その席上でも、今後の自由化に当たって農業問題等種々の問題があるというようににつきましては十分配慮すべきであるという指摘もいたしておりますから、そうした経過も踏まえて検討しなきゃならぬという課題であります、今御指摘のような懸念はないというふうに私は思っております。

ウルグアイ・ラウンド関連国内対策は万全の措置が講ぜられることが前提であります。政治折衝の結果、平成七年度から六年間で総事業費六兆百億円が決定をされました。これにつき十分な国費を従来の予算の中で対応していかなければならない、財源もきっちりこれを確保できるかどうかという課題が残されておるわけでございます。

それからもう一つは、従来の予算については支障を来さないと言言されておるわけでありますから、これらのことにどう対応していくかというのがあるわけであります。

この点について、まず総理と大蔵大臣からお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(村山富市君) これは委員、今御指摘もございましたように、衆議院のWTO特別委員会でもいろいろな角度からいろんな意味の発言がございまして、それぞれ関係大臣からも答弁をしていただきたけれども、若干のニュアンスの違いがあったりしたという経過もありまして、一応そうしたものを総合的に整理いたしまして答弁もいたしておりますから、この際、それを繰り返し答弁させていただきたいというように思います。

今回の対策につきましては、六年間の新しい事業として六兆百億円の事業を講ずる旨を政府・与党が責任を持って決定したものでございます。これについては、各年度の予算編成過程で検討の上、きちんと対処するという考えでございます。

また、従来の農林水産予算につきましては、これに支障を来さないよう配慮されることとされておりました、他の予算同様予算編成過程で総合的に検討されるものであるが、従来の農林水産予算をただいま申し上げました新しい事業の財源捻出のために削減、抑制するというようなことはしないというふうに考えておりますというふうに私は申し上げたいと思います。

○国務大臣(武村正義君) 今、総理がお答えを申し上げたとおりでございますが、御承知のように予算は憲法で単年度主義を原則といたしております。そういう意味で、これは六年の政府・与党の約束でございますが、公式に予算という措置は毎年度の予算編成で決めていかざるを得ない、そこできちつと措置をさせていただくということをお願いしたわけであります。

また、一般的に不安を与えております、従来の予算を大幅にカットしてその予算財源を新しい事業の財源にシフトさせるんじゃないかと。これは一種の大蔵省不信のような御心配であります。それはありません、新しい事業のためにいたずらに既存の予算を削減したり抑制する考えはとりませんということをお願いしているわけでございます。

○上杉光弘君 議論をするところだけでも一日あつても私は足りないと思うんですが、非常に難しいことに政府は挑戦しようとしておられるわけです。これはそれだけ国内対策というものは農業関係、極めて深刻な問題であるということの私は象徴だと思うんです。

シーリング枠があるんですから、シーリング枠を外さずに農業の予算をどのように確保していくのか。新しい事業とおっしゃっているんですから、今までの事業と違った事業予算というものを組めば、それはそれだけ拡大していくわけです。ですからいろいろな、財政運用には補正予算の措置もありますが、今はそういうものを論議する段階ではないことは私も承知いたしております。ざりとて、これは六兆百億円という、壮大な事業推進をしていく財源措置が必要になってくるわけでありまして、その点は十分指摘を申し上げて、この確保については万全を期していただきたい。

総合的な視点に立った農山村地域の活性化についても、これは農業合意の受け入れによって一番大きな影響を受ける中山間地域の対策として非常に緊要であると同時に、今回の対策大綱において保健・福祉の面まで含めて取り組む内容になっておるわけでありまして、これはある意味では画期的なことではございますが、問題は各省の縦割り行政の壁がございまして、よく言われることに、国益よりも省益、省益よりも局益という言葉がまかり通る我が国の実態は御承知のとおりでありまして、そのようなことに立てば結局は絵にかいたもちに終わるという、非常に末端の農家においては心配があるわけです。こういう心配を取り除いていただきたい。

また、農山村の生活環境、生活基盤の整備も計画的に推進していただきまして、活性化のための総合的な法体制の整備も必要である、法律とか制度、六兆百億円また地財の出動いただいた一兆二千億、七兆二千億というのに対応するとすれば、現行法や制度で万全かというと私はそうで

はないと思うんです。このことも含めて、これは総理にお伺いをいただきたい。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員お話しもございましたように、農山村の中山間地域というのは、単に食糧を生産しているというだけではなくて、水の問題や環境の問題や公益的の果たしている役割は大変大きいものがあるというふうに思います。したがって、現在でも関係する法律といたしての法律と都市計画法、山村振興法、あるいは過疎地域活性化特別措置法、特にまた最近でございました特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、こういういろいろな関係する法律があるわけです。

今、お話しもございましたように、それぞれ農水省は農水省、建設省は建設省というふうに縦割りをされておる。したがって、総合的に中山間地域をどういうふうな振興していくかというふうな視点点がやっぱり欠けていた面があるのではないかと。いうことは当然だと思えます。しかし、新しい法律をつくるというのではなくて、今、委員から御指摘もございましたような視点も十分踏まえながら、各省が連携をとり合って総合的に対策を講じていくということとは極めて必要なことだと私は思います。

そこで、関係懇談会でも、単にこれは農水省が担当するということではなくて、むしろ自治省も主体的になって、そして中山間地域全体をどのような町づくりをしていくことが一番いいのかということと連携し合って総合的に取り組んでいく、こういう体制をぜひ確立して取り組んでいただきたいというお願い申し上げておきます。また、私は新しい法律をつくるということよりも、今ある法律を総合的に方法ややり方について十分検討を加えていけばそれなりの成果も上げてもらえるのではないかと。いうふうに考えておりますから、特にそのことを各閣僚にもお願いしておるというところについては御理解を賜りたいというふうに思います。

○上杉光弘君 私は、我が国の国土保全という問題を考えると、世界一コストのかかる国になったんですね。十八本長期計画がありますが、第八次では二十兆を超えるものを投資しなければどうにもならない国になってしまった。さらに自然災害、危険箇所だつて八万カ所、ずつとこれ減らないんです。

ですから、そういう意味で今回の米の自由化、ミニマムアクセスが農家が意欲を欠いて中山間地帯の田畑の耕作放棄につながると、そうなった場合の自然災害の心配。あるいはこれは特に水不足がございました、水不足の問題。あるいは自然を維持管理するという農林業本来の役割が、ある一定のレベルより、これ以上低下した場合に果たしていいのかという懸念があるわけです。私は、理事会のお許しをいただきました、ここでひとつ実験をさせていただきたいと思うんです。

きのうの産経新聞に「おいしい水飲みたい」「お金払っても三割」というのがありました。これは総理府が世論調査をしたものです。お金を払ってもおいしい水を飲みたいという時代にもう日本もなつたんです。これだけ水がきれい、空気もきれい、緑もある我が国です。これは何かというと、水道水には、これはカルキです、塩素を投入することが許されておるわけでありまして、塩素を一定の投入をしまして、国民の健康を維持するために当然の措置としてこれは義務づけられておることなんです。

ところが、この塩素というのは非常に、私は御理解をいただきたいことが一つあるんです。それはどういふことかといいますと、カルキであります。塩素は水と反応いたしまして次亜塩素酸と塩酸を生じます。これは非常に、水道水中の適正で人体に影響がない塩素でありまして、食物に含まれるビタミンを破壊してしまうことが解明されております。したがって、ビタミンというものが摂取したばエネルギー化していいという事実はもう早くから指摘をされておるところであり

まして、お茶や野菜に含まれているビタミンC、アスコルビン酸というんですが、水道水中の塩素と反応して瞬時にアスコルビン酸、塩化体と塩素に変わり、これが破壊されるんですね。このことは京都大学の糸川教授が昭和五十三年に、水道水で米を炊くとビタミンB₁が半減されることを証明したり、ビタミンB₁溶液を水道水に加えた場合、百度になると二十分後にはB₁は完全に破壊をされる、こういうデータもあるわけでございます。

飲み水として私どもがいたいておるこの飲み水ですが、これは塩素と反応して、(資料を示す)塩酸液であります。これを入れますと、これは飲んでい水道水です、これが黄色くなります。黄色くなったですね。黄色くなるんです、黄色くなる。これは水ですが、これだけ黄色くなるんです。

これは茶葉です、お茶の葉です、普通飲んでい。これを入れます。色がほとんど白くなりまして、もう全く白くなりました。これは何かというと、今説明したビタミンCとこの塩素酸が、ビタミン同士破壊し合つて、そしてせっかくとったビタミン、お茶はいっぱいビタミンCがあります、このビタミンがなくなった、こういうことなんでしょうね。

したがって、耕作放棄やらして水質が悪くなる。浄化能力というのが自然にはあります、あるいは保水力もあります、貯水力もあります。そういうものが低下するということになってはいかかなものかという心配があるわけでありまして、そのような意味で私は政府に対して特別にお願いをしたいことがあるんです。

それは何かというと、時間がありませんから急ぎますが、今、全国に十四万集落があります。このまま見過ごしたらもうなくなる集落があります。高齢化がどんどん進んでなくなる集落があるんです。数年でなくなる集落もある。もう集落としての機能を持たない集落が大変多く過疎地には残つておる。この集落、十四万集落をどうするの

かというのは、私はこれは国家権力とか国家計画で当然取り組まなきゃならぬことだと思ふんです。それが計画がありません。

私は、集落を五つ六つ寄せて都市的な若干の機能も持った集落にするとか、新しい集落をつくるとか、今の集落にこの集落を移してやるとか、そういう集落整備というのは、今の集落法というのは既存の集落を整備するという法律ですから、これじゃだめなんです。ですから、その点をどうするかという問題があります。

それから定住化を促進するといつたつて、自治大臣もおられますが、過疎法ができて過疎化対策で二十五兆円も投じて過疎化はとまっていらないです。とまっていりません。ですから、定住化を促進するためには川上を川下が支援するという体制をつくらなきゃだめだと思ふんです。

これは私の書いた本であります、外国にはこれはあるわけです。デカップリング的な思想を取り入れた極めて立派なものが外国にはあります。特にドイツには農村空間の計画があつたり、その中にFプラン、Bプランというのがあつて、景域保全計画まで立ち入つたものが制度化、法制化されておる。フランスには農村計画法というのがあります。ですから、こういうものを我が国も当然取り入れるべきだと。

国土空間の整備に関する基本的法律は、都市計画法、農業基本法、土地基本法でございますが、これを受けた地域計画については、フランスではミッテラン政権誕生後に地方分権法が制定されまして、それにより基本構想や開発と整備に関する市町村連合憲章というのができた、土地占有計画というのもできた、こういう計画の権限や財源が国から地方におろされておるわけでありまして。外国のとおり日本がするということじゃありません。こういう一つの行政の取り組みというものは、当然必要だと私は申し上げたいわけでございます、この点について自治大臣、農水大臣の考えを承りたい。

○国務大臣(野中広務君) 委員からお説のよう

に、今回のウルグアイ・ラウンドの合意に至ります一連のルールが確立をいたしましたことは評価に値するわけでありまけれども、その中におきます農村合意はまことに我が国農業にとって深刻な影響を与えるのみならず、今お説のように集落の崩壊そして森林あるいは田園等の崩壊につながりかねない、こういう考えは私も意見を同じくするわけでございます。

思えば昨年のちょうど今ごろ、まだ国会においては当時の細川総理初め関係閣僚から、国会決議は守りますと徹底して言われておる最中でありまして。それが突然、十二月十四日の午前四時、断腸の思いということでミニマムアクセスをのむという記者会見が行われた。そんなときを思い起こしながら、三十年の間、同じところに同じ作物を植えて、いや地をしない、米を主食として我が民族を営々として支えてくれたこの集落があつてこそ、私は今日の日本の環境保全あるいは防災、さらにはお互いに困難な時代があつてもおかゆをすすりながら生き延びていくという、そういうことが確保されてきたのではなからうかと思ひますと、まことに感慨無量でございます。

国土庁が発表いたし、施策として行つております集落再編あるいは定住化対策等でございますし、自治省といたしましても、特別交付税あるいは今回のふるさと創生事業あるいは農山漁村の対策等をそれぞれ各省庁の施策と整合させながら、市町村が主体となつて魅力ある農村づくりというものをやっていかなければ、これは単に一つの施策として農業を比較するんじゃない、あるいは一つの都市と農村との比較だけでなく、我が国の国土をこれからどのようにして保全していくんだ、そして管々として、一度崩壊したら農村というのはもう再び取り戻すことができないという使命感に立つてこれからの農村というものをとらえて、市町村が主体になってさまざまな各省庁の施策を上手に組み合わせながら、地方単独事業をあわせてやっていかなければならないと存じておる次第であります。

○国務大臣(大河原太一郎君) 集落機能の強化の点については、自治行政の観点からたゞいま自治大臣からお話のとおりでございます。

集落機能整備等についても単純な一集落ではなくて、中核的な集落を中心とした再編整備については集落機能強化等の事業として既に取り上げられておるところでございますが、さらに全体的な視点から、その強化をするための事業なり、あるいは進んで法制化の検討等についても今後研究をしてまいりたい、さように思つております。

○上杉光弘君 時間が参りましたから終わります、明治時代、開国をして我が国は鉄道建設を方向づけました。それから郵便事業、はがきでありまして切手でありまして、そういうものを方向づけました。さらには国土の計画も方向づけました。そういう先達たちが方向づけしたことが今のこの時代にも生きておるわけです。

WTOの受け入れというものは、ある意味では国民生活にも影響し、また国の経済産業にもすべてに大きな影響力を持つ今後の国家のあり方を含めた私は重大な問題だと思ひます。

そういうこと等を念頭に置きながら、私は総理の今後の対応について怠りないことを、最後に決意のほどをお伺ひして質問を終わります。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員の御指摘がございましたように、我が国の先達の大変な努力によつて今や我が国は世界第二位の経済大国となつたわけでありまして、反面、生活者の立場に立つて考えた場合に、必ずしもこれだけ経済が繁栄したにもかかわらず豊かになつたというその実感はなかなか伴わない、こういう問題もございまして、同時にこれから人口構成上最も活力のある時代が要請されるときに、高齢化が進んでいく、少子化が問題になるといったような困難な状況も抱えておりますし、かつて加えて産業の空洞化といったような懸念される問題もあるわけでございます。

したがしまして、そうしたまろろの問題を十分踏まえた上で、これからの日本の経済なりある

いは社会といったようなものを、どういうふう
に改革を進めていきながら、本当に豊かなな
ったという実感に伴う、安心して暮らせるよ
うな社会というものを現実にしていくために、
これから二十一世紀を展望しながら取り組
んでいかなければならないと思います。

具体的には、第一に新しい公共投資基本計
画等の見直しを行いながら、生活、福祉、文
化といったような面を重視した社会資本の整
備を着実に進めていくながら内需主導型の
経済運営というものを心がけていく必要があ
るのではないかと、また思い切った規制緩和
を今検討いたしておりますし、内外のいろ
んな方々から意見を聞きながら、これから
五カ年計画を策定してそして確実に規制緩和
を進めていかなければならぬ。同時にそのこ
とを含めて経済の改革を進めていくという
視点も大事ではないかというふうに思いま
すし、同時に、我が国の産業がこれから雇
用問題をより改善していくために新たな事
業分野を開拓して創造性豊かな産業とい
うものをつくり上げていく。

こういう視点も踏まえて、WTO後の全
く新しい世界情勢の中で日本がどう安定し
て経済の成長を図っていくか、あるいは雇
用の確保を図っていくか、あるいは今申し
上げましたような高齢化、少子化に
対して本当に活力を見出していきながら、
国民全体が豊かさを実感できて安心でき
るような社会をつくるかということ、何
よりも大事ではないかというふうに考
えておりますから、今申し上げましたよ
うな視点を十分踏まえて、計画的に進
んでいくことを結ぶようにしていきな
いというふうに考えておられるというこ
とを申し上げておきたいと思います。

○上杉光弘君 あと関連の問題、農業分
野、条約問題は、大塚、大木議員から質
問をさせていただきます。

○委員長(矢田部理君) 関連質疑を許
します。大木浩君。

○大木浩君 ただいま上杉委員の方か
らいろいろと御質問がありました。関連の
質問をさせていただきます。

本日は総括質問でございますので、余
り条文等々について細かくということには
いきません。何せ何万ページというマ
ラケシュ協定でございますから、協定の
中身というよりは、私はまずもって、今
度のマラケシュ協定あるいはWTO体制
というものが新しくできるわけございま
すが、そのもとで日本のこれからの産
業政策あるいは外交政策といったよ
うなものが順調に行われるかどうか、
もしこれから心配しなされることにつ
いて御質問を申し上げたいと思いま
す。

まず、せっかくきょうは総理もおいで
でございますから、総理としてもかつて
社会党の委員長のお立場で苦渋に満ちた
決断をされたわけでございますけれど
も、いろいろと国内でも今回の協定につ
いてコメントがあるわけでありま

私は愛知県の選挙区でございますから、
御存じのとおりに愛知県は工業生産額
では日本でトップでございますが、同
時に農業生産におきましてもベスト
テンに入っております。ということ
です。農民の方々、農業関係の方々
からいろいろコメントがありまして、
今回の協定は農業あるいは農民の犠
牲において製造業を維持するためか
というふうなコメントをする方もあ
るわけでございますが、私はそう思
いませんし、総理もそういうふう
には御判断でないと思えます。ど
うぞひとつ総理から直接に、今回の
この協定というのは日本の産業、日
本の経済全体をさらに守り、そして
さらに発展させる協定であるとい
うことを簡潔に御説明いただきたい
と思います。

○国務大臣(村山富市君) 今回のウル
グアイ・ラウンドの合意を受け入れる
に当たりまして、特に農業問題等につ
きましては衆参を含めた国会の決
議もございまして、そういう国会決
議を尊重していくという立場から
すると厳しい問題もあつたわ

けでありますから、恐らく当時の政府
もその点を踏まえてそれなりに努力
していただいて、そして単に関税化
を受け入れるというだけではなくて、
農業問題についてはミニマムアクセ
スを受け入れて何となく六年間だけ
は過渡的に緩和できるような措置が
講じられたということについても、
私はそれなりにやっぱり成果を上げ
ていただいたというふうに考えてい
るわけでありま

けれども、しかしそれだけにまた
そうした分野についてはこれからも
厳しいものがあるわけでありま
すから、今お話しもございましたよ
うな視点も踏まえて十分国内対策
はやっていく必要があるというふう
に思います。

このウルグアイ・ラウンドは
そういう厳しい問題も含めておりま
すけれども、経済全体から考
えてまいりますと、それなりの多
角的な貿易の自由化が拡大されて
いくということになってまいり
ますと、貿易立国である日本の
立場からすると、日本経済全体を
踏まえた立場でやっぱり物を判断
していく必要があると思いま
すし、こうした国際情勢の中で日
本が貿易立国として立ち行くた
めには積極的にこのWTOを受け
入れて、そして多角的な貿易自由
化あるいは新しい経済秩序とい
うものについて貢献をしていく必
要があるというふうに考えてお
ります。

私は、そういうことがこれからの
日本にとって大変大きな意義があ
るものだというふうに認識をいた
しておるということを申し上げて
おきたいと思います。

○大木浩君 総理から今、概
括的な御説明がございまして、日
本の経済にとつても産業にとつ
ても大変大事な協定だということ
ですが、いろいろとガットの事務
局等でも、このマラケシュ協定に
よって世界貿易がさらに伸びる
、あるいは所得もふえる。何か二
〇〇五年までに年間五千億ドル
ぐらいの所得増大があるという
ようなことを言われております
が、通産大臣、日本にとつては
どういうふうに影響が出てくる
のか。貿易がふ

るのか、あるいは投資がさらに振
興されるのか等々ひとつ日本とし
ての概括的なその効果という
ものを御説明いただきたいと思
います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 実
は日本政府として、このWTO協
定が発効される、実行に移され
た段階での経済効果を独自に試
算したものはございません。

ただ、所得あるいは貿易の拡大
効果と申しますものにございま
してガット事務局が先月、西暦
二〇〇五年時点におきまして全
世界で五千億ドル、我が国に
関しては二百六十七億ドルの
所得拡大効果があるという試算
を公表いたしました。実はこの
数字も何回か踊りまして、計
数のとり方、項目のとり方が
大分変動したことはもう委員
が御承知のとおりであります
が、いずれにいたしましても
私どもは、WTO協定が我が
国の産業に与える影響という
ものは分野によってその状況
に異なるものがあると思いま
す、全体としては好ましい方
向が出てくると思います。

なぜなら、世界貿易の拡大
あるいは世界経済の拡大発展、
さらに各国の貿易障壁の低減、
あるいは諸外国への投資の保
護、輸出先や投資先における
知的財産権の保護の強化など
を通じまして、まず第一に、
相手国への市場参入機会、
ビジネスチャンスの拡大がも
たらされることとなります。
同時に、我が国の貿易障壁も
低下するわけでありま

すから、これは輸入価格及び
国内価格が低減いたします。
これは消費者にとりましては
実質所得が増加するという意味
を持つことでありまして、消
費の拡大を通じて生産への
拡大が期待をされます。
しかし、これは先ほど上杉
委員からも御指摘があつた
ところでありまして、当然
のことながら国際競争力の
弱い分野への影響は心配
があるところでありまして、
こうした分野につきましては、
協定上も輸入急増に対応
するための数量制限など
緊急輸入制限措置などが
認められておりますし、
交渉のプロセスにおき
まして関税引き下げの
時期を長期化する
あるいは関税引き
下げ幅を小
幅にとど

めるといった対応をとってまいりました。これによつて我が国の産業に与える急激な影響というものは最小限度に食いとめておると、そのように考えておるところです。

○大木浩君 世の中には意地の悪いことを考える人もおるわけでありまして、今度貿易自由化でますます日本の輸出も大いに促進されることとまた黒字がふえるんじゃないかというようなことを心配する人もおるようですね。しかし、それは日本としてもただ単純に黒字を減らしたいからふやすわけじゃないですね。日本の貿易構造というものを考えれば、日本としては燃料も輸入しなきゃいかぬし、あるいはいろいろ食料もある程度輸入しなきゃいかぬし、それからODAというようになことで経済協力もやると。ですから、全体としてやはり日本は黒字が仮にあればそれも上手に投資あるいは協力というように使つていかなきゃいかぬと思うんですね。その辺はこれからひとつ大蔵省あるいは通産省の方で全体の政策というものをよくお考えいただきたいと思ひます。

ただ、最近の状況を見ておりますと、いろいろと変化が日本の例えれば投資についてもあるという感じが持っております。きょうの新聞も、何かアメリカに対する自動車産業の投資はちよつと頭打ちじゃないかというようなことが書いてございまして。他方、アジアにおける日本の企業の投資が逆に今度は製品を日本へ逆輸入というようになこともあり得る。それだけアジアにおける投資企業の能力というものが高くなつたと思ひますけれども、そういうふうなことで、全体として私はこれからの日本の産業あるいは日本の経済というものが大きく変化する面がいろいろあるのじゃないかと思ひます。

そして、先ほど総理もおっしゃいましたけれども、ある面では日本の産業の空洞化というようにある、あるいは最近は何か金融の空洞化というようにあることも言われておるわけですが、通産大臣と大蔵大臣からそれぞれ、産業の空洞化、

金融の空洞化という問題があるんですけれども、今回のこのWTO体制のもとでそういうことについてはどういふふうにこれから考えていかれるか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、WTO体制のいかにかわらず、実はこの急激な円高の進行の中で、我が国の海外投資、企業の海外進出というものがふえておることは御指摘のとおりであります。そして、その中から空洞化が懸念されておりますことも、これは間違いありません。しかし私は、実は日本の企業が今後とも海外に展開していく、その趨勢は変わらないと思ひます。そして、これは技術移転等から考えましても、私はあつていいことだといふ部分も認めなければならぬと思ひます。

問題は、その結果として国内に空洞化を生じ雇用不安等を起こすことをどう避けるかということでありまして、その意味では、産調審の報告の中で、御承知のように、例えば情報・通信でありますとかあるいは医療・福祉分野でありますとか、さまざま十二の分野を今後育成していくべき、また大きな雇用が見込まれるべき分野として定められ、その方向に向けての努力もいたしていかなければならぬと思ひます。

しかし、より積極的に考えていきますと、実は十月にも中小企業庁を中心に我が国の中小企業の皆さんからこの円高の状況がどう影響しているか、それに対して今後どうしていこうとされるのか、そういう問いかけをさせていただきまして。そして、もう九〇%をはるかに超える輸出関連の中小企業は円高の影響というものを既に受けており、また今後受けていく状況にある、経営者の判断としてそのような数字が出ております。

しかし、ここで私が非常に注意をいたしましたのは、これに対する対策として挙げておられるものの中に、例えば業態を縮小するとかあるいは人員を削減するとかいふ後向きな施策に頼ろうとする方よりも、現在の業の安定しているうちにあるいは持ちこたえのきく間に新たな分野への展

開を志向される方、あるいはより付加価値の高い商品構成に変えていくこととされる方、さらに従来輸出分野で主として活躍してこられた方々が新たに国内に販路を求めてより付加価値の高い商品を開発しようとしておられるなど、非常に積極的な意欲が出ております。

私どもは通産省として、この新しい分野に移ろう、業を起そうという部分に対して、いわばその種を殖す段階から創業時の資金需要に対応してまでの努力を系統的に組み立てて、法律案をもつて今後御審議をお願いしたいと考えております。

と同時に、これはこの後、大蔵大臣の御答弁で恐らくお触れをいただくとお思ひますが、我々としては創業時における資金調達についてより民間における調達がしやすい環境をつくつていかなければなりません。その意味では、店頭市場のより活性化を求めることを初めとして、企業の立ち上がりにおける資金により調達の道を開いていく努力をぜひ関係当局にもお願いをしたい、そのように考えております。

○国務大臣(武村正義君) 通産大臣もお答え申し上げましたように、まずこのWTOの出発も含めて、これから経済はますます国際化してまいります。そういう中で日本の経済の海外との結びつきが一層深くなつていく、拡大していくことはまさに時代の趨勢であります。このWTOの精神からいってもその流れに逆らうことはできない、むしろそういう状況によりスムーズに、積極的に日本経済がどう対応していくかということではな

いかと思ひます。

海外への進出の比率は、御承知だと思ひますが、アメリカは三〇%と言われております。ドイツは約二割、日本はまだ六・四%ぐらいであります。そういう意味では、海外へのシフトといひますか、日本企業の進出はまだこれからふえていくといふようにも考えざるを得ません。

問題は、これを空洞化という言葉で私どもは表現しているわけですが、空洞化というのと、何となくぼつと逃げていってすつかり穴があ

いてしまふ、被害的なマイナスイメージだけが強く残る言葉であります。これはもうメーカーでも、今、通産大臣も申し上げたように、東南アジアへ日本の工場が出ていけば、そこを拠点にして新しいマーケットを拡大していくことにもなります。当然ある段階までは大事な部品は日本に依存する、その関係の輸出はふえていくということでもありまして、すつぱり空っぽになるというふうにとる必要はないではないかというふうに思ひます。

私ども所管の金融関係につきましても、最近、東証外国部に対する上場の数が少し減つてきている、あるいはまたロンドン市場で日本株の取引が始まつてくるという状況もございまして。これも、個々には詳しく申し上げませんが、大変複雑な要因が絡まつておりました。一概に空洞化という言葉で表現するのは必ずしも適当でない。ただ言えることは、そういう状況をにらみながら、私どももしっかりと分析もし、日本の金融・証券市場の役割とかウエイトがぐんぐん下がっていつて弱まつていくといふことは黙認してはならないし、そのことについて新しい対応が必要か、ここはしっかりと大蔵省としても要因を分析しながら対策を打ち出していききたいといふふうに思ひます。

○大木浩君 WTOは必ずしも金融問題を中心的に扱う機関でもございませぬけれども、世界の経済が一番成長をしているのはアジアだということ、アジアというところを中心に考えても、東京の金融市場の地位が低下しておるといふのはやはり一過したと見直さなければいかぬのじゃないか。これから二〇一〇年ぐらいになると世界の中の経済大国といふのは、日本が何番になるか知りませぬけれども、恐らくアジアの中の五つぐらいはトップテンに入るのじゃないか。その中には中国とか、あるいは意外に思われるかもしれないけれどもインドとかインドネシアもだんだん入ってくるのじゃないかと、そういうふうなこともあるわけですが、金融に限り

ませんけれども、アジアというものを意識しながらこれから日本の経済、日本の産業、金融、すべてをひっくり返って考えていかなくはいかぬのじゃないかというふうに考えております。

そういうことで、お答えは要りませんけれども、ひとつ東京の金融市場の問題につきましても、それから先ほど通産大臣が言われましたけれども、やはり日本の産業を、リストアップと申しますか新しいものを見つけていかなきゃいかぬということで、中小企業を含めたそういった新しい生産と申しますか新しい経済と申しますか、そういったものに對して、これは両大臣そこにお座りでございますけれども、先ほどから通産大臣が大蔵大臣に何かメッセージを送っておられるようでございますから、どうぞひとつその辺もぜひともお考えをいただきたいと思うわけであります。

そこで、今度の協定の中で、いろいろと紛争解決のためのメカニズムというのが従来よりも整備されるというふうに承っておるわけでございますが、御存じのとおりに今までのガット体制というものは、ガットのためにはいろいろと取り決めに要していますけれども、どうもその例外あるいはその外側でいろいろと行われておったというふうに理解をします。

きょうは細かいところはいきませんけれども、例えば日米の経済、貿易関係を考えてみましても、自主規制だとか二国間の取り決めだとか、簡単に言つてこれはガット違反あるいはガットを無視したとは言いませんけれども、要するにガットでは十分に解決できなかったからというほかのところでもやっつた、こういうふうな考えざるを得ないわけでございます。

通産大臣は、随分何回もアメリカへ行つてカンター等々という折衝をしておられたんですが、今後これはどういふことになるのか。これは外務大臣が通産大臣かわりませんが、今後このWTO体制というものが整備されれば、すべてとは言いませんが、ほとんどのことはWTOの中で解決されて、従来のような二国間の取り決めだとか

か自主規制だとか、そういうものはだんだんなくなっていくという方向に進み得るのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は日米の包括協議の状況を振り返つてみまして、必ずしもそう樂觀だけを申し上げる気にはなりません。と申しますのは、九月末から十月一日の朝にかけまして交渉いたしました中で、御承知のように自動車の補修部品に對してアメリカは通商法三〇一条の発動を宣言いたしました。そして、当然のことながら私は三〇一条のもとの交渉は嫌だということをお願い切り、今もその体制でおるわけであります。

その後、ジャカルタにおきましてUSTR、商務省双方の最高責任者との議論をいたしましたときにも、彼らは依然として包括協議のルール、それを援用した形での交渉というものを求めております。そして、例えば自動車におけるボランタリープランのように彼ら自身が包括協議のチームの外であり、ガバメントリーチの外であり、民間の自主的なプランであるということをも認めた分野につきましても、なおかつ上乗せを主張する交渉の対象として議論をしたいということを彼らは言いつけております。

こうした状況を考えますと、WTO体制が整備をされたことによつて例えば包括協議がなくなる、あるいは二国間の交渉というものの重要度が減じるとは必ずしも想定できません。しかし、少なくともマルチのルールがよりガット体制に比べ幅の広いものとなり、そのプロセスにおいても従来透明性を欠いておりましたところが相当程度明らかになった。こうしたことを考えますと事態はより改善される方向には向かうだろう、しかし二国間における交渉は必ずしも減少するとは言えない。率直な印象をそのように持つております。

○大木浩君 今、日米のことをお話しただいたわけですが、日本とアメリカの関係というのは非常に重大だということは今さら申し上げるまでも

ないわけで、日本としても単に貿易問題あるいは黒字問題ばかり議論しているわけじゃありませんけれども、やはりあれだけ大きな黒字があるということになりますとどうしてもアメリカの政治家あたりになるとそれを持ち出すというわけで、日本の政府あるいは日本の民間も含めて、私はアメリカからの輸入というが黒字減らしといいますか、随分努力をしておると思うんです。

通産省の外郭団体のジェトロですが、あれは昔はたしか輸出のための機関みたいな名前がついていましたけれども、このごろはむしろ輸入の方が大事だということで随分努力しておられる。先般も私はアメリカに行つてまいりまして、アメリカのいろいろな州にジェトロから出したアドバイザー、これは日本人ですけれども配置されて、向こうの州知事さんの顧問としてそれぞれの州の政府の中に事務所を開いて、そしてどうしたらアメリカから日本への輸出、日本からいへば輸入がふえるかということを一生涯懸命にアドバイスしているわけですね。恐らく私は、政府ベイスあるいは準政府機関でこんなに努力しているところは少ないと思うんですが、どうもいろいろと物を読んでおりますと、まだまだ日本の市場というのは閉鎖されているというような議論があるわけでございます。

御存じのとおり、あれはたしか中曽根内閣のころだったと思いますが、いわゆるオンブズマンという制度をつくりまして、日本のいろいろな制度について不合理なものがあったらひとつ向こうの方から言つてこいというようなことでできたと思ひますが、その後どうなつたかよく存じません。先日米日米商工会議所の代表が来まして、やつぱりまだまだいらないと申し上げたいことがあるということです、ここにこういふ日米の貿易白書、これは九三年版が既に出ておまして、最近また九四年版も出たわけでございますから大体内容は各大臣も御存じだと思ひます。どうもこういうところを見ておりますと、せっかく一生懸命やつておるけれどもどうもまだPRが足りないの

か、あるいは言っているけれども本当に効果という結果が出てないのかよくわからないのでございます。

実は数日前の産経だつたと思ひますけれども、現在日本で輸入促進地域制度というのがございすね。日本へ輸出したい人がいろいろのものを持ってきてそれを展示するというような制度をつくつただけでも、それに従事する人のビザがなかなかもらえないとか、あるいは大蔵省の方でやつておられます総合保税地域との関連がはつきりしないので、どうも現実にはどうなつていくか知りませんが、結果としては余り活用されてないんじゃないかというふうな議論もあるんです。

きょうは細かいところはともかくとして、通産大臣、何かその辺で総合的なコメントがございましたらひとついただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 委員が御指摘になりました産経新聞の「さらば規制列島」という記事は私も拝見をいたしました。そして、こうした視点でなお我々が努力すべきことがあるなど、その感じを深くいたしております。

今日までも、それぞれの輸入促進地域でこれをつくりました場合の保管施設でありますとかその他につきましてもいろいろ御相談を関係各省としてきたと私は思ひます。しかし、なお我々がある意味では当然だと思つていたようなことで連絡体制の不備によつて落ちていた部分等この記事で随分我々も教えられました。むしろ、今後ともよく関係各省と御相談をしながらこうした仕事により実効の上がするように努めてまいりたい、そのように考えております。

○大木浩君 今回のWTO体制というものを従来のガットと比べますと一つ非常に印象づけられるのは、開発途上国というものが続々と入つてきて、これからまたしかも貿易の自由化あるいは投資の自由化ということについて彼らも積極的に参加しよう、こういうことが非常に活発になりつつある。先般のAPERCの会議でもそういう

た趣旨の宣言があつたように私は理解しておりますが、ただ、いきなり開発途上国が全く先進国と一緒に条件ではなかなか競争もできないだろうというようなことで、ある程度ハンディ、ゴルフで言えばハンディがついているような格好になっていると思ふんです。

外務大臣、今、特にアジアが非常に最近には開発途上国から中心的な段階にまで達しつつあります。ですから、こういったような国々、もちろんそのほかにまだ開発途上の国もあるんですが、こういったような国々と全般として日本としてはどういうふうにかこれからつき合つていこうか。つまりこのWTOの中で、一方においてはなるべく同じ、近い条件で競争をせしめよう、こういうことがあるわけですね。しかし一方では、やっぱりアジアの国と協力するという面もあるわけですが、その辺をどういうふうにバランスをとつてお考えなんでしょうか、ひとつお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(河野洋平君) 今回のWTO協定もそうですし、先般のAPECの会合でもそうでございましたが、我々見ておりましたも、発展途上国が極めて積極的、意欲的にこの問題に対応していることが非常に印象的でした。先般のAPECでも、インドネシアがイニシアチブをとって自由化に向けての大きな中長期的な方向性を打ち出すということなどは、まさにその象徴的なことでございます。

ただ一方、確かに実務的にはこうした発展途上国が一巡にそれでは何でもかんでもできるかというとそうではないわけでございます。今、議員おっしゃる通りに何がしかの、例えば猶予期間を設けるとか、そうしたことは考えなければならぬというふうにか考えるわけでございます。これらのことは今回の協定の中にも何方所か明示的に書いてございますし、私どもとしては発展途上国に對しましてさまざまな意味で協力をしていく必要がある、こう考えております。

技術的な支援もそうでございますし、それ以外

に、政府開発援助においてもそうした支援が必要であれば積極的にこれを行つて、世界の経済、世界の貿易というものが発展をしていくという方向にとともに歩んでいくという気持ちがあるより大事だということに考えております。

○大木浩君 先ほど知的所有権の話がちょっと出ておりましたが、これからの経済の発展、特に新しいことを何か考えようということになりますとどうしても科学技術の力というものに期待せざるを得ないわけでございます。そういった面でもやはり特許という制度、知的所有権に関するいろいろな制度があつて、なるべく公正に競争せしめようということになっておる。ただ、今もお話しいただいたように、開発途上国には多少ハンディもあけなさいかぬということのようです。

先ほど通産大臣のお話で、先進国の間では特許制度についていろいろ随分長い間お話をいたしました。今度のWTOの前に、先進国間では特許制度というものの何かに調整といひますか、日米欧あたりでの調整というものが大体一段落しておるといふふうに理解していいでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先刻御答弁申し上げましたように、それぞれの制度のハーモナイゼーションは、今回随分図られたと考えております。しかし、問題はそれでは解決したかといへば、解消したわけではございません。その最大のものはアメリカの先発明主義でありまして、この点だけはまだ解決を見ていないわけでありまして、私も、この交渉のプロセスを見ておりました。一時も、アメリカも態度を変えて先願主義に変わるのかという期待を持った時期がございました。ところが、またこれがもとに戻つた形になりました。先進国の中ではアメリカだけがこの先発明主義を現在も採用しているわけでありまして、

我々としてはこれを何とか、欧州あるいはそのほかの国々とも連携をしながら、国際的な一つのルールとして定着をしております先願主義に移行

させるような説得をこれからも続けていかなければならないと考えておりました。残る最大の問題点はこの点かと、そのように考えております。

○大木浩君 もう一つ、今度のマラケシュ合意の中にも若干入つていっていると思いますが、繊維貿易ですけれども、これは日本はかつて繊維輸出国というところで、日米繊維戦争というようなことで随分輸出国としていろいろ苦労いたしましたけれども、最近ではむしろ近隣諸国からの輸入というふうなことでいろいろ議論があるということ、今度のマラケシュ協定では従来のMFAはだんだんに消滅させていくということでしょうか。

いづれにいたしましても、そういったことを背景にして、先般、通産省の方でも輸入制限措置に替つての新しい制度というものを整備されたと思いますが、繊維貿易について通産省としては今どういふふうにか考えておられるか、日本を中心にしてのひとつコメントをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) とつさのお尋ねでありまして手元に資料がありませんので、概略、自分の記憶の中でお答えすることをお許しいただきたい、こう存じます。

まず第一点に、MFAは消滅するのにかというお話でありましたが、消滅はいたしません。そして我々は今、セーフガードのルールを整備しつつあります。同時に、このウルグアイ・ラウンド協定の論議の中におきまして、繊維につきましては十年という期間を担保いたしました。これによつて通常より長い期間保護を加えていく体制にございます。また先般、これは特定国の名前を挙げて申しわけないと言わなければならぬのかもしれないが、ジャカルタにおきまして、例えば中国との論議の際、中国側に秩序のある貿易を求めるといった努力も別途いたしておるわけでありまして、

我が国の繊維産業は、確かに今、産業として非常に厳しい状況に置かれており、より付加価値の高い商品構成で競争していかなければならない状況

況にあるわけでありまして。そして、そうした視点からの市場のニーズをより把握し、市場の求めるものを生産する体制への移行、さらには流通における努力、こうしたことを含めてのさまざまな措置を講じつつありますが、一番大きなものは十年という期間ではなからうか。同時に、今後セーフガード措置を整備をいたします。その上で果たして業界がどのような判断をし、考えていかれるのか。この辺にかきがあるように考えております。

○大木浩君 今、繊維の貿易について通産大臣から御説明ございましたし、最近中国の方で自主規制を、向こうから何かそういう話も来ておるといふようなことでございますが、いづれにいたしましても、私の愛知県も繊維産業をまだ抱えておりますし、まだまだ繊維産業は大事な産業でございますので、どうぞひとつ繊維産業についても発展ということについてよろしく御配慮をいただきたいと思ひます。

それから、余り時間がございませんのであと一、二問で終わらせていただきたいと思います。最近最近ガットというものに既に旧共産圏の国がだんだん入りたいといふようなことを言っておりますし、いづれ中国なりあるいは旧ソ連のいろいろな共和国が入つてくるのか、すぐには入る体制ではないんだけれども、だんだんにそういう動きはあると思ひます。これらの国々も今度市場経済ということだから、だんだん入り得る体制は進んでくるんだらうと思ひますが、こういった国々が加入してくることに、これはひとつ外務大臣はどういふふうにか理解しておられるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(河野洋平君) 御案内のとおり、WTO協定は百二十五の国と地域が参加をしていまして、これは言つてみれば、国際社会の中で国連に次ぐ最も多くの国の参加によつて経済貿易のルールをつくると、こういうことであらうと思ひます。私どもは、こうした共通のルールのもとで経済

上杉君の関連質疑を許します。大塚清次郎君。
○大塚清次郎君 午前中に続きまして、今度は事柄を変えまして、先ほど上杉議員からもちょうとございましたけれども、ガット・ウルグアイ・ラ

ウンドの農業交渉の合意の関連対策について質問をいたします。

このことにつきましては、昨年の十二月、あの断腸の思い、苦渋の決断、そして万全の対策という事で一連の大綱が出た、その中に金目を盛ってもらいました。特に、農水省にかかわる六兆百億円、この点について衆議院でそれこそがくぐりの議論があつたことも知っておりますが、最後にどうも別枠扱いの問題をめぐつてなかなかしつくりしたかみ合いがなされませんでしたので、そこを政府・与党首脳会議でも相談いただいて、統一見解として村山総理から十二月一日に出たわけでありました。

先ほどもそれについて上杉議員に答弁されたわけでございますが、これは、そのような苦渋の決断、そして万全の対策というその延長線上でこの予算化の問題が今平成七年度を中心に現実のものとして扱われようとしておるわけでございます。

そこで、この統一見解をよく読んでみますと私にはわからないところがある、頭が悪いせいか。実は、政府の責任で決めたんだから予算できちんと対処する、従来の農林予算に支障がないようにするという前段がありまして、本音の部分としまして、この対策事業費の財源をひねり出すために従来予算を削ったり抑えたりはいたしませんよ、そして一面では、他の予算と同じように年々の予算編成過程で総合的に検討するという事になつております。脈絡があるようですが、ないようでもこれはあるわけですね。

実は、私にはわからない点がございますが、もう少し詳しくこれを敷衍しますと、私は、この別扱いの大合唱の中でこの統一見解を最終的に出されたということについては、七月二十九日の閣議了解、概算要求についてということが出ておりますが、その中で七年度予算については、この対策予算については予算編成過程でひとつやってくるんだ、検討する、こういうことに決まっておるわけ、したがってなかなか別枠ということは言え

ない。そして、一つ別枠をつくれれば各省庁にわたつて別枠を許さなきゃならぬから取捨がつかなくなるということだから、これはどうしても財政責任者であります大蔵大臣も言えないと思うんです。

それでは、これでみんなが了解するだろうか、あの苦渋の決断、万全の対策を了解するだろうかと思ひますと、これはなかなか国民にはわかりにくい。今、現場では非常にわかりにくいと言つております。ですから、これはこの際ひとつみんなが納得するような文言、表現にされないものかという事を私は思ふわけでございます。

これは、別枠という言葉が使えないとすれば、この統一見解の背景として意味するところは、年々の予算がある、これはシーリングでやつてい、大蔵省に予算編成権がありますから既定予算についてはこれでやつぱり考える。そして、年度の対策予算は全く新しい事業として六兆百億円の事業費を今度は真水で予算化していく。だから、私は二階建てになるんじゃないかと思ひますね、二階建て。そうでないと、そこを分けないとスクラップ・アンド・ビルドを無限に許すことになる。しかし、それは従来予算を意図的に削つたりというふうなことはしないということだから、どこかでひとつきちつとした見解を出すべきだと私は思ひますけれども、総理、どうですか。

○国務大臣(武村正義君) これまでの経緯も大変よく御理解をいただいてお尋ねをいただいてるわけでございます。衆議院でもこのことはもう十何回か御質問もございまして、真剣な議論が行われてまいりました。先ほど上杉委員の御質問に総理が改めてこの見解をお述べいただいたわけでございます。私どもとしては、ぜひもうこの表現で信じて御理解を賜りたい、ひたすらそう思つているところでございます。

要するに、別枠論というのはどつちかといえは形を非常に主張なさるというか、大事にされる議論であります。それに対して、私どもは中身でお答えをしている、これは新しい事業でありますと

いうことでお答えをしている。そこにいわばずれいがあるといえはあるわけですね。

なぜかといえは、もう委員が先ほどお話しただきましたように、概算要求の方針を七月二十六日、村山政権発足直後でございしましたが、決定をいたしました。当時からも別枠の要求はいろいろございました。新幹線あり、中小企業あり、新ゴールドプランあり等々、一方を認めれば取捨がつかなくなる、シーリングそのものももう壊れてしまいかねない状況も予想されます中で、ひとしおウルグアイ・ラウンドの対策費は、本当に苦渋の決断の後、農家の皆さんに厳しいけれども新しい農政の道を開いていく政府の姿勢を明らかにする事業予算であると。このことは、規模のこともそうでありまして中身においても、この厳しい農政の状況の中で、それでも基盤整備一つとりまして高生産性の規模の大きい、そして担い手という農家の方々に対応できる予算を組んでいこうという事であります。過去、借金の問題や土地改良事業の負担の軽減の問題も基本的にはそういう視点に焦点を合わせながら六兆百億円の事業を編成させていただいたということでありまして、総合的に予算の中で配慮するという事は、これはどの予算もそうでございまして、新しい事業だからあるいは別枠だからといって特別に何か別の予算が用意されているわけではございません。

○国務大臣(武村正義君) おっしゃるとおり、概算要求の農林水産予算の上積みという事を認めるということとは即それは別枠ということになるわけでありまして。そのことは私どもとしては認めておりません。

しかし、あくまでも新しい事業と申し上げておりますように、もう予算も遠い話じゃなしに、今もう農水省、大蔵省も含めて事務的には予算編成真つただ中でございます。間もなくこの国会が終れば政治ベースでも御参加をいただいて最終の年内仕上げに向かつて、もう幾日も日がない状況

はつきり見えない。だから結局、平成七年度の予算を組む、しかしシーリングは他省と同じようにかかる、平成七年度の既定予算、従来予算にはかかるでしょう。

しかし、この新事業予算、対策予算というのは上積みなんですよ。上に、その上になんです。ですから、別枠という言葉がそういうことではない、出せないなら、やっぱり農水省の従来の予算規模の上積みというところぐらいは言わないと、それは歯どめがないじゃないですか、歯どめが。

というのは、十二月一日、斎藤大蔵事務次官は、非常に厳しいですよ、これは一般論でございしますけれども、だからこの省の予算をどういふふうに削るかということについては、やっぱり総合的にですから農林水産省を余計削ることもあり得るということになる。そうすると、実質的にはビルド・スクラップになつちゃうということ、意図的でなくとも外からは意図的に見えることになつちゃう。その心配をなくしようというわけでしょう。だから、それはそうしないと、苦渋の決断、断腸の思い。そして万全の対策と言つてい、以上、それにふさわしい形を、統一見解はあれで、もう訂正しろと言つても総理は訂正されないでしよう、しかしやっぱりそういうふうな言いわけの敷衍あるいはブリーフ、背景説明、こういうのを、この非常な不安感を消してください。どうですか。

○国務大臣(武村正義君) おっしゃるとおり、概算要求の農林水産予算の上積みという事を認めるということとは即それは別枠ということになるわけでありまして。そのことは私どもとしては認めておりません。

でありまして、ということはおもひもなく私どもがお答えを申し上げていることが数字で結果としてはっきり表に出るわけでございます。当然、予算書ができましたら一体新しい事業はどれとどれで総計幾らだということも皆様から厳しく問われるわけでありまして、そのことを踏まえて私も誠心誠意お答えをしているつもりでございます。

総理がお答えしましたウルグアイ・ラウンド対策への新しい事業の第一年度として、こうした事業は優先的に予算編成の中でしっかり責任を負って配慮をさせていただくということを繰り返して申し上げます。

○大塚清次郎君 くだいようでございますが、もうちょっとはつきりしません。実は随分前向きになってきました。

だから、ここでは従来の農水省予算規模、これがシーリングにかかっていくけれども、六兆百億円というのは例えて言えば真水にすると三兆円になるかどうか、六年のタームで、そうするとこれをならしめて四、五千億円。そうしたら三兆四千億円の今の予算は、通常シーリングをやって出た額があると思いますよ、しかしやっぱりふえるのは間違いない。だから平成七年から六年間予算規模はふえる、これを言わないと、やっぱりそれは言えないということになってはこの統一見解に書いてあることに私はもとを思っています。

総理、どうですか。武村大蔵大臣ではもうなかなか、財政当局ですから、結局斎藤事務次官のこの十二月一日、殊さらに十二月一日、こういう談話を記者会見で出しておりますよ。

○国務大臣(村山富市君) 今、大蔵大臣から御答弁がございましたように予算編成の過程でございますから、その過程でこの予算はこうしますああしますというようにここで答弁することは差し控えたいと思うんです。これはもう出た結果によって御批判をいただく以外に私は思いません。

ただ、先ほど来委員からも御指摘がありますよ

うに、国会、衆参両院であれだけの決議をしておいた。その決議が完全に守られるといったようなことにはなり得なかった。ミニマムアクセスを受け入れざるを得なかった。必然的に日本の農業というものはある意味では世界的な経済・貿易の自由化にさらされるわけですから、そのさらされる日本の農業をどうして維持、守っていくか、そして国民の食糧が安定的に供給できるような体制というものをどうつくっていくかという極めて難しい課題を背負ってある。その厳しい課題に対してどう対応していくかということの心構えだけではしつかり持つて考えていくということについて十分御理解をいただきたいというふうに思っています。

○大塚清次郎君 それでは、私は次に進みますから最後。

この問題については目に見える形で、農水省の従来の三兆四千億という予算規模が今度の平成七年度の予算において農家に万全の対策を約束された。断腸の思いとか苦渋の決断は過去のこと、万全の対策は将来に向けて約束されておられるわけですから、ひとつ全部に見えろように、ああ、やってくれたんだなということが鮮やかに見えるようにしないとこれはやっぱり政治不信につながってしまうと思うんです。

したがって、その点について、特に予算編成という大権を握っていらつしやる武村大蔵大臣、ひとつ勇断を持ってそういうことになりますようにお願いしたいと思えます。これで終わります。

それでは次に、新食糧法に関連しまして米の需給管理、それからそれと関連します生産調整、これについてひとつ農水大臣なり食糧庁長官にお伺いしたいと思います。

実は、米事情は一転大変な事態になってまいりました。特に去年の緊急輸入の余り米の処理、それからことしの豊作、そして去年五十八万ヘクタールに減反を減らしておりますので復田がかなり進んでおるといふこと、それが米の生産増をも

たらすということ、それからそれにいよいよミニマムアクセスを受け入れなきゃならぬということ、だからこれは来年度の十月末に非常に重い在庫を抱えることになるのではなからうかと思えます。

農水大臣、今度提案されておる新食糧法は施行当初からこの重荷のために非常に需給がうまくいかぬということになりかねないと思えますので、その点について大臣の御所見を簡単にお願いいたします。

○国務大臣(大河原太一郎君) お話しでございますが、まず現行制度のもとにおける需給関係、それからだんだんにお話を申し上げますが、緊急輸入米、これは九十八万トンの在庫がございます。これは国内流通とは切り離しましてそして息長くこれを処理する、そういう基本方針でございます。

さて、ただいまお話がございましたように生産調整と在庫の問題でございますが、御案内のとおり昨年大凶作で、ゆとりある需給を確保したいというところで平成六年、七年産米で八年の米穀年度末には百三十万トンの在庫を造成しようとしたわけでございますが、御案内のとおり作況指数一〇九と。したがって、来年度の平成七米穀年度末には百五十万近いものが在庫として出るというような情勢でございます。

このことは、単に政府在庫がふえるだけではなくて、御案内のとおり今、流通の主体が自主流通米でございますから、したがって自主流通米の売れ残りなり価格の下落というような問題が生じてくることははっきりしているわけでございます。そして、生産者サイドの皆さんからそのようなお話が出ておるわけでございます。しかし一方では、今もお話しございましたが、稲作経営の安定というところで二年間の転作の固定ということも、これ

も公の約束でございます。

したがって、この自主流通米の販売環境の極めて厳しい条件とこの二年間の農家に対する約束というものをどうするかという問題でございます。で、ざつぱらに申し上げましていただければ生産者団体と協議をやっておる最中でございます。

○大塚清次郎君 ただいま農水大臣から御答弁いただいたわけでございますが、私もこの新食糧法、画期的な米管理システムが当初からつまづかないように、これは経過段階でつまづくと大変なことになりますから、これを特に農水省としてはいろいろ対応策を講じていただくということでございます。

さて、今度の新食糧法は備蓄が柱になっている。だから米の消費需要と供給、このバランスがこの百五十万トンという年々の備蓄を柱にして均衡していくということが一番望ましいわけでございます。これは国内産についてのみですが、それで、そうした場合にやっぱり生産調整を将来、これはこれから施行までの間に、来年は間に合わないかもしれないけれども、本格的な調整のシステムを一遍考えない、猫の目のように変わっていくということが非常に生産者としても耐えられぬし、また農水省としても見通しが困難でございますので、これをさきとひとつお考えいただきたい、こう思います。

ところで、来年の作付は迫っております。だから、二年固定の約束、二年の生産調整面積固定ということばかりではこれはいかぬと思えますね。そういう意味では、この際ひとつ生産調整についての報奨措置について十分お考えいただきたい、調整水田等の知恵も出ておるようでございますから、ひとつ手厚いものをお願い申し上げます。

その一つの理由としては、生産調整が始まって以来もう相当になりますけれども、一番高い生産調整奨励金の年は十アール当たり六万円でした。今、ずっと漸減して十アール当たり一万七千円。しかも、これはいわゆる変質化しております、生

産調整奨励金の中身が。というのは、構造政策へ向けて誘導する役割が相当重くこの減つてしまつた一万七千円の十アール当たりの奨励金に入つておる。

こころ、今度ウルグアイ・ラウンドで減反は新たに日本の義務になりました。減反をしておかないと、米の国境措置で、これはもういけないという一つの義務になつておる。それから輸入も義務になつておるといふ新たな事態があるわけでございます。そういう点ではここでその報奨措置を、いわゆる生産調整の助成金等の報奨措置をひとつここで手厚くしていただきたい。これは要望でございます。お答えは求めても具体的に出来ないと思ひますので、来年の事態までにひとつ。ただ、農林水産大臣の気構えだけをひとつ。○国務大臣(大河原太一郎君) 先ほどお答え申し上げましたように、ただいま生産者団体と私どもと十分な話し合いをいたしたいということをやっております。

その話し合いの過程でも、ただいま大塚委員は、例えば水張り水田のお話などもありまして、生産調整の手段の多様化の問題もございました。この奨励措置の問題もその一つになるかと思ひますが、これらについては十分話し合いの過程で決めていきたい、さように思つております。

○大塚清次郎君 次は、農業交渉で今度の特別セーフガードの制度、これが織り込まれております。一般的なセーフガードもございしますが、このセーフガードの効用といひますが、効き目といひますが、これについて私は非常に疑問を持っております。

実は、米等については七〇〇という高いところから考えられておりますが、今自由化されましたものについては、例えば牛肉であれば関税率は今度五〇〇になる。そして、これのセーフガードの役割を果たす最高関税率は、五〇と七〇が三八・五と五〇に今度下げられていくわけでございますが、それと同様に関税率を見てみますと、セーフガードに関税率を使うという場合、

今の状況では私は、量的な輸入制限をこれに置きかえたわけですが、その関税率の高いものを適用して防ぐというのではできないと思ひます。

というのは、今の購買力平価水準とはるかに乖離したこの円高の問題が一つあります。それからもう一つは、彼等の、輸入相手国とのコストの差、いわゆる内外価格差、コストの差による内外価格差があります。それから農産物については、それぞれの種目に大体輸出大国ではメジャーという、穀物メジャー、シトラスメジャー、非常に寡占化されておるといふ状況があるわけでございます。セーフガード、いわゆる緊急輸入制限措置というものの、いわゆるその関税率を飛び越えてどどん入ってくるということが起こり得るわけでございます。その一つの象徴的なあらわれが牛肉ではないでしょうか。

牛肉は、いわゆる年々一七％以上前年より余計入つてきたときは高い関税率を適用しますと、こうなつておりますけれども、それでとめられるかというところとめられないんじゃないですか、今のところ、量的な輸入制限をしない限りは、それで山中私案という牛肉輸入調整法が一つ試みられたわけですが、これはなかなかウルグアイ・ラウンドとの関係でうまくいかない。そういう点について、東経局長、どうですか。私の言うとおりになりませんか、なりますか。

○国務大臣(大河原太一郎君) 大塚委員がおっしゃいました特別セーフガード、これは今度関税化される品目について適用されるものでございまして、牛肉等については、また後ほど申し上げますが、別途の措置がとられたわけでございます。

特別セーフガードの対象品目につきましては、関税化品目については内外価格差を前提とした相当高い関税が張られております。もちろん為替相場の変動その他ございしますが、したがってそれについては当面大きな影響はないであろうというふうに見えておるわけでございます。それが第一点でございます。

それから牛肉については、お話しのとおり、これはもう既に自由化されておりますが、今日の輸入牛肉の問題その他から、特に農業交渉におきましても別途の交渉で、四半期別に見て輸入数量が一七％以上増大した場合においては五〇％の関税に伸ばす、そういうところでございします。したがって、関税ではなかなか防ぎ切れないという問題があるわけでございますが、これについてはガット十九条の、輸入の急増等によつて国内産業に損害を与えまたは与えるおそれがあるというところで、関税の面における措置をするかあるいは輸入数量制限をするかというところ、これを発動するかどうかということだというふうに理解しております。

○大塚清次郎君 特に牛肉については、国内自給というのが非常に追い込まれておる。もう恐らく需要の半分以上じゃないかと思ひますが、まごまごしてると国産の牛肉が消えてしまうということにもなりかねないと思ひます。それが一つの例でございますので、各般のそういうことについて今後農水省はひとつしつかり対応していつていただきたいと思ひます。

最後に、もう四、五分しかございませんが、米のミニマムアクセスにいわゆる売買同時契約制度方式というのがあります。これは非常に私は気にかかれます。いわゆる国家貿易として全部六年間入れていく、輸入していくということと国内のものとの遮断していくということですが、なぜSBS方式が一部たりといへども入ったかというところ、これはアメリカの圧力なんじゃないですか、どうでしょうか。まずそこから。

○国務大臣(大河原太一郎君) お答え申し上げます。必ずしもアメリカの圧力ではないわけでございます。私どもとしては輸入外米、これの国内評価を決めて、それで政府の売り渡し価格をどうする、国家貿易ですからこれに差益を乗せて売りますが、その場合の国内評価を確かめるためといひますが、国内評価を定めるためには一部売買同

時契約方式、SBS、これによつてやつたらしかるべきだろうということでございまして、かつて牛肉がまだ事業団一元輸入の際においてもSBS方式を利用してそれで輸入牛肉の国内における評価を決めた例もあるわけでございます。一義的にはそのように理解していただいたらいかがかというふうに思ひます。

○大塚清次郎君 最後に、時間がございせん。今のSBS方式については農水大臣はそうおっしゃいますけれども、いろいろ私に聞こえてくるところでは、間違いかどうか知りませんが、これに大きなアメリカの将来の日本の米市場参入のなかがここに出てきたなということでございます。

ですから、そういうことであるにしてもないにしましても、この同時売買のやり方、食糧庁でやりになる、そうした場合には入札条件の設定、これに非常に気を配つていただきたい。例えば予定価格は置くのか。談合のおそれさえこれはあるんです。いわゆる卸業者と輸入業者がペアになつて入札して、差の開きの大きいものから例えばその人にこれを扱わせるということになるとすれば、やっぱり入札の条件等で相当きつとした対応をしていかないとけないんじゃないかと思ひますが、その点については食糧庁長官、どうですか、最後に。

○政府委員(上野博史君) SBS方式も、国家貿易全体の方式の中の一つの分野としてこれから具体的な手続、条件等を検討してまいりたいと思つております。先生の御指摘も十分に踏まえながら検討してまいりたいと思ひます。

○大塚清次郎君 ありがとうございました。○菅野久光君 村山総理に對しまして質問する前に、まず総理御就任、大変時期はおくれましたけれどもおめでとうございしますというふうに申し上げますが、それと同時に本心に心から御苦勞さまですと申し上げたいというふうに思ひます。村山内閣が誕生して五カ月余りたちましたが、

自さ社連立内閣は大きな政治課題を次々に解決をしていくということで、課題解決内閣といいたしうか、そういうことで大変高い評価を受けていることは大変私もうれしいところでございす。総理を初め閣僚の皆さんに心から敬意を表したい、このように思います。

この本委員会にかけられております審議案件もまた、国際的にも国内的にも大変重要な課題でございす。七年前かかったガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉締結に伴っての世界貿易機関、いわゆるWTO設立協定並びに関連法案の審議でございす。ガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉においては、特に農業部門での交渉が難航いたしました。農産物と工業製品の貿易を同じように取り扱うのは無理がある、それぞれの国における米などのような主食は例外にすべきだというふうに私も主張し、また政府も主張して交渉してきただというふうに思います。

しかし、例外なき関税化をうたったドンケル・ペーパー、最終的には昨年の十二月八日、ドゥニ市場アクセス交渉議長から関税の特例措置を含む調整案が提示されまして、昨年の十二月十四日未明、最終的に当時の細川総理が、ウルグアイ・ラウンド交渉全体が妥結するとの前提のもとに、農業交渉の調整案を受け入れるとの決断を下されたわけでございます。私も社会党も与党として本場に苦渋の選択を迫られて、特に村山総理も委員長として両院議員総会を開き、断腸の思いでこれを受け入れるということを決めたのでございす。

私は、三度にわたる国会決議と、米などの例外なき関税化反対を農民の皆さんとともに運動し開ってきた者といまして、本当に私の人生の中でこんなにつらかったことはなかったというふうに思います。私たちが米などの自由化に反対してきたことは今でも間違っていない、正しい主張だったというふうに思っています。世界の人口と食糧、そして環境問題などを考えるときに、それぞれの国の農業を守ることは大変重要なことであ

るというふうに思いますが、総理はどのように思われるでしょうか。

ガット・ウルグアイ・ラウンドも一応は合意して、そして合意のもとでWTOによって新たな秩序のもとでの貿易が行われるのでありますが、日本はこれからいろいろな場で私どもの主張が実現できるように努力をすべきではないかというふうに私は思うのですけれども、総理のお考えをまず初めにお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 冒頭に、村山内閣発足につきまして丁寧なおあいさつをいただきましたことを心から感謝申し上げます。

今、委員からの御意見を拝聴しながら、昨年暮れのあの調停案を受け入れる際に、社会党も二晩ほど徹夜をして両院議員総会で議論をしながら苦渋の選択をして、これはもう受け入れることは忍びないけれども、しかし農業だけで経済が立つていくものではないし、世界における日本の立場というものを考えた場合にこれはもうやっぱりやむを得ないと。特に連立政権に参加している立場からすれば、これをのまざるを得ないという苦渋の選択をして決断をしたという当時のことを思い起こしているわけでありす。私は、当時の政府もそれなりに国会決議を踏まえて、何とか農業は別枠にして関税化から外すという方向で努力もしてもらったのではないかとこのように思っておりますが、その結果として、特別な扱いにしてミニマムアクセスを受け入れるということにならざるを得なかったというところについては、十分皆さん方からも御理解をいただいていると思うんです。それだけに、農業の持つ特別な特殊性というものを踏まえてこういう特別な措置がとられたというこの経過、それからまた今御指摘がございましたように、農業が持つおる例えればこれからの人口と食糧の関係とか、あるいは国土の保全、環境の保全といったような多面的な農業の持つおる役割といったようなものを踏まえて、私はあらゆる機会を通じて主張していく必要があるんではないかというふうに思っています。

先般開かれましたAPECの会合の中でも、そういう農業の持つ特殊性というものを強調して特別な配慮をすべきではないかという意見も申し上げておりますし、同時に、国連食糧農業機構といったようなものもあるわけですから、いろいろな機関を通じて私はその特殊性を主張しながら、私どもの意図するものが実現できるように努力していく必要があるということとは当然だというふうに考えています。

○菅野久光君 総理から、私の思いと全く同じような方向でこれから努力されていくという答弁をいただきました。多くの方々が納得してもらえないではないかというふうに思います。

いよいよ世界貿易機関、すなわちWTOの設立協定の問題でございすけれども、七年以上にわたる交渉期間の長さもさることながら、条文規定としての量的膨大さの点、私どもの部屋にも一メートル何ば高く積み上がったおりました、とてもそれを見るなんというようなことはできないのでありますが、その量的膨大さの点でこれまでのいかなる条約をもしのぐようなものになっているというふうに思います。

また、多角的貿易体制を構築する上で、従来のように物だけでなく対象分野をサービスや知的所有権といった新しい分野にまで拡大したことや、関係文書をすべて一体の協定として統一運用が図られるようになったこと、WTOという法人格を持った正式の国際機関を創設したこと、そして紛争解決手続を強化したことなど、今までにない形の条約であるというふうに思います。しかし、同時にそのことは、この協定が発効した暁に、本当に意図した実効性を上げ得るのかどうかといった不安にもつながるわけでございます。

例えば、物、サービス、知的所有権といった相異なる分野のものを一つのパッケージの中でルー化するものとして、しかもこれを一括して受諾することを義務づけたシンガポール・アンダーテークン、外交用語というのはいやっぱ横文字があるものですから片仮名で申し上げますが、こうい

うことの採用や、これまで認められてきた祖父条項、いわゆるグランドファーザークローズを廃止してすべての国内法をこの協定に適合するようにすることを義務づけたわけですね。さらには、ネガティブ・コンセンサス方式の導入によって、場合によっては加盟国の主権侵害につながりかねない紛争解決方法がとられるということ。協定違反に対しては分野を超えた措置、いわゆるクロス・セクトラル・リタリエーションが認められることなど、そのどれもが画期的な内容であるだけに逆に加盟国間に無用なあつれきを生じさせて対立を激化させるのではないかとということが懸念されるのでございす。

貿易の拡大を最優先の目的に掲げて多角的貿易体制を構築して、そのために非常にきつちりとした枠組みをつくらうとするこれは評価されるところであります。その枠組みが余りにも強固であるだけにそのシステムが有効に機能して実効性を持ち得るのか心配であります。もちろん政府はそういう心配はないとの立場であらうとは思いますが、この協定の実効性に全く問題はないのか、外務大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(河野洋平君) 御指摘のとおり、極めて画期的な貿易・経済体制をつくらうと、こういうわけでございす。多数国間の約束事でございすし、今までルールが全く確立されていなかった分野にも新たに踏み込んでおりますだけに御指摘のような心配をする向きがあると思ひます。しかし、私どもはWTO体制といひますか、この協定発効後はそうしたことのないよう各国が一致して誠実にこのルールを尊重するということがなればならないと思っております。

おっしゃいますように、この協定の中には紛争処理手続が入っております。この紛争処理手続というものをやはりお互いに尊重して、問題があればこの手続によって、もちろん事前に交渉で紛争が処理されることが望ましいわけでございますけれども、この手続によって公正、適切に処理をされていくことにしなければならぬ。私

○菅野久光君 当然、政府としてのお立場はそういうことだろうというふうには思います。しかし、この協定をそれぞれの国が批准するに当たって、とりわけアメリカの対応が一番皆さんが心配していることではないかというふうに思うんです。

それはしばしば指摘されますように、アメリカの実施法第百二条の(a)の(1)は、ウルグアイ・ラウンド合意のいかなる規定も連邦法に適合しない場合には国内法上の効力を有しない、こういうふうな規定しておりまして、WTO協定よりも米国の国内法が優先適用されることを明らかにしているというふうにいるんですね。もともと、このことはウルグアイ・ラウンド合意により生ずる新たな米国の権利及び義務と適合させるために米政府は国内法を変更することとしておりますが、WTO協定と米国内法とは抵触しないことが前提になっているのかどうなのか、そこのところについては各方面でいろんな誤解があります。

日本では条約が優先、上位規定なんですが、アメリカでは国内法が上位規定になるのではないのか。だから、条約の批准ではなくてウルグアイ・ラウンド協定の実施法案を可決した、その中でWTOの問題も承認をしたという形になっているの。で日本の国とは仕組みが違うのかなとは思いますが、この点については特にいろいろ心配している向きがありますので、その辺をお尋ねいたしたいと思います。

○国務大臣(河野洋平君) 御指摘のとおりでございます。いまして、アメリカの法律の仕組みは国内法優先ということになっておりまして、これは何もこのWTO協定と国内法の関係だけが国内法が優先ということではございません。アメリカは本来、国内法優先主義といいますか国内法優先という法体系をとっているわけございまして、今回もまたた

したがいまして、WTO協定と国内法の整合性を精査して、それが今御指摘のように矛盾のないように実施法をつくっておられるようでございます。しかし、それでもなおかつWTO協定と国内法がぶつかる場合には国内法を優先するということをも明示的に書いて、しかしアメリカ政府はその場合には自動的に条約、協定が優先するのではなくて、問題があれば国内法が優先するけれども、そのときにはきちっとWTO協定に適合する、整合するようになさうということもまたなさう。これは政府はきちっと言っているわけでございまして、十二月二日にアメリカ上院で可決をされました実施法案は、WTO協定そのものを誠実にアメリカが履行するという意思を明確にしたものと、いうふうに私どもは見ております。

「ふうふうに私どもは見ております。」

○菅野久光君 大臣からいろいろお話がございましたが、フランスのラマスール欧州問題大臣が、米国のシェウルグアイ・ラウンド合意を少しでも修正する立場をとるならフランスも同等の立場で対抗するというふうに語っておられるわけです。

それだけに、今回のアメリカの実施法案の可決に当たつてのWTO紛争処理再検討委員会だとかスーパー三〇一条だとかあるいは通商法三〇一条だとか、そういうさまざまな問題が、やはり世界各国でこの協定を批准してもそれが本當にうまく機能するのかどうかということについては本當に心配しているということだと思ふんです。それに、日本がどう対応をきちつとしていくのか、より実効あらしめる協定にしていくための努力というものをもどようにされていくのか、大変難しい問題を背負つてこの協定が発足するのではないかなと、いうふうに私は思います。

この協定締結に伴って、開發途上国にもそれなりに配慮していることは認めるわけでありますが、貿易の拡大を図ることを最優先の目的としているために先進国優位の状況にあることも否めな

ところが、政府はこの協定を締結することの意義として、まず一つは「我が国が世界の主要な貿易国であることにかんがみ、多角的貿易体制の發展に寄与する」こと、二つ目は「我が国の国民生活に多大の利益をもたらすこととなる」ことという二点を強調されております。何か我々の感覚とはちよつと距離があるように思われるんです。確かにこのことは言えますが、先ほど言いましたように開発途上国だとか、あるいは日本においても農業や纖維産業、皮革製品業界にも大きな打撃を与えるということを考えれば、何かちよつと違うのではないか。

のではないか。

この提案理由の説明は外務省が作成されたのだというふうに思いますけれども、国際的にも国内的にも WTO によつて多大の痛みをこうむることになるこのような国々あるいは人々がいることが十分に認識されていないのではないかと、いうふうに思われてならないんです。さまざまな面で弱者に温かい手を差し伸べていくことは、これは国内社会でも国際社会でも今日最も必要なことであつて重要なことだというふうに思います。だからこそ村山総理は「人にやさしい政治」ということをを標榜されて日々努力をされているのだというふうなふうに思ふんです。こうした視点が外務省の認識に欠けているように私は思われて残念でならないわけですので、大臣がそうだというのはありませんけれども。

WTO協定の実施に当たっての政府の基本認識とともに、こうした国内的、国際的な痛みに対し

○国務大臣(河野洋平君) 国会で協定を御審議いただくために提案理由の説明を行いました本人でございまして、私からまず先に御答弁をさせていただきます。

確かに、議員が御指摘になりましたように、提案理由の説明の中には二つの点を強調して御提案を申し上げました関係で議員の御心配があったのだであらうと思います。私どもが若干言葉足らずであつたかも知れません。その点は大変申しわけなく思つております。しかし、事の本質は、WTOそれ自体は確かに日本の国内で言えば農業を初めとして国際的な競争力がなかなか得にくいものについて大変問題がある、これは多くの方のおっしゃるとおりであらうと思います。

ただ、先進国と発展途上国との間に例えば知的
所有権の移転などを考えてみますと、例えば特許
権でございまずとか著作権でございまずとか、こ
ういったことはどうも先進国の方が有利で、発展
途上国の方はなかなかそうしたことは難しいので
はないかという一般的な御指摘が一部あるわけで
ございます。考えてみると、発展途上国にも知的
所有権の保護というものがしっかりと行われれば、
むしろ技術移転などは積極的に行われていくとい
うことはあるわけでございまして、そのことは發
展途上国にはいろいろな意味で大きなプラスがあ
るという面もあるわけでございます。

このことは、あるいは総理からもお答えがあるかもしれませんが、WTOさらにはAPECを見ましても、インドネシアが貿易の自由化促進について中長期的なイニシアチブをとられたということなどともそうでございますが、発展途上国の方々にむしろ貿易の自由化というものは非常に意味があるということの認識が非常に進んできているということも言えると思います。

私どもは、このWTO協定が先進国あるいは幾つかの特定の国により多くメリットがあるということではなくて、世界全体の経済、貿易というものが進んでいく、そしてあまねく世界の国々、多くの人々がその恩典に浴するというものであってほしい、またそうでなければならぬというふう考えているわけでございます。

多少提案理由に言葉足らずがあったことをおわびを申し上げながら、真意はそういうことだということをぜひ御理解いただきたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先刻も御答弁を申し上げたところでありましたが、確かに委員が御指摘になりますようにこの協定の中、言葉を選んで申し上げると光と影の部分というのは存在すると私も思います。しかし、日本国内については、例えば繊維でありますとか皮革関連産業の分野を委員もお挙げになりましたが、これらの問題意識は交渉当事者自体も持って臨んでおりました。そして結果として、例えば関税の十年間という期間設定あるいは引き下げの幅を縮小する、こうした手段を講じておることも御承知のとおりでございます。また、それとは別に製品輸入というものが積極的に行われるようになることは望ましいことであります。また、競争する分野の国内産業には影響を及ぼすことも間違いありません。これに対して既にいろいろな警戒をする声も出ております。

しかし、その中で、例えば日本の中小企業がこのWTOとは必ずしもかわりなく、この円高の状況の中におきましても新たな道を模索しておられることは現実の課題でありまして、私どもが創造的な中小企業育成というものをかざし、また産業政策としてもこうした方向に誘導してまいりたいと考えておりますのは、委員御指摘のような問題意識を共通して持っているから、その御理解をいただければ幸いであり、お手助けもいただきたいと願っております。

○国務大臣(村山富市君) 今、外務大臣、通産大臣からそれぞれ答弁がございましたから重複はもう必要ないと思えますけれども、この世界貿易機

関には百二十五の国と地域が入っておるわけですし、それぞれの国がそれぞれのやばい問題を抱えておる。特に、私はAPECに参りまして感じましたけれども、これは先進国もあれば発展途上国もありまして、その発展途上国の中にも、ある程度発展をした国もあればまだこれからだという国もあるわけですね。そういういろんな問題を抱えている国が共通して貿易の自由化を達成している、こういう意味で合意しているわけですね。

したがって、これはAPECの会合の中でも、例えば先進国と発展途上国がどういう協力ができるのかとか、あるいは発展途上国同士でどんな協力ができるのかとか、あるいはまた先進国同士が協力し合って発展途上国に対してどういう支援ができるのかとか、こういういろんな角度からいろんな組み合わせを考えて、そして共同して地域全体が発展できるようにという仕組みというものをお互いに検討していこう。

こういう議論がやっぱり真剣にされておるといふことから考えますと、他の国を犠牲にして自分の国がよくなることとかそんなことはもうあり得ない、全体がよくなることによつて我が国もよくなつていくんだ、こういう視点というものが極めて大事だという意味では、私はある意味で共通した理解がそれぞれ持たれてきておるのではないかと、そういうふうに思いますから、そういう心がけで、委員がお述べになつたような心組みでこれから取り組んでいく必要があるというふうに考えています。

○菅野久光君 お気持ちはよくわかりました。ただ、やっぱり言葉というか文字になつて出ると、本当にそういううちよつと言葉があるかないかというところが、いろんな面ではやはり考え方がそこにあるわけてくるということなどもありますので、これからはそういうところにも十分な配慮をひとつしていただきたいということをお私の方から申し上げておきたいと思ひます。

今度の協定については実にさまざまな問題があるわけでございます。例えば食物の安全性につい

てであります。農産物の貿易を容易にするために貿易障壁をできるだけ低くする、そのために残留農薬や食品添加物の国際基準を従来の国内基準よりも低くするというようなことなど、さまざまながことが現実的にやられておるわけでございます。それが消費者団体の不信を生んでいるわけでございます。

貿易拡大のために健康が犠牲になつてはならないというふうに思ひます。安全な食糧をいかに安定的に供給するかということが国に課せられた大事な責任でございますから、この点を中心に清水委員の方から関連質問をさせていただきます。

○委員(長(矢田部理君) 菅野君の関連質問を許します。清水澄子君。

○清水澄子君 まず、河野外務大臣にお伺いします。

安全の前に一つ。このWTO協定ではネガティブ・コンセンサス方式を採用しておりますが、全会一致で反対のない限り当事国が決定を覆すことは難しいと言われております。アメリカがWTO協定の実施法案に健康、環境、労働者の安全等については保護規定を盛り込んでおりますし、今問題になつております通商法三〇一条を残したというところは、私は一面ではアメリカが経済主権を主張していることであらわれたいと思ひます。私は、日本もすべてをこのWTO協定の枠の中におさめるのではなくて、日本の経済主権をやはり主張していくべきものだと思つております。

そこで河野外務大臣にお尋ねしますが、大臣は経済主権との関係をどのように考えていらつしやるか。さらに、このWTO協定では地方自治体や民間事業体の規制や基準までも貿易障壁の対象になる扱いになつております。この点については、自治体や生協や生産者団体等の活動や意思決定権を制約するおそれがあるわけですが、そういう自治体や生協等民間事業体の規制や基準についてはWTO協定の枠外にするという措置が図れないものかどうか、その点どうお考えでしょうか。

○国務大臣(河野洋平君) 経済主権という角度からの御意見でございます。

もちろん我々は国の主権というものを大事にしなから、これは徹底的に守るといふ姿勢で国際的な交渉に臨まなければならないのは当然のことでございます。しかしながら、多数国間のこうしたルールづくりということになりますと、やはりすべて我が国の主張が一〇〇％通るといふわけにはなかなかいかないところがあることは、議員御理解をいただけることだと思います。

アメリカの姿勢というものについて御指摘がございましたけれども、アメリカもまたこのWTO協定につきましてもいろいろと行政府と議会との間の話し合いがあつて、いろいろなアイデアをつけ加えてはおりますけれども、基本的にはアメリカは、このWTO協定というものの承認と、そしてWTO協定のルールを誠実に守るといふ姿勢であるということには間違いはないと、私はそう見ているわけでございます。

確かに、ドール議員との間にいろいろなやりとりがあつて、こういう五年間に三回以上問題があれば脱退を勧告するというようなことなどを見ますと、かなりショッキングな文言だなと感じたこともございますけれども、しかしこれは、WTO協定それ自体には脱退というルールも当然あるわけでございますから、それは別に何も目新しい、全くアメリカだけが主張する新しいことでもないわけでございます。

私は、日本の国の主張というものをできる限り展開しながら、主張しながらこの最終的な取りまとめに当たられたというふうな確信をしておりますので、先ほど菅野議員からもお話がありましたように、この取りまとめがシングル・アングラー・キングダムという、つまり一括方式で決めるという状況の中で、最大限主張すべきものは主張されたというふうには私は受け取っているわけでございます。

なお、地方公共団体、さらには生協の問題を御指摘になりました。

これは、まず清水議員に申し上げたいと思います。これは、地方公共団体と生協とは全く性格を異にしておりまして、この二つを一緒に論ずるということはできないことであろうと思います。

地方公共団体につきましては、これはやはり国と同じレベル、扱いということになることは、この協定上そういうルールになっております。生協につきましては、あるいは生協その他そうした民間団体につきましては、国が委託をした場合にそれは国と同じレベルの扱いになりますけれども、恐らく今、清水議員の頭の中にある生協の問題は委託を受けてということではないと思いますので、これは地方公共団体の扱いとはまた別の扱いというふうに考えていただかなければならないと思います。

○清水澄子君 私、一緒に話してはいたかったんです。地方自治体とそれから民間事業者という意味で生協というのを言ったんですが、その辺のやり取り規制がされないような、そういう配慮をぜひしていただくことを強くお願いしておきます。

次に、厚生大臣に食品の安全基準の見直しについてお尋ねいたします。

消費者にとりましては、農産物自由化の協定とともに心配されますのが輸入食品の安全性についてであります。今回のWTO協定の締結に当たって、各国の検疫衛生措置をコーデックス委員会、いわゆる食品規格委員会に基づいて調和させることを義務づけておられるわけです。工業製品と異なりまして、風土や食生活が異なる各国の食品の安全基準を国際的に統一するということがなれば、食品添加物やポストハーベスト農薬等の残留基準についてのおのずから私は甘い基準にならざるを得ないのではないか心配いたします。そこで、WTO協定の締結によって我が国の食品規格をコーデックス規格と照らし合わせて見直し作業を行われていくのか。これはいかがなるを得ないことが起きるのではないかと思います。万が一でもその安全性が損なわれることになっては私にはならないと思います。

厚生省は、これは特に厚生大臣にお伺いしますけれども、食品衛生調査会が国際基準に反対した場合でも厚生大臣は国際基準を受け入れていかれるのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(井出正一君) お答えいたします。

食品の安全に関する国際基準は消費者の健康、保護を目的としたものでございまして、この協定では科学的に正当な理由がある場合等におきましては国際基準よりも厳しい基準を採用し得ることとされております。したがって、食品衛生調査会が科学的な議論の結果正当な理由があると結論を出してくださった場合には、それを優先的に国としてはコーデックス委員会の方へ持ち上げるつもりであります。

○清水澄子君 厚生大臣、本日に国民には責任を持って食品の安全基準は国内の人たちの意見に沿って必ず守るということをご約束していただけますか。

○国務大臣(井出正一君) 食品衛生調査会の委員としてお願いしてある先生は、そちらの道の我が国の最高権威者である私は確信しておりますから、その先生方の出してくださった結論を尊重することは当然だと考えております。

○清水澄子君 次に、食品衛生法の改定に関する問題をお聞きいたします。

コーデックス委員会の食品添加物リストでは、日本がまだ指定していないものが百二十一あります。輸出国がこれらの食品添加物の指定を日本に求めた場合または事業者がそれを輸入するに当たって申告した場合、日本もその食品添加物リストを指定に加えていくことになるのではないかと思います。そうすれば食品添加物の種類がより多くふえざるを得ない。そういう意味でも、食品衛生調査会がこれまで指定した食品添加物について厚生省はノンと言ったことがないわけですか。例えば、防カビ剤イマザリルについては劇物の農薬であるにもかかわらず国際基準に従い指定しているわけですか。

今後、コーデックス規格の食品添加物の申請があればそういう意味からも受け入れていくのではないかと心配されるわけですが、この点について食品の安全性の面から厚生省はどのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。簡潔に問題点だけ。

○政府委員(小林秀資君) 新たな食品添加物の指定に当たりましては、個別品目ごとに必要な資料を添えて要請があったものにつき、食品衛生調査会の意見を聞いて、科学的に安全性、有効性が確認されたものに限りその指定を行うという方針で従来から対処してまいりました。

お尋ねのとおり外国等から国際機関で安全と評価されている添加物について新規の指定要請があった場合は、今後とも必要な資料が添付されたものにつき、各個別品目ごとに食品衛生調査会の意見に基づき対処していく方針であります。

なお、個々の添加物の審査に当たっては、国際基準を踏まえ、国民の健康確保を最優先として対処してまいりる所存であります。

○清水澄子君 次に、このコーデックス委員会はこれまで、どの国でも採用できるような最低限の添加物、それから農薬、有害物質についての勧告基準を出してまいりました。この委員会の各国代表団は企業、NGO、政府代表から構成されております。しかし、第十九回の委員会を見ますと、日本からは六十六名の代表のうち四四％の二十九名が企業の代表であります。

この委員会には、日本の消費者代表を参加させていくことが非常に大切だと思います。消費者の意見を反映させる機会を私はぜひ政府が保証すべきだと思います。そして、そういうことの中から国民の消費生活なり世界の各国の情報を消費者自身を得ていくという、そういう意味でも政府の代表団の中にNGO代表、消費者の代表を今後加えていくことを私は非常に重視しなきゃならないと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(小林秀資君) コーデックス委員会に

出席する政府代表団はあらかじめ定められた政府の方針に従って意見表明を行うことにしているところでありまして、従来から日本代表団については、政府代表のほか、食品加工、保存技術、流通実態等に関する情報提供を政府代表に対して行うことができる製造技術専門家にアドバイザーとして参加をお願いしてきたところでありまして、

NGOの参加につきましては、NGOの国際的組織であり日本の消費者団体も加わっております国際消費者機構が正式オブザーバーとしてコーデックス委員会に従来から参加をされ意見を述べられたと承知いたしておるところでございます。よって、消費者代表の方を政府代表に加えるということにつきましては、政府としては考えておりません。

○清水澄子君 それはぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

現在の食品衛生基準の設定ですけれども、食品衛生調査会において専門家が検討しているということでございますけれども、国民には審議の経過も、その基準がなぜ妥当性があるかという理由もほとんど知る機会がありません。国民の健康にとつて重大な影響のある食品の安全性については、私はやはり政府は広く国民に情報を公開すべきだと思いますが、厚生大臣、基準設定の情報公開についての御決意をひとつお聞かせいただけますか。

○国務大臣(井出正一君) 御指摘のように、食品の安全性に対する国民の皆さんの不安感を解消するためには情報公開は大変重要だと考えております。これまでも例えば先般の輸入米の検査結果等の情報も適宜公開してきたところでございます。

今度とも、食品衛生の規格、基準等については、食品衛生調査会の決定の根拠となった資料等は積極的に公開していくべきだと考えております。

○清水澄子君 食品の安全基準の科学的正当性についてですが、先ほども科学的な正当性をこの食

品衛生調査会で明らかにしていくとおっしゃったんですが、それについても非常に多くの疑問があります。特にコーデックス委員会では、これは食品に対して安全であるかということの基準よりも、必要最低限の防疫規制としてそれが位置づけられております。

特に日本の場合の例があるわけですが、一九八二年の八月に厚生省が動物実験の結果、発がん性の疑いがあるとして官報に使用禁止を告示した酸化防止剤BHAがあります。しかし、それをガットに通報したものの、四カ国から異議が出されて、そしてコーデックス委員会でも日本の主張は受け入れられなかった例があるわけです。ですから、科学的正当性を主張しても国際的に必ず採用されるという保証はありません。

食品の安全基準というのは、科学的データのみでなくてむしろ社会や経済的要素として決定されるのが一般的だと思います。科学の役割は基準設定の参考とすべき程度のものであって、食品の安全基準というのはリスクを受ける国民、消費者の許容できる範囲で決定すべきものだと思います。そのために、基準の決定にはやはりどうしても国民、消費者の参加と同意が不可欠だと思います。WTO協定の締結に伴う基準の見直しに国民は今大変大きな不安を持っていることは事実なんです。私たちの毎日の食料の半分以上が非常に多くの輸入食品によって賄われているわけです。さらにその上に輸入食品がふえるということは、私たちの食生活と生命を脅かすおそれが十分にあります。

ですから、食品の安全性の確保を優先するとおっしゃったわけですから、やはり私は今後、厚生省は国民からのそういう疑問、苦情、異議などにこたえるために国民サイドに立った新たな食品の安全をチェックする、そういう機関を設置することが必要ではないかと思いますが、厚生大臣のお考えをお示ししたいと思います。

○国務大臣(井出正一君) 御指摘の点、例えばいろいろな市民団体から御懸念があるというようにな

とを私も新聞等で拝見しております。食品の安全性に関する国民の皆さんの苦情や相談に応じることも安心感を得る上で効果的でありますので、既存の消費者相談体制との連携を図りながら相談体制のより充実を図っていく必要があると考えております。

○清水澄子君 それでは、もう一つ厚生省に。コーデックス規格によるHACCP、危害分析に基づく重要管理事項の導入は、日本の食品衛生基準による画一的な基準を製造業者に守らせるものではなくて、製造業者の工程管理基準を衛生基準とするものになっていきます。ですから、このHACCP制度を厚生省は今後の食品衛生行政の方の方の中でどのように考えておられるか、簡単に御説明ください。

○政府委員(小林秀資君) HACCPに関してでございますが、現在、食と健康を考える懇談会を厚生省で開いておりまして、食品保健の基本的なあり方について検討をお願いしているところであります。その中で高度で多様な衛生管理、いわゆるHACCPの導入について検討が行われております。この手法はアメリカの宇宙開発計画、いわゆるアポロ計画において、宇宙食についての高度な安全性を確保するシステムとして開発をされ、最近では欧米諸国の導入が進み、WHO、コーデックス委員会もその推進を図っているものであります。

具体的に申しますと、食品の製造加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害について調査分析をいたしまして、この分析結果に基づいて重要な安全対策を講じるものであることから、食品の製造工程全般を通じて製品のより一層の安全確保と高度で多様な衛生管理を可能とするものであります。

食と健康を考える懇談会における議論では、企業からの申請に基づきHACCPの導入を行うことになっており、従来からの製造基準を採用するかHACCPを採用するかは選択は企業に任せるという方向で検討が進められております。また、

HACCPの導入に当たっては、衛生当局が現在の食品の製造基準と同等の安全性を確保していることを十分確認する手続を踏んだ上で認めるという方向で検討が進められておりまして、食品の安全確保について国の責任をきっちりと全うしてまいりたい、このように思っております。

○清水澄子君 それでは、村山総理大臣にお尋ねいたします。

WTOの機構と権限の割り振りについては、現在のところは協定で示されている以外に明らかになっております。各委員会、理事会がどの程度の権限を持っているのか、それに各国政府それから国会議員、市民がどの程度の情報のアクセスができるのか、また意見や苦情をどの程度反映していくことができるのか、いずれも明らかになっていないわけですから、このWTO協定の実施によって産業構造の変動や国民生活、とりわけ健康、環境それから生活権への影響が非常に心配をされております。

そこで、政府は今後のWTOへの対応を含めて、この協定実施による影響の緩和とあわせて、WTO協定の実施に伴って起きてくるそういう諸問題を統一的に処理する部署といたしまして、行政内にそういう扱う場所がないと、これは全部ばらばらの縦割り行政のために関連して起きてくることを持ち込む場所がありませんし、協議する場所がありません。ですから、そういう意味でもこの点についてやはり統一的に処理する部署をどこかに設置すべきではないかと思っておりますが、その点についてぜひ必要だということをお答えをいただきたいのです。

○国務大臣(河野洋平君) 前段、清水議員がお話になりました、まだ協定でははっきりしない部分があるではないかという点につきましては、もう議員も十分御承知のとおり、これからWTOがスタートをいたしますと、事務局長が決まり、いろいろな機構が整ってきて、その中でいろいろな問題が議論され処理されていくことになると思っております。

その際に、いろいろな問題が生じてくる。我が国としてどうそれに対応するかということが御質問の趣旨だと思いますが、これは総理から御指示、御答弁があると思いますが、私どもはできるだけ、そうしたさまざまな問題に対して内閣としてどう受けとめていくかという点については、総理の御指示によって対応しようと思っております。ございまして、その点については総理から御答弁があると思っております。

○国務大臣(村山富市君) 御指摘のように、ウルグアイ・ラウンドあるいはまたWTO等が抱えておる問題というのは、単に外務省だけの問題ではなくて、通産省、農水省、大蔵省、それぞれの省がやっぱりかんでおるわけですから、必要に応じてこの交渉の過程で関係懇談会を開いたりあるいは関係する各省の連絡会議を開いたり等々して対応してきたわけでございますけれども、これから実施する過程の中でいろいろな問題が当然起こってくることもあります。

したがって、今申し上げましたように、関係省庁等が十分連携をとり合って内閣一体となつて取り組むというふうに今考えておりますから、そのために特別に何か担当を設けるということになりますと、かえって各省との関係というものがうまくいかないといったような面も起こり得る可能性もありますから、それぞれの省が責任を持ち合いながら連携を十分にとつて、一体として対応していくということが大事ではないかというふうに思っていますから、そういう心がけでこれから取り組んでいきたいというふうに思っています。

○清水澄子君 それでは最後に、やはり総理にお尋ねいたします。

WTO協定の批准につきましては、先ほどからも申し上げましたように、消費者や農産団体、環境団体などから多くの不安が出てくるわけですから、消費者は、例えば食品の安全基準一つとっても国際基準を押しつけられてくるんじゃないかと。そして食品の安全性への疑問というものが解明されない中で今こういう締結が行われようとしている

わけです。そしてまた、農家の人たちは、果たして日本の農業は生き残れるのかと大変大きな不安を抱いております。しかし、その一方においては、経済界では、自由貿易の増大によって日本経済の成長が期待されるのではないかとという見方もあるわけですね。

私は、WTO協定の基本は、やはり何といつても貿易至上主義になっているということが非常に気になるのです。ですから、そこから生ずるさまざまな影響を考慮しなければ、人の健康とか食べ物との安全とか環境、それに地域農業とか、そういう問題に非常に大きなひずみが生じてくるのではないかと。そのことを非常に心配しております。

そこで、私が総理にお聞きしたいのは、日本の憲法第二十五条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということをお私たちが国民に規定しています。WTO協定を締結するに当たって政府は、健康、環境、生活権、そういう憲法の規定する権利を今後どのように守っていくとしておられるか、その点についてやはり総理は国民の不安を解消していただく義務があると思っておりますので、ぜひその立場から今後の国の施策についての御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(村山富市君) 先ほど厚生大臣からも答弁がございましたように、食品の安全に関する国際基準というのは、国際的な機関において消費者の健康の保護を目的として策定されるわけでありまして、したがってその限りにおいては、その国際基準を守っていくことは国民の健康を確保することになるというふうに私は考えておりますけれども、同時に、先ほどもお話がございましたように、その協定の中には、科学的正当性がある場合にはその国際基準よりも厳しい基準を採用し得るというような規定もあるわけでありまして、そういう点も十分踏まえて検討していく必要があるというふうに私は思います。それから先ほど来の質疑を聞いておまして、

国民の間に不安があったりあるいは不信があったりしますとこれはやっぱりいけないわけですから、できるだけ情報は公開をして透明度を高めて、そしてその経過なり結論というものがよく国民の皆さんに理解できるというような方法というものはふだんから心がけてやらなきゃならぬあり方だというふうに思っておりますから、そういう点は十分注意を払っていかなくやならぬと思っております。

同時に、憲法第二十五条で保障されております健康にして文化的な最低限度の生活を営む権利というものは、これは国民の権利ですから、その権利を保障する責任というのは国にあるわけですから、何よりもやっぱり国民の健康というものを第一に考えて取り組んでいかなければならないことは当然であるというふうに私は認識をいたしております。

○菅野久光君 ただいま清水委員の方から主として食品安全のことについて質問がございました。今、最後に総理に答弁していただきましたけれども、食品の安全に関する国民の意識というのは非常に高いわけがございますので、正直言って、今までの厚生行政の中では食品の安全行政については国民の間からいろんな疑問が出ていたことだけは間違いないわけがございますので、ぜひ厚生大臣、福祉の問題も大変大事でございますけれども、食品の安全の問題も大変大事な問題でございますので、ひとつ意を注いでやっていただきたいということをお私の方からも申し上げておきたいと思っております。

次に、特許の関係について通産大臣にお伺いをしておきたいと思っております。今度の特許の関係につきまして、TRIPS協定合意に至るまでに先進国及び途上国を含めていろいろ議論があつたようでありまして、今回の合意は知的所有権の国際調和の観点からどのように評価されておられるのか。また、日米包括協定のなかでは特許関係の協議は比較的早期にまとまったようでございますけれども、これは制度の国際的

調和だとかあるいは日米特許摩擦解消等の観点からどのような意義があるのか、お伺いいたしたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 経済のソフト化あるいはハイテク化の進展に伴いまして、知的財産権の保護を強化する必要というものはますます高まっております。その中で、ウルグアイ・ラウンド交渉に参加した発展途上国と先進国との間にさまざまな意見の食い違いは当初あったと私も思っております。しかし、これが協調して知的財産権の保護という基本的な枠組みでありますTRIPS協定に合意したということは、私は極めて大きな出来事と受けとめております。

なぜなら、この協定というものが特許権の保護期間を定めるなど知的財産権の保護水準というものを規定いたしました。そのほかに、不正商品の取引に対する効果的な防止措置を定めております。

〔委員長退席、理事稲村稔夫君着席〕
こうしたことによりまして、知的財産権の保護の強化を図っているわけでありまして、これによって投資でありますとかあるいは技術移転というものを積極的に促進させる、そうした効果を考えることができると思ひまして、これは世界経済の発展の上に大きな役割を果たしてくれるものと、そういう期待をいたしております。

御指摘がありましたように、昨年来の日米包括協議の中で知的所有権制度の調和について真剣な議論を行ってまいりました。そして、二回にわたりましたその成果を合意として確認してまいっております。

アメリカ側の措置として合意をいたしましたものは、特許期間を出願から二十年ということ、これは特許期間の適正化という観点から大きなこととあります。出願から十八ヵ月後に内容公表する出願公開制度を導入する、また行政手続による特許取り消しの機会を増大する、拡大する、これは再審査請求の改善ということが主なポイントであります。

日本側の措置としては、英語による出願の受け付け、また特許の付与前に第三者からの異議を受け付けておりました制度を改めまして、特許付与後に異議の受け付けを行うという仕組みに切りかえております。また、早期に審査制度を改善し迅速化に努めるとしたところがポイントでありまして、今回御審議をいただいておりますこの特許法の改正案の中には、日本側措置のうちで法律改正が必要なもの、すなわち英語出願の導入、付与後異議制度の導入、こうしたものを盛り込んでおるわけでございます。

そして、やはり何といひましても、日米という世界における特許の二大出願国の制度調和が図られるという意義は極めて大きかったと考えておりますけれども、それだけではなく、この日米の合意というものは結果として欧州を含めた世界の国々との制度調和に資するものにもなりました。そして、経済のグローバル化という視点の中でも大きな意義を持つておると申し上げて過言ではないと存じます。

今申し上げましたような合意のほかにアメリカ側の措置として、これまでこれは日本の産業界も大変苦しんだのでありますが、日本だけではなく各国の産業界が苦しんでおりましたいわゆるアメリカのサブマリン特許、この問題が解消されると同時に、金銭的、時間的に負担のかかる訴訟ではなくて、再審査制度の改善によって特許権付与のための行政手続の中で特許の有効性を争うことが可能になりました。

こうしたことを考えてみますと非常にこの役割というものは大きい。しかも、この両国の措置というものが第三国からの出願にも適用されまして、その恩恵というものが広くほかの国々にも及ぶところから各国からも高い評価を得ている、私どもとしてはそのように考えております。

○菅野久光君 今度の改正で、先ほど大臣の方からお話がありました、特許権の存続期間を出願公告の日から十五年というのを今度は二十年というふうに五年延ばしたわけでございますけれども

も、これは権利付与の期間を短くしなければ恩恵を受けることにならないのではないかなというふうな思ふんですが、この辺はどうなんだろう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに、今、委員が御指摘になりましたように、出願人がその特許期間延長の恩恵に十分浴するというのは、権利付与を早く行うということは間違いなく大切なことであります。そして、通産省自身、従来から一生懸命にその審査のスピードアップに努力をいたしておりました。これは細かいことを申し上げれば切りがありませんけれども、審査官等の増員あるいはペーパーレス化の推進、さらに先行技術調査の外注化といったものが挙げられると存じます。

昭和六十三年ごろには三年を超えておりました平均審査処理の期間というものが、平成五年末の時点で二年四月まで短縮をしておりました。今、平成七年度末に平均特許審査期間を二十四カ月、すなわち二年、ここまで持つていくという日米構造協議での公約を達成すべく全力を挙げているところでありまして、この目標に何とかまず我々は到達したいと考えております。しかし、そこで努力が終わりということではございません。その後におきまして内外の要請にこたえるべく、審査期間の短縮に一層努力していきたいと考えておりますので、ぜひ御支援を賜りたいと存じます。

○菅野久光君 今度は外国語書面による特許出願ができるという制度を創設することになったわけですが、この外国語書面というのは、先ほども大臣からお話ございましたが、事実上は英語であるというふうに聞いております。

英語以外の外国語書面は受け付けられないのかどうか、またアメリカやEUでは外国語出願は認められているのかどうか、また英語以外にもドイツ語とかフランス語、中国語などのニーズがあり得ると思うんですが、他の言語に拡大させる予定はないのかどうか、お伺いいたします。

す。

○政府委員(高島章君) 今回、英語による特許出願を認めることとしたわけですが、これはかねてからこの件につきまして、我が国への出願について代理人を務めております弁理士あるいは米国等から非常に強い要望があったわけで、それにこたえたものでございます。

実際に当庁で調査をしてみますと、外国から我が国への特許出願のうち、出願の基礎となります書類が英語で作成されているものが全体の約八割を占めているわけでございます。それ以外のドイツ語やフランス語といったものは非常に割合が少なくいわけでございます。このため、英語による出願を認めますればほとんどの外国人出願のニーズにこたえることになると思っております。

それから、お尋ねの欧米の事情についてお答えを申し上げますと、米国におきましては日本語による出願はもう既に認めております。ただ、欧州の特許庁におきましては、欧州の特許条約の加盟国の言語のみを認めておりまして、日本語はしたがって特許出願はできないと、特許出願では日本語は認めていないということでございます。

したがって、我が国といたしましては、当面、英語以外の言語による拡大は予定はしていませんけれども、外国人出願の動向とかあるいは諸外国の取り組み状況を見きわめながら今後の対応を検討していきたいと考えているわけでございます。

なお、現在、世界的な所有権機関、WIPOで交渉がなされております特許の調和条約というものがございまして、この特許調和条約では各国が加盟国の言語による出願を認めることを実は前提にしております。この条約案がもし成立しますれば、我が国も含めまして世界各国で条約加盟国の言語による出願を認めることになるだろうと考えているところでございます。

○菅野久光君 特許権の關係についてはこれで質問を終わらせていただきます。

続きまして、著作権の關係について会田委員に関連質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○理事(稲村稔夫君) 関連質問を許します。会田長栄君。

○会田長栄君 関連して質問をしたいと思えます。日本社会党・護憲民主連合の会田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

村山総理を初め閣僚大臣、連日の御健闘に心から敬意を表して具体的に質問に入っていきます。こう思っております。

私はこの時間に質問したいのは四点あります。その第一点はTRIPS協定の途上国への配慮の問題、それから第二は知的所有権分野の国際協力の問題、第三の問題は何といつても皆さんから真剣な御意見のあるところウルグアイ・ラウンド農業合意に伴うところの今後の農業教育の充実の問題、そして関連をして国内対策の土地改良問題について質問していきたい、こう思っております。

さて、最初にお尋ねしたいのは、WTO設立協定には著作権を含む知的所有権の貿易関連の側面に関する協定が附属書として添付されております。もちろん、TRIPS協定に規定する保護の内容は現行著作権法において既に満たされていると私も思っております。したがって、今回必要とされているのは技術的なものと承知しているところでございますが、何と云っても今度のガット・ウルグアイ・ラウンド交渉では、非関税の障壁の一つとして著作権、特許、商標等の知的所有権分野が取り上げられ、その交渉結果がTRIPS協定となつたと承知しています。交渉に当たっては知的所有権保護の強化を強力に推進する先進国、それに警戒感を抱く開発途上国との間で南北対立と言える状況もあったとも聞きます。

そこで伺いたいのは、交渉の成果を実効あるものとするためには、開発途上国が不公平感を抱く持たず十分な理解の上で参加できる仕組みが実は大事なんではないかと第一に思っているところで

ございます。その点についてTRIPS協定では途上国に対してどのような具体的な配慮がされているのか、とりわけ我が国においてはどのような配慮をしようとしているのか、この協定を定着させ発展させていく上に立つて外務大臣から御所見を承っておきたい。

○政府委員(原口幸市君) 事実関係でございます。から事務当局からお答えさせていただきますが、TRIPS協定では開発途上国につきましては協定実施のための国内体制を整備するために特別の猶予期間が認められておりまして、例えば先進国と比べまして開発途上国の場合には五年以内にはやればよいということになっておりますし、後発の開発途上国の場合にはこれが十一年以内というふうな長い猶予期間が特別に認められております。

また、同協定では、協定実施を促進するため先進国による開発途上国等への技術協力及び資金協力の実施が定められております。この協力には、知的所有権に関する法令の準備についての支援、関連する国内の事務所及び機関の設立または強化についての支援、人材の育成のための支援等が含まれることになっております。

○会田長栄君 外務大臣、いわゆる発展途上国に猶予期間を五年置くとか六年置くとかということだけで問題が解決するのかが私の質問の視点なんです。それはそう簡単ではないと。後ほど一度触れますけれども、ウルグアイ・ラウンドの農業合意に關しても猶予期間を置いたからその対策ができるという代物ではないんです。これは。その意味では、先進国である我が国を含めてその配慮というのは非常に大事になってくると思うから実は猶予期間以外のところをお聞きしたかった。こういうことでありますから。

○国務大臣(河野洋平君) 議員から発展途上国についてのいわば問題提起がなされたように受けとめますが、今、政府委員から御答弁申し上げましたように、一定期間の時間的な猶予と同時に、我々は我々としてこれら途上国に対する技術協力

でありますとか資金援助でございませうとか、そうした支援について大いに考えなければならぬことがあるかと思ひます。

先ほども一部御答弁を申し上げましたけれども、発展途上国は、例えばアジアの国々の最近の大変な経済的な活力、発展ぶりを見てみまうと思ひます。一つの理由に自由化というものがあつて、その一つの理由に積極的な国際社会、世界経済の中にあつて、そして経済の発展の原動力になつてきてゐるという状況は、我々にとっては注目すべきことであらうと思ひます。

知的所有権の問題について先ほど御答弁を申し上げましたが、これらいずれも、発展途上国が技術的支援を受けるあるいは投資を受ける、そういうときにはやはり一定の知的所有権の保護が発展途上国にも認められることが技術移転にとって非常に重要だという点もあるわけでございまして、こうしたさまざまな問題を考えながら、しかし、議員が御指摘のように、我々として考え得る支援策をとつてまいりたいというふうに思つております。

○会田長栄君 次にお伺いしたいのは、知的所有権制度が未整備である途上国にとってはTRIPS協定受け入れに伴う国内法整備は現状では私は大きな負担になるのではないかと。我が国はこれらの国の知的所有権制度確立に向けて我が国の持つてゐるノウハウ、これを伝えて知的所有権保護思想を普及させる等の協力が絶対必要だと私は思つてゐます。その意味でこうした分野の国際協力について力を入れるべきだと思つてゐますが、とりわけ通産大臣あるいは文部大臣、現在行われている施策、今後この協定を定着させていくために、さらに充実させるためにどのような方策を考えられてゐるのか、聞かせていただきたい。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先刻来の御指摘に敬意を表します。そして、委員が御指摘のように、法制度の整備あるいは運用の改善が必要などところも多く、途上国に対しまして積極的な協力は我々としても全力を挙げて行ななければなりません。

ん。

現時点におきまして、通産省は途上国の知的所有権制度の整備あるいは特許審査技術の向上に資するため、一つは特許庁におきまして途上国への審査ノウハウ、特許情報の提供を行うほか、世界知的所有権機関の途上国協力の中にジャパン・フアンドを設立する、また国際協力事業団その他の各種機関を活用した人材育成、専門家派遣事業等の施策に取り組んでまいりました。先般のAPEC総会の際でもこうした協力要請は大変強かつたわけであります。

そして、本年度におきましても、国際協力事業団、海外技術者研修協会などのスキームを活用いたしまして研修員の受け入れあるいは専門家の派遣の拡大を行つておりますが、来年一月にはジャパン・フアンドによりましてシンポジウムの開催が既にジャカルタで予定されておりますし、また審査協力につきましてもタイ国を対象として新たに我が国の特許審査結果の提供を行うことにいたしてあります。韓国にも特許情報の提供を開始する予定であります。今後ともこうした努力をさめ細かく積み重ねてまいりたい、そのように考えているところであります。

○国務大臣(与謝野馨君) 我が国に著作権法が初めてできた明治三十二年でございまして、その当時の著作権法の対象と今の著作権法の対象は非常に違つてきております。ということは、いろいろ新しい著作物が導入されました、その利用方法も随分変わつてまいりました。また、マルチメディア時代になりましたと、さらにその著作物の利用形態、また新しい著作物があらわれる可能性もありまして、発展途上国としてそういう新しい状況に対応するためには相当な苦勞があるということではもう先生の御指摘のとおりでございまして。日本はこれらのことに関しますノウハウを十分アジア諸国に提供するというのには我々のいわば責任の一つであるというふうに認識をしておりま

具体的には、既にそういう事業は始まつており

まして、例えば平成五年度でございまして、昨年東京で行われましたアジア地域著作権・著作隣接権セミナーというのでもございまして。それから、昨年はバンングラデシュ及び中国に専門家を派遣しております。本年度もやはり同じようにアジア地域著作権・著作隣接権セミナーというのをタイで行つておりまして、もちろん日本からも専門家が参りました。また、専門家の派遣はモンゴルあるいはマレーシア等に行つております。また、アジアの諸国から研修生を受け入れるということで、日本が著作権に關しまして持つておりますいろいろな知識やノウハウというものは十分公開し、提供するというのも我々が行うべき国際貢献の一つだと考えております。

○会田長栄君 ところで、ウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れの問題と関連をして、その前段に文部大臣に今日の農業教育の問題について二、三お尋ねをいたします。

その第一は、何といつても、どんなに真剣に議論しても、私の持論でありますけれども、農林業の後継者が無い限り将来の農林業というものは常に危機にさらされるということだけは事実であります。したがつて、その一分野を大きく担つてゐるのが私は文部省だと思つてゐます。教育だと思つてゐるんです。

今日、教育の分野で農林業というのが子供たちに一体どのぐらい教えられているのか、どういう実態を、現状を子供たちが見て把握しているのか、このことが非常に私は大事だと思つてゐるんです。今の義務教育の中で最も重視されないういけないのは、それは環境、緑化、あるいは特にエネルギーの問題、食糧の問題等は欠かすことはできないのだと思つてゐるんです。ところが、えてしてそういう重要問題というのはそう詳しく子供たちには教示、経験されてゐないという現実があるんです。

こういう感じを持っていますから、文部大臣に義務教育段階で一体どのように農業問題を、林業問題を扱つてゐるのか、ちよつと見解をお聞かせ

いただきたい。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生のお尋ねは、学校教育における農業の具体的な扱ひはどうなつてゐるか、こういうお尋ねだと存じますが、例えば小学校の五年生の社会科では、我が国の農業の特色、国民の食糧確保の上で農産物の生産が大切であるということと理解していただくようにしております。中学校になりますと、地理的分野では産業と地域についての学習の中において、地域の地理的諸条件と関連づけて農業の様子などについて理解をしていただくことになっております。

その次に、体験的な学習についてお尋ねがございましたが、体験的な活動としては施設の見学などはもとより、小学校一年生、二年生にございまして生活科あるいは全学年で行つております特別活動などで小学校低学年から勤労生産的な活動を取り入れ、子供たちが勤労のとうさや生産の喜びを体得できるように配慮をしております。

文部省では、各都道府県に勤労生産学習研究推進校を指定するなど、農産物の栽培、家畜の飼育等を通じて勤労生産学習の推進を図つておりますが、先生の御指摘のとおり農業の後継者を育成するという意味でその教育が極めて重要な役割を果たしているということは、文部省としても今後さらに自覚を深め、先生の申されるような方向で努力をしてまいりたいと思つております。

○会田長栄君 今御答弁ありましたとおり、これは総理初め各大臣にも御認識いただきたいんですが、けれども、要するに義務教育段階ではその時間をかけてゐないんです、実際に。これは小学校、中学校を通じてかけてゐないんです。このごろはそれではうまくないということで勤労体験学習というものを導入してやつてゐる。少し前進してゐる。しかし、先ほど申し上げたとおり、緑化の問題とか食糧問題とか、あるいはエネルギーの問題とか福祉の問題とかというのを丁寧によつたりやつていかなきゃいけない。

もちろん、学習指導要領というのが学校教育の中では根幹になつてゐるわけですね。これは十年

に一度しか改訂しない。ところが、御承知のとおり、今は十年などというのとは明らかに知れなほど変化が出てくるということであって、ここに応用をきかさないといけない、創造することを考えなきゃいけないというところに来ているわけですよ。

したがって、いよいよ農業後継者の問題に入っていきますけれども、御承知のとおり、文部大臣、農業後継者と位置づけて現実に全国都道府県に公立の農業高等学校で教育をしているんですよ。今日までその役割というのはまさしく大きかったんですよ。今日、そういう大きな役割を果たしてきた農業高校の子供たちがみずから農業の大切さあるいは重要さ、そういうものを意識してみずから後継者になろうとする雰囲気になっておりますか。ちょっと所見を承っておきたいと思えます。

○国務大臣(与謝野馨君) 農業高校の卒業生というのは年間大体四万三千人ぐらいでございますが、そのうち直ちに農業の後継者になる方は二千五百人ぐらいでございますから卒業生の中に占める比率は大変低いわけでございます。

また、農業高校からさらに高等教育機関に進める方もおられるわけですが、その高等教育機関を経て農業に従事される方も二千人をやや超えたぐらいでございます。全体の農業高校卒業生から農業後継者になる方の比率は、卒業生数に比べまして極めて低いというのが現状でございます。

○会田長栄君 総理、実は今、文部大臣が答弁したとおりです。二千五百人を四十七都道府県に割り振ってください。これは寂しい。今まさに農産物の輸入自由化時代、こう言われているわけでありまして、日本人の胃袋というのは大体外国の人の御努力によって賄われつつあるということも事実でありますし、その意味で農家の皆さんにとっては米にとりわけ執着をしているということも事実なんです。

教育のあり方、これを時代に合わせて先取りして取り組んでいかない限り、どんな施策を講じようと中山間地から農業の後継者は自然に消えていく。これは大都市周辺の広大な平地でも同じだろう、私はこう見えているんです。だから、そのことをひとつ大事にしてほしいということを認識して実は文部大臣にこの場に来ていただいたんです。

これはまさしくウルグアイ・ラウンドの農業合意受け入れに伴って農水大臣を初め全力を投入しているようでありまして、二十一世紀というものはその意味で日本の農業をどう立ち直らせるかという最後のチャンスだと我々は見えているんです。その意味で、受け入れと同時に、村山内閣が総理を初めとして、農業再建の最後の切り札として六兆百億円、これを決断したということは私は高く評価しているんです。いよいよ今度は今までの取り組みの決意と一味違うんです。

私も農村に生まれ育ち、そして親と一緒に生きて今日までそういう経験をしてきたところでございますから、とりわけ農業には愛着を持っています。これを失った日本は地方から崩壊していくという考え方をこのごろ強く持っているんです。そういう意味で、どうしてもその後継者対策というところには最大のウェイトを今後教育予算の中で私は酌み取ってほしいということを申し上げたくて実は文部大臣に来ていただいたんです。

それはなぜかという、教育は大事だ、農業は国の基本であるなどということは言葉で言うけれども、現実の日本の政治の上にとつては、予算配分の中では年々一般会計予算の中でも率は低下している。昨年からようやく歯どめがかかったというが、これ以上落ちていたら大変なことが起きるといふ危機感を持っているものですからお尋ねしたわけでございまして、その点ぜひ強く認識してほしいということをお願いしておきたい、こう思います。

最後の問題でありますけれども、今度の農業合意受け入れに際して、思い切った予算配分という

もの大綱を決めて財源を投資しました。その中で私は一つ農水大臣にお伺いしておきたいのは、今日まで実は農水省が、政府が進めてきたいわゆる農業基盤整備の中で、私は特に再出発するに当たって反省と教訓というのは明確にしておかなきゃいかぬと思っているんです。

というのは、私は地方を歩くときよくこういうことを言われる。皮肉たつぷりにですよ。それは大臣に皮肉たつぷりに言うのじゃないんです。私に言うんです。日本の農業、農政というのは政府が言うのとおりやると失敗をする、政府が言うことと反対のことをやれば大体うまくいくと、こういうことを聞かされるんですよ。今度ではまさしくそういうことから脱皮できるチャンスなんですよ。こういふこと言われるんです。私は何を最後に言われるのかと思うと、結果的に大枠が決定されて、米の部分開放に伴って緊急対策として六〇％を農業基盤整備に投入すると、こうなっているわけなんです。そのことと裏返しに、今日までの政府がやってきた基盤整備、国営開発事業、各都道府県の単独開発事業の中で農民が最も、気苦労している課題は一体何かということも含めて私は進めていかなきゃいけないと思うから、実は農水大臣にその点について端的にお聞きしたいんです。

○国務大臣(大河原太一郎君) このたびの国内対策については、先ほど委員御自身がおっしゃいましたように、ウルグアイ・ラウンドの農業協定受け入れに伴って新しい二十一世紀への農業を切り開く最後のチャンスであると、そうおっしゃったわけでございまして、私もそのための対策の樹立あるいは財政的な裏づけ等について全力を尽くすつもりでございます。

○会田長栄君 最後にお願ひしておきます。それは何が教訓になつているかといえば、いわゆる国営開発事業、都道府県がやっている基盤整備のための畑地造成あるいは水田造成、これをやつて現実に残っているのは農家の受益者負担と言われている問題です。今や後継者の中でこれが語り継がれている。三十年も三十五年もおやじの

つくった借金をなぜ跡を継いで払わなきゃいけないのかという問題になつていっているんです。このことが今回提起されている新農政とかかわつて本当にこの事業が真剣に取り組まれて実を結ぶようにしていくには、この問題も十二分に考えて対策を練らない限り私はまた失敗するのではないかと危惧を持っていますから、これはぜひ農水大臣初め総理大臣にもこの点をお願いして私の関連質問を終わります。

○菅野久光君 私は農業問題を最後に申し上げるわけでございますけれども、時間が余計にありませんので質問通告したうちのほんのわずかしきでき得ませんけれども、また一般質問の折に質問をしたいというふうに思います。

まず、農畜産物の価格の低迷とかあるいは農家負債の問題、牛肉の自由化による酪農・肉用牛経営の悪化、さらに担い手の高齢化や後継者の不足、農村の過疎化の進行など、もう極めて厳しい状況に今日の農業が置かれている中で今回のウルグアイ・ラウンドの合意でございます。三度にわたる国会決議にもかかわらず受け入れざるを得なかったことは本当に遺憾でございます。国会の責任は極めて大きいと言わざるを得ません。

農業者は、政治に対する不信と農業の将来への不安を募らせております。今、私も、政治に対する信頼を回復し、新たな国境措置のもとにあつて農業者が自信を持って営農に取り組めるように、そして将来に希望の持てる農業の実現のために抜本的な農業・農村政策を確立して展開しなければならぬというふうに思います。

今度の農業対策については、産業界の一部の中には、なぜ農業を特別扱いにするのかという不満の声があります。これは事の本質をよく理解していないことからくる批判ではないかというふうに私は思うのです。

政府が受け入れ直後の平成五年十二月十七日、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針を閣議了解いたしました

ました。この了解では、農業合意の受け入れが農業に携わる人々にもたらす影響を最小限に食い止め、その不安を払拭し、安んじて営農にいそしむことができるようにすることが重要であるとの認識に立って、内閣総理大臣を本部長として関係閣僚を構成員とする緊急農業農村対策本部を設置したのでございます。

これは、ガット合意の受け入れが自由貿易の維持増進により全体として我が国に大きな利益をもたらすとしても、農業という特定分野に大きな悪影響が集中し、農業に特別対策を打ち出す必要が出てきたからであって、農業を特別扱いにするものではない。外交交渉の結果、特定の産業や地域に悪影響が集中する場合には対策を講ずる必要があります。今回がたまたま農業であったということだと私は思うのです。約一年半後には海洋法条約が国会で審議される予定と言われております。この条約の影響の及ぶ分野の多さはWTOの比ではないとも言われております。このような特別対策について模範的な前例をつくることは重要であるというふうに思うのです。

今回のガット・ウルグアイ・ラウンド合意に伴う農業対策についてこのような観点を持っておるのですが、総理の所見と決意をお尋ねいたしたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) これはたびたび申し上げておりますように、国民の食糧を、どのような状況になろうとも安全な食糧を安定的に供給できるようにしていくというのはある意味では国の責任でもあるわけですから、これは単に農業だけの問題ではなくて国民全体の課題であるという受けとめ方をする必要がありますのではないかと、これがまず一番大事ではないかと思うんです。ばらまき予算ではないかとか、あるいは過保護ではないかとかいろいろな批判もありますけれども、私は今申し上げましたように国民的な課題として受けとめて理解をしてほしいということをお願い申し上げます。

それから、これはもうたびたびここでも議論をされてまいりましたけれども、輸出を前提にして営んでおる国の農業と、国内の自給だけを守るためにやってきた農業とはおのずからこれは違うわけですから、したがって一口に関税化とか、あるいはミニマムアクセスを受け入れるにしても、そういう国の違いというものがやっぱり前提にあるわけです。したがって、その違いというものをも十分踏まえた上で対策を講ずる必要があるということが私は二番目に大事ではないかと思うんです。

我が国としては、これは食糧を輸出することを前提にして営んでいる農業ではなくて、国内の自給を主体にした農業ですから、したがってそのことも前提に踏まえた上で、これからしかし全体としては自由化の波が押し寄せてくる、厳しい国際競争場裏に置かれるということも踏まえて日本の農業をどう守っていくかという観点から大事ですから、したがってそういうことを前提にしてどう取り組みをしていかなきゃならぬかと。

先ほど来お話がございまして、このウルグアイ・ラウンドの受け入れに対して閣議了解事項もありまして、その了解事項を踏まえた上で緊急農業農村対策本部を設置されて、そうした経過も踏まえた上で農業対策の大綱というものを決めてそして万全を期していこうと、こういう決意で今取り組んでおることが一つです。

それからもう一つは、これは単に農林水産省だけの問題ではなくて、例えば中山間地域の対策をどうするかという問題については、これは自治省も建設省もあるいは郵政省もいろいろな意味で絡んできて、そして都会と中山間地域との交流なり、あるいはレベルアップを図りながら、中山間地域に住んでおてもそれなりに快適な生活ができるといったような基盤をどうつくっていくかというふうなことも極めて大事な問題ですから、したがって内閣が全体として取り組んでいく重要な問題であるという位置づけをして、皆さん非常な決意で今後の対策を講じていきたいというふうに考えています。

えておることだけは申し上げておきたいというふうに思います。

○菅野久光君 十一月二十八日に公聴会が開かれた中で財界代表の小島セコム副会長が、世界的な人口爆発、食糧不足の見通し、環境問題の観点から、ラウンド議論の延長線上でなく長期的な視点にも配慮すべきだというふうに述べられておりまして、食糧自給率を低下させないため足腰の強い農業を育てる社会的負担をするのは当たり前のことだというふうにも述べておられて、財界の中でも本心にきちっとした見識を持ってこのように言われていることも大変私は心強く思っているところでございます。

あと余り時間がないので、いろいろお聞きしたいことはあったんですけども、三度にわたる国会決議、そしてウルグアイ・ラウンドの受け入れということで政治に対する国民の不信というのが本心に高まっていると私は思うんですね。政治に対する信頼を回復するのは、まさに今度の農業対策をどのように本心にやっていくのか、政府が言ったとおりにならんとそのことが実行されるのかどうかということによって特に農業関係者の政治に対する信頼が回復されるものだというふうに私は思うんです。

六兆百億円といいますが、実際は従来の例からいくと約半分は政府から、そしてあとの半分については自治体とそれから受益者負担というふうなことになるわけですね。その自治体の関係につきましても、ウルグアイ・ラウンド対策のための事業についての自治体の財政面での裏負担といえますか、それを自治省としてもきっちりやっていただくような返事はいただいておりますけれども、特に大臣から本当は答弁をお聞きすればいいんですけども、時間がございませんで、まことに申しわけございませんが私の方から強くそのことだけは間違いなくやっていただくようお願いをしておきたいと思っております。

六兆百億円というのが一応六年間でございまして、平均してということには私はなっていないかな

いのではないかと思います。何次計画というものがいろいろありますが、その計画の終わりになったら達成率が何%だったというのがよくあります、港湾でも道路でも全部そうですが、しかし、この問題だけは達成率が一〇〇%でなければだめだというふうに思いますので、その点を踏まえて、そして政治不信を払拭するために大蔵大臣として農水大臣の特段の御努力をまたお願いしたいと思っております、内閣の皆さん方にもお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○北澤俊美君 北澤でございます。新緑風会を代表して関係大臣に御質問を申し上げますので、よろしく願います。

連日の質疑、大変御苦勞さまでございます。私はこのWTOの質問に入る前に、大変心を痛めた、皆さんほとんど認識は一緒だろうというふうな思っておりますが、先日愛知県東部中学校の二年生、大河内清輝君の自殺の問題にちよつと触れて、総理並びに文部大臣の御見解をお聞きしたいというふうに思います。

たびたびあるんです。それをテレビや新聞で報じられるのを聞くたびに、まさに肺腑をえぐられる、そういうつらい思いを私もしますし、皆さん方もそうだと思うふうに思う。

十三歳の少年が二年、三年にわたって、本来ならば友情を語り合ったり未来を語り合うべき同級生にいじめられて、しかも逃げ場を失う、ついにみずから死を選ぶ。こんなことが我が国にあつていいのかというふうな私は思いをしておるんです。読むたびに、けさもテレビでやっていました。あわせて御家族が大変立派な御家族で、冷静にインタビューに答えておられるのを見て余計にそんな気がする。私は、豊かに暮らしている我が国に彼を救うシステムが地域にも社会にも学校にもないのか、そんなふうな思いをしました。

私はぜひこの清輝君の死を悼みながら、総理から再び我々国民に対して、ただいつときの感情で

みんながわつと悲しむ、そのことも大切ではありますけれども、国民に対して理性と愛に目覚める、そういう機会にするようなメッセージを送っていただきたい。

それから、文部大臣にはぜひ、学校や教育委員会のこの事件が起きたときの答えは全部一緒ですよ。しかし、よく聞いていくとかなりのサインがあった。それを救うことのできない学校の現場というのは、これは何ですか。私は本当に悲しい。そういう意味において両大臣、総理そして文部大臣に国民に対して改めて呼びかけていただきたい、こんなふうに思います。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員お話がございましたように、幼いという子供の命が、みずから自殺をされるといったようなことに痛ましい事件が起こってきているわけです。本当に残念に思い、遺憾に思う次第であります。

この事件がございましてから、ある父兄から私のところに電話がかかってきまして、娘がおるけれども、内気で外に行つて余り人に物が言えないような性格の子だけれども、こんな子供が学校に入つたらどうなるんだらうか、こういう不安も訴えておりました。私は、ある意味ではそういう不安を持つておる御父兄は大変多いんじゃないかという心配されます。

この事件につきましては、どうしてこんなことになったのか、恐らくその関係当局、教育委員会等で十分調査もされていると思いますけれども、今お話がございましたように、こういう事件があったときだけ物を考えて、もう時間がたつたら忘れてしまふというようなことではやっぱりいけないと思いますから、これは本当に深刻な問題として真剣に受けとめて、こんなことが二度と起こらないようなそういう対策を講じていくということが何よりも大事ではないかというふうに思いますから、文部省を中心にして、そういう決意で内閣も対応していきたいというふうに思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 愛知県で起きましたこの事件は大変痛ましい事件でございまして、あの

遺書を読ませていただくと本当に胸が詰まるような思いがいたします。

愛知県を通じて文部省には報告書が参っておりますが、この事件の全体像はまだつかめておりませんので、今、警察当局あるいは学校当局が関係者から事情を聞いて、どのようにしてこのようなことが起こったかということについてはいざ客観的なものが明らかになってくるとと思います。

そこで一つは、この種のが起きましたときには、やはりこういうものを教訓として、こういうことが起きないためにどういうシステムを構築していくか、学校の運営をどうしていくかということについて責任を持って我々文部省もさらに深く研究をし学校現場を指導していく、そういうことをしなければならぬと思います。

それと同時に、やはり大事なことは、今回のこの事件が遺書とどりのことが起こっているとしたら、やはりこれは数々の不法行為に該当をいたします。

まず倫理の問題としては、弱い者をいじめないというのはごく当たり前の倫理観でございますし、人の物をとらない、人をおどかさない、人にけがをさせない、殴らないという普通の倫理観でございます。仮にそのようなことを行った人がありましたら、これは成人ですと当然刑事罰の対象になるわけでございまして、今回の事案でも、行われたことは外形的にはあるいは構成要件という考え方からすれば当然刑事罰の対象になるというような事柄でございます。ただし、年齢が十三歳ということで、責任能力についてやや軽減されているということでございます。

こういうことをどこで子供たちに自覚させるかというと、学校ももちろんでございますが、やはり子供たちを育てる保護者、すなわち多くの場合は両親が子供にどういう教育を家庭でなすかということがまず第一に非常に重要でございます。

このことを申しますのは、何も学校の教育に関する責任を回避しようとするということではあり

ません。教育というのはやはり学校においても行われますし、家庭においても基礎的な教育は行われるべきでありまして、今回のような事件のときに特に思い起こされますのは、家庭において保護者が子供に対するしつけと申しますか、教育と申しますか、そういうことに十分配慮をしていたかどうか、基礎的な倫理観を教えるという親の責任をまじず自覚していただきたいと思うわけでございます。

それと同時に、学校現場においては校長先生に十分なりリーダーシップをとっていただいて、先生が御指摘のようにこの種の事件が起きる前にはある種の兆候があるわけでございます。小さな兆候でも見逃すことなく、こういう事態を回避するため子供たちの話をよく聞き、責任を持って事態を收拾する、そういう行動をするということがやはり今、学校現場に求められていることでございまして、また地域社会もそういう学校の努力をぜひサポートしていただきたい、そのように考えております。

私も今後ともこういうことが二度と起こらないように十分な努力をしてみたいですが、これは文部省あるいは教育現場だけで解決できるものではございませんので、やはり家庭や地域社会、学校現場が一体となつてこういう問題に取り組んでいく、そういうことの必要性を今痛感しております。

○北澤俊美君 それでは本題へ入りますが、その前に、これはちょっと通告をさせていただきますので、外務大臣、外務省条約局来ておりますね、聞いていただきたいと思います。この世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、こうあつて議案に提出をされておるわけでありますけれども、これはマラケシュで調印をしたのは協定本体と附属書一から四まで。この提案の表題、そしてこの中身を見ますと分離していない。これを見ますと当然四までというふうに読み切らざるを得ない。

これは非常に形式的なことでありましてけれども、立法府と行政府との間で進めることでありますから、このところのけじめをきちんとしておかないということは大変なことでありまして、そういう意味で極めて不注意ではなかったのかな、こういうふうに思います。しかし、まだ私の知らざるところで何か理由があればちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(谷内正太郎君) 今回、WTO協定として御承認を求めていますのは、WTO協定、これが大きな傘になっておりまして、その下に附属書の、先生がおっしゃいますように一から四までございまして、四の部分については実は四つの協定がございまして、これはシングル・アグリーメント、一括受諾の対象にはなっておりません。今回御承認を求めているのは、そのWTO協定と附属書一から三までということでございます。

(理事稲村稔夫君退席、委員長着席)
○北澤俊美君 僕の質問のことをそのまま言ったつてしょうがないんで、四が入つておらんから、これを見てみると、「この協定は」と書いてあるだけなんだ。

この論議に即どうということではないんですけども、やっぱり立法府と行政府が融通無碍になつてしまつてはいけないことなんです。だから、責めるとか瑕疵があるとか、そこまで私は言うわけではないが、やっぱり我が国の将来をきちんとしていくためのこの審議の階段に当たつてこういうことはきちんとしておくべきだ。これは私も閣僚の皆さん方も議会人であるわけでありまして、そのことは御理解いただけるというふうな思いをしますので、外務大臣どうですか。

○国務大臣(河野洋平君) 御指摘の点はよく理解できますので、十分気をつけるようにいたします。

○北澤俊美君 総理にお伺いをいたしますが、本国会は六十五日の会期でスタートをしたわけでございますが、提出案件の重要さ、それからボリュウム、それから国民への影響の重大さ、こう

いったようなことから我々野党は長い会期を要求したわけですが、六十五日でスタートをして、先週六日間の会期の延長を決定して、参議院は本日から審議ということであります。参議院の立場からすると、まあ多くは申しませんけれども、甚だ不満のあるところがございます。

そこで、政府・与党におかれては、臨時国会を開くに当たって会期の問題についてもう少し慎重さが、読みの甘さがあつたんではないかということとを私はここで反省を求めつつ指摘しておきたい、こういうふうに思います。

さて、本国会は御案内のように政治改革法案、税制改革法案、米に象徴される本委員会のWTO法案、それから長年の懸案であつた被爆者援護法、我が国にとって大変重要な課題が今国会で審議を完了すれば解決するわけでありまして。大変重要な歴史的な臨時国会だというふうに私は思います。また、それを背負つて御審議いただいた村山総理以下皆さんには、私は野党の立場でありますが大いに敬意を表したい、こういうふうに思うわけでありまして。

そこで、いわゆる五五年体制で自社がずっと決をしてきた、私も一方の自由民主党に長く籍を置いてきたわけでありまして、ただいま申し上げたような課題がどんどん先送りされてきた。大きな時代の流れの中で自社政権という私どもには想像のできない政権ができた。しかし私は、いろんな政党が国民に対して責任を持ちながら国会で論戦をしていく中で政権をお互いに担つて国民に対する大きな荷物を順番に背負っていくということが大変貴重なことだというふうに思うんです。そういう意味で、私は自社政権に対して一定の枠の中で評価はいたしております。この問題を解決したということは私は大変なことだというふうに思うんです。

ただ、盛んに言われるように、政権というのは国民の直接的な審判を受けた後に成立するのが本来の姿である、そういうものを経なかったということにおいて大きな指摘を受けておることもこれ

また見逃せないことであるわけでありまして。そこで、この法案が解決して、しかも衆議院では選挙制度も変わるということになりますと、短い期間ではあつたけれども大変御苦労をいただいた、いよいよ国民に信を問うべきである、私はそんなふうに思うんです。

村山内閣は細川、羽田内閣のしりぬぐい内閣だとかいうようなしりぬぐい内閣論が盛んに出たりしておりますけれども、そんなふまじめな話ではなくて、私は先ほど申し上げたように一定の評価はいたしております。

そこで、国民の信を問うということは、今の状況では私は大きな意味があると思うんです。ただいま申し上げたような法案が全部終わる、そして私たちは新しい時代へ間違いなく踏み込んでいくわけですよ。

総理は盛んに冷戦構造の終えんをスタートにして社会党の変化についても言われておるわけでありましてけれども、私はこの冷戦についてはまた一つの考えを持っております。どなたが言われたかちよつと私もう忘れなければ、冷戦というのは、平和は不可能だけれども戦争は起こらない、一方で、冷戦が終えんすれば、平和は可能になるけれども戦争は起こるかもしれない、こういう定義を言っているんですよ。

全く新しい時代に入ったわけですよ。そういう節目をとらえて大きな課題を解決した村山内閣としては、まず国民に信を問うべきではないかというふうに思うわけでありまして、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(村山富市君) 現内閣に対する一定の御理解ある御評価もいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、昨年七月の総選挙以降、大きく日本の政治が変わるということとを国民は期待して審判が出た。しかし、細川内閣があいいう形でつくられたらうということはだれも想定し得なかつたと思うんです。したがって、そういう意味から申し上げますと、細川内閣もあるいは羽田内閣も今

の内閣も、そうした歴史的な変化の経緯の中で生まれてきた内閣であると、私はそういうふうに位置づけております。

まして、これはこんなことを言つては大変申しわけないんですけれども、私が首班になるなんてことはどなたも想定しなかつたでしょうし、だれも考えていなかったと思うんですよ。私自身もそんなことは思つたことはありません。私は、これはやつぱり歴史の変化の中で求められた一つの所産ではないか。ある人は天命だというようなことで私に言つた方もありますけれども、それなりに歴史的な使命を持つているというふうに私は思うんです。

したがって、この歴史的な使命をどう果たしていくかというのがこの内閣の役割であるというようなことを考えてまいりますと、これまで解決できなかったいろんな、今お話のございましたような宿題があるわけですから、そういう宿題を解決するものこの内閣でなければいけないことではないかというふうに思います。同時に、これだけ世界全体が変わるし、同時に日本の状況も変わつてきておるわけでありまして、この変わつてきておる世界の状況の中で、これから日本がどういう役割を果たしていくのかという一定の方向と進路ぐらひはやつぱりきちつと示して、そして展望を与えていくということが、ある意味ではこの内閣に与えられた課題ではないかというふうに私は受けとめておりますから、そういう役割はぜひ果たしていかなければならぬというふうに思っております。

同時に、これは選挙制度も変わったことだから、それは新しい選挙制度でもって選挙をすることとは当然ではないかと言われるのも、私は一つのやつぱり理屈だと思ひます。しかし、仮に周知期間を徹底して、そして国会が解散をした、選挙するといった場合に、国民は一体何を基準にして何を選べばいいのかという選択の課題というものが私は明確ではないと思ひます。それではやつぱり不親切ではないかというふうに思いますから、

やはりそれぞれの政党が国民に訴える課題も明示をして、そして争点も明らかにして国民の皆さんから審判を仰ぎ、選択していただくということも大事なことでないかと思ひます。

同時にまた、今のような多くの問題を抱えているときに空白をつくることはどうだろうかという見解もございまして、最近の世論調査を見ますと、解散は必要ないという声も大変多いようにも見受けられておりますから、そういう点も十分勘案しながら判断をしなければならぬ問題であるというふうに思いますから、今は解散のことは考えていないということだけは申し上げておきたいと思ひます。

○北澤俊美君 それでは、WTOにまた入りま

ただ、時間が限られておりますので私は申し上げます。三回にわたる議決ということとを盛んに言われておる。そして、みんなが苦渋の選択だとか、こういうふうに出ておる。我々議会人として、議会で議決したことと違つたことを選択しなきゃならぬということについて、これも相当に深刻に考えておると思うけれども、これをもし軽んずることになったら、私たちは議事をみずから軽んずることになつて、その議事を基盤にしている民主主義の行方に大きな危惧を抱かざるを得ない。そういう意味において皆さん方に一人ずつお聞きをしたい、こう思つたが、時間がなから大河原農水大臣にお聞きをいたします。

峠を越えてすぐの松井田の御出身でありますし、私は県議会へ出たときから、羽田前総理から、大河原さんという立派な人が出るから応援してやってくれよ、常にこう言われてきたものであります。お言葉を交わしたことはございませんけれども、しかし、私はこの間、野党の立場で御質問された後、羽田さんとお行き会ひしたときに、少なくとも保利耕輔さんと大河原さんがあの質問をするというのはどういふことか、こうやつて聞いたら、羽田さんがいみじくも、いや、二人とも

よくわかって言っているんだよ、責められるおれより責めているお二人の方がきつとつらいのかもしらぬよ、こう言われたので話はそこで終わりましたけれども、やっぱり今の内閣の中で農水大臣をお務めになるとすれば大河原さん、あなたしかないない、私もそんなふうに思います。

そういう意味において、野党にあって主張されたことと、今こうして重い荷物を片づけようとしている心境について簡単にひとつ。

○国務大臣(大河原太一郎君) 昨年暮れのその前の七年間、我々としては輸入国の立場あるいは米を守る立場から関税化反対、例外措置ということで一貫して主張してきたわけでございますが、大詰めに参りまして細川内閣のもとでドゥーニ調整案を受け入れたわけでございます。それまでの経緯なりあるいは内容等について我々は納得しがたいということ、また、十五分野全体がいかに結論づけられたかということも当時は不明だったわけでございます。そういうことで、自由民主党、我々も反対をいたしたわけでございますし、私は六月二日のWTOのマラケシュ協定の報告についても、諸般の問題について疑問を呈する質問を行ったわけでございます。

そういうことでございますけれども、やはりはつきり申し上げますと、外交関係の継続性はもちろん、さらにはWTO協定の持つ我が国における大きな意味ということとを考えると、農業については非常にふぐあいだ、影響も大きいけれども、これはしつかりした国内対策をやる以外はないということ、これを思い定めまして、村山内閣にも入閣をいたし、国内対策の確立に全力を尽くしてきたというのがあるのままでの気持ちでございます。

○北澤俊美君 では、大蔵大臣にお尋ねをいたします。

先ほど来、これは衆議院から始まってですけれども、六兆百億の位置づけでありますね。どう聞いていても手品師のように聞こえる。別枠ではない、二階建てでもない、しかし六兆百億についてはきちんと農水省の予算の中にやる。先ほど大塚

委員がかなり突っ込んでおられました。それでも私にはわからなかった。手品というのを見ていてびっくりしますけれども、種があるんですね。しかし、種を見てしまったらおもしろくもおかしきもない。だけど、この問題はきちんとしていただかなきゃならぬと思うんです。

農水省には今、むだな予算はないわけでしょう。ないんですと、そうおっしゃっておる。そうすると、六兆百億というのはきちんと上へ乗せなかったら実現できない。昔よくありました、子供の絵の中に隠し絵というのがあるんです。一定の額の中にあつて、林があつたりして、その中に角度を変えたとキツネがいたりウサギがいたりという絵がありますけれども、これでは説明にならぬが、どうしても、私たちがこう聞いているんだから、もうちょっと国民にわかりやすい説明はできませんか。

○国務大臣(武村正義君) 私は余り手品は得意な方じゃなかったんですが、どうも何回も御説明を申し上げていながらすつきり納得をいただけないのは大変残念に思いますし、同じ考え方を改めて繰り返すことになるかもしれません、形をあらんになって納得いかないということではないか。しかし、繰り返し申し上げておりますように、政府・与党としては責任を持って六兆百億円というウルグアイ・ラウンドに対応する新しい事業の政治決断をさせていただいたわけであります。新しいと申し上げているところに大変積極的な意味があるというふうに御理解いただきたいと思います。

財源論に入ると、例えば例を挙げますと、建設国債を充当できます。三兆五千五百億はかなり建設国債を充当できます。これは建設国債を来年度幾ら発行するかという次元の話でございますから、財源としては目をつぶって建設国債を充当するなら、我々、予算編成の展望はそう難しくない話でございます。あるいは財投を充てるとかNTTの資金を充てるとか、そういういろいろな手段がございますが、一番苦しいのは一般財源を充当すると

いう話でございますね。

これが一番厳しいということでありまして、片方申し上げておりますのは、今、三兆円を超す概算要求をされている農水省の予算も、政府全体の概算要求に対する精査、査定からは例外ではあり得ない。個々の農水省の予算は、厳しく、まさにほかの省庁と同じレベルで制度の根底にまでさかのぼって論議をし、あるいは優先順位をつけ、削減をし、最終の案を決めさせていただく。

しかし、そこで削ったからその削った一般財源を新しい一般財源に持っていくという、そういうふうにとつていただきたくない。政府全体が予算の総合的な判断の中で仕上げてさせていただく。いやしくも農林予算だけはほかの省庁よりもひときり厳しくという考えは全く持っておりませんというのを重ねて申し上げておきたい。もう一つ、もう一つ、間もなく結果が出るわけでございますから、私どもも責任を感じながらこの編成に当たらせていただく決意でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○北澤俊美君 きょうは総括でありますから、実は農水大臣にたくさんお聞きをしたかった。例えば負債対策は、これは農協が酪農でも何でも農家に勧めていって、今、結果的に大変な負債を抱えておる。ところが、今のあれでは農協がそのリスクをしょわないでいるということでありまして、私は、農協そしてまた地方自治体も含めて、みんなでのこの際この新しい農業のために負担をしていくべきだと。こんなようなことはまた後ほど別の一般質疑でやっていきたいというふうに思いますし、またそのことも提案をしておきます。

またもう一つは、構造改善事業をさらに進めていく上で今までの一番の弊害は、もう八割にも及ぶ兼業農家を全部護送船団のように一緒に連れてきた。これは農協の体質にもよるんですけれども、私はこれをきちんと見直さなかつたら新しい農業への展望はない、農家一律平等主義というもの、この弊害は何とかなきゃならぬ、こういう

うふうに思っております。

そこで、ウルグアイ・ラウンドの後に来る農業の困難さは先ほど来も盛んに言われている。私は、我が国の外交の中で、これは外務大臣、いつも後手後手に回っている、このウルグアイ・ラウンドの農業交渉も後手に回ったというふうに総括していいというふうに思っていますけれども、これは自民党さんの中にもそれから我々の中にも一部芽生えてきております食糧についての別の考えがありますので、この辺について衆議院でも何か触れたようにはお聞きをしておるわけでありましてけれども、何といいますが、多国間の国際条約を日本から提案して打って出たらどうか。内容についてはもうおわかりだと思しますので、このことについてどんなふうにも外務省としてお考えになっていきますか。

○国務大臣(河野洋平君) 恐らく議員の御指摘になっているのは、食糧の自給を義務づける、各国に食糧の自給を義務づける協定のようなものを提案したらどうかと、こういう御指摘だろうと思っております。

確かに最近では、人口爆発といいますが、人口急増地域とそしてまた食糧問題というのは必ずしもパラレルにいかないということがございました。数年前までは、人口増加のグラフと食糧増産のグラフというものがまあまあいいカーブを描いていた。もちろん食糧の偏在というものはございまして、けれども、地球全体から見れば、人口もふえるけれども食糧もそれなりにふえてきているというカーブを描いていた時期がございました。近年になりまして、人口の増加率に比べて食糧の増加率は追いつかない。逆に環境問題その他という問題があつて耕地の開発というものが、開墾というものがなかなかできにくくなるという状況がございまして、それぞれの国が基本的に自分の食糧ぐらひは自給するべきだという議論があることは承知をいたしております。

ただ、これはなかなか国際的に合意が得られるかどうかということになりますと、例えばアジア

の発展途上国を見ても、食糧の輸出によってその国の経済を支えているという地域もござります。そういう国が、先進国が食糧を全部自給してしまふということになると、これはなかなかさううまくいくかという問題も出てくるだろうと思ひます。さまざまな視点に立つて検討をしなければならぬというまだたくさん問題が残っているように思ひます。ただ考え方は、一つの考え方であることは間違ひない。

私も実はカイロの人口会議に参りまして、人口問題を議論するのと同様に食糧問題を議論すべきだ、あるいは環境問題を議論すべきだという提案を私自身してきたものでござりますので、お考えは私なりによく理解をすることが出来ますが、国際的にそうした協定の出来る可能性はあるかどうか、あるいはそれだけの説得力を持つためにはまださまざまな問題をクリアしなければならぬという点もござりますので、検討をさせていただきます。

○北澤俊美君 現時点ではそういうことだろうと思ひます。しかし人類の歴史というのは飢饉に対する恐怖の歴史なんです。そのことをまず考えなければ、それから食糧が豊富で余っているというのはほんのわずかな国だけですよ。そのことを考えれば、新しいものをつくり上げていくというのをこの豊かな我が国が率先して、しかも自国の農業が危機に陥っているのときこそ検討すべきだと。外務大臣から前向きに検討のお話がありましたので、ぜひそんな形でお願いをいたします、こんなふうに思ひます。

そこで、いろいろ問題が山積してきた中で、この六兆百億、自治省の方を含めれば七兆二千何がしですか。それに合わせまして今、我が国はゴールドプラン、新ゴールドプラン。総理は新ゴールドプランはまだ認知してないというふうには、新公共投資基本計画、これが六百三十兆。それから農村対策は先ほど申し上げた。それから整備新幹線。内閣がかつたらばかに景気のいいこ

とを言つて、私も新幹線待望の地元でありますから大いに歓迎であります。これは物にならぬ、いつも繰り返してやります。期待を持たせてばかりで、また期待を持たせる。なかなか期待を持たせてくれてありがたいですけれども、これまた運輸大臣の言うことを聞けば五兆何千億がぼつと出てこなきゃならぬ。それから基礎年金の国庫負担、これは当然避けて通れないところへ来るだろうというふうに思ひます、この財源。それからODA、大変なことなんです。

そこで、既に御案内のように、国民一人当たり百六十一万円の借金をしよつておる。地方と合わせれば二百兆に及ぶ借金を既にしておるわけですね。隠れ借金を入れたらまたさらにふえるというふうな現状の中で施策を継続していかんきやならぬ。

一方で、さきがけの存在というのは、行政改革を素人っぽい視点でしやにむにやろうとしておる。私にはなかなか魅力があると思ひます。だけれども、これはなかなかできない。だから、私も新聞やいろんな雑誌の書き出しを持ってきてこれをみんなお話し申し上げようと思ひますが、時間がありません。

行政改革は、総理の一枚看板と言つて語弊があるが、それに近いものだというふうに思ひますけれども、行政改革なくしてこれから増大していく財政負担、それから国民に対する負担の要請、こういうものは国民の理解は得られないというふうに思ひます。

まず、どうですか、行政改革についての決意とそれから見通しについて。

○国務大臣(村山富市君) 先般、この国会で成立をさせていたいただきました税制改革に関連する法案の中にも二年後に見直しをするという条項があるわけですから、その中にも行政改革等はやっぱりやらなきゃならぬということもちゃんと明記しています。

今考えておりますのは、まず規制緩和についてはいろんな団体、国内外の意見を聞いています

けれども、その他意見を聴取した上で、年度内に規制緩和を推進する五カ年計画を決めて確実に推進していくというところが一つですね。

それから、特殊法人の見直し等についても、これは全面的な洗い直しをして、そして時代の変化に対応して、もう役目の済んだようなものがあるとするれば、あるいは統合するとか、そういうことも具体的に取り組んで進めていくということも今、鋭意作業を進めておる段階でござります。

それからまた、国全体の行政のあり方を基本的に見直す意味で、行政改革推進本部の中に地方分権部会というものを設置して、そこでも検討して報告もいただいておりますし、同時に地方制度調査会からも報告が出ておりますけれども、そうしたことも含めて、できれば次の通常国会には地方分権を推進する意味の法案ぐらいは出したいた

今、そういう改革は、これはどの内閣にしろ今の時代から要請されておる大事な課題だといふに受けとめて、私どもは閣内一致して取り組んでおることだけは申し上げておきたいというふうに思ひます。

ただ、行政改革をやれば財源がうんと生まれてくるかという点にはなかなか思ひます。面もあるんではないかと、思ひます。それは総合的に判断をして、できるだけ出るものは抑制をし入れるものは正確にとらえて、そして財源への関与もしていくことが大事なので、あくまでも公債の発行は抑制をして、そして健全な財政運営ができるような基盤というものをしっかりとつくっていくためには、いろんな角度から総合的に判断をして取り組んでいかんかならぬというふうに思つておることだけは申し上げておきたいと思ひます。

○北澤俊美君 決意はいいです。

最近盛んに、行政改革をやつてもすぐ財政的な効果が上がつてこない、お金が余つてこない、こういうことを言われますけれども、そんなこと

はだれでもわかつておることとして、これを言つたら国民はまた政治に対して不信感を強める、だからやらないうか、という話。こういうおもしろいことを政治に対して言っている人がいる。やるやると言いつつやらない行革、地方分権。やらないうかと言いつつやらないお米と消費税。これは国民のざれうたかもしらぬが、国民の心情をよくあらわしておる。心していただきたいと思ひます。

そこで、残余の時間は都築議員にさせていただきますが、最後に通産大臣にお聞きをいたします。

通産大臣は行政改革については、十数年前になつておると思ひますが、行革を盛んに自民党でやりなつていたときにお話を聞いて私は大変感動したことを覚えておるのであります。あれだけ一生懸命にやりなつて、見識を持つておやりになつてなかなか進まない。最近私らの仲間の中でちよつと話が出たのは、ちよつと言葉が御無礼であります。最近、龍ちゃん悲しそうな顔をして

いると、こういう話をされた方がいて、今の状況を一番よくわかつておるから難しさがわかつておるのだから、こんなような話をされておつたわけでありまして。行革についてのお考えと、それから先ほどお米の方にだけいましましたけれども、繊維の問題でちよつとお聞きをしたいというふうに思ひます。

お米に隠れて繊維の悲惨な状況というのがなかなかクローズアップされない。先ほどどなたかやつておられましたけれども、大変なことだといふふうに思ひます。繊維産業の中にはおおよそ三百万人という人たちがここで生計を立てておるわけでありまして。これが壊滅的な状況になるといふことになつたら、これは社会問題になつてくる。

そういう中であつて、衆議院の議事録を見ますと、通産大臣はセーフガードの発動について少し踏み込んで、これはなかなか勇気のある、権利として持つものを行使することを恐れないと、こう

いうふうに答弁されておりますし、その後、準備が整うということは日本の繊維産業が一つ戦う武器を持つことだと、こういうふうになられておる。これは繊維産業にとっては大変強いことである。WTOも一段落をしてくる中で繊維産業もきちんとした対応をしなきゃいかぬと。

そういう意味でセーフガードの発動をどんなふうにお考えになっておるか、これも行革とあわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず繊維から申し上げたいと存じますが、本年の五月、繊維産業審議会、通商問題小委員会から繊維のセーフガード措置の発動の判断の枠組みについて一般論をお考えが示されました。これを受けまして検討を進めてまいりましたが、このたび繊維のセーフガード措置に係る手続などを制定いたしました。

このセーフガード措置は国際取り決めで認められました措置でありますし、今まで国内での取り扱いが必ずしも明確でなかったわけでありましたが、今回の手続を制定いたしましたことは、繊維のセーフガード措置に係る運用手続などを明確化した行政の透明性の確保に貢献するものだと考えております。

これを具体的に発動するかどうかというのは、これから関係業界から御要請があった場合、この手続によって判断をすべきことでありまして、現時点で申し上げることはありません。しかし、準備は制度としてきちんとつくり上げましたということでありまして。

それから、今たまたま行政改革についての意見を求められました。これは個人としての考えでありますので、その点はお許しをいただきたいと思ひます。

ちょうど鈴木内閣のとき、土光臨調と言われる第二次臨時行政調査会が発足をいたしました。そのとき、いろいろな角度から当然のことながら問題が提起されたわけでありまして、大きく言いますなら、人生五十年時代の行政の仕組みを人生七十年時代、八十年時代に合わせていくという視点

が一つあったかと思ひます。また当時、公社として運営をされておりました幾つかの事業体、これを民営化するかどうかの判断の問題がございました。さらに、行政の効率化という視点からの問題提起もございました。これが第二次臨時行政調査会のもとに集約をされ、それぞれの問題が分析をされ、それなりの処方せんをいただいていたわけでありまして。

そして、今でも私はさまざまな評価があるかと思ひますけれども、土光臨調というものはただ単に三公社の民営化だけではなく、非常に幅の広い活動をされた、そのように考えております。それからしばらくの時間がたちまして、また行政を見直すということが極めて必要な時代に入ってきたと私も思ひます。そして、それはいいよ高齢化社会という、本当の高齢社会に入ってきてしまった日本といまして、住民に身近な行政というものではできるだけ住民に身近なところで実行できる体制をつくっていく、これはまさに言い方を換えれば地方分権でありまして。同時に、制度的にある程度行き詰まってきたところから産業界を考えたときに、もう一度産業界が活力を取り戻し、より活力のある社会を維持して二十一世紀に入っていくかなければならない。こうした面から考えれば、これは規制緩和であると存じます。

同時に、そうした角度で動かしていく行政の仕組みそのものももう一度見直す一つのきっかけをここでつかめる。総理として行政改革に対し情熱を傾けると言われた言葉を私も信じております。それだけに何か特定の課題だけが一つ処理されれば終わりといったものではない。むしろ、非常に地味な努力の積み重ねであり、そしてその中には、例えば組織の改廃が行われますならば、そこに現在奉職している方々の人生設計を要する、それだけの痛みを持つ選択を我々はしていくのだという謙虚さは常に持ち続けたいもの、私はそのように考えております。

○北澤俊美君 それでは、残った時間を都築委員

の方から関連質問をさせていただきたいと思ひます。

○委員長(矢田部理君) 関連質疑を許します。都築議員。

○都築議員 それでは、北澤委員の質疑に関連いたします。幾つか御質問を申し上げます。こう思ふわけでございますけれども、その前に、冒頭北澤委員が触れられました愛知県西尾市の大河内清輝君の自殺の事件でございます。

実は私、大河内清輝君が住んでおりました西尾市の隣の出身でございます。大変残念に思ふ次第でございます。文部大臣の質疑通告を出しておりましたので文部大臣にお聞きするつもりはございませんけれども、少しこの点についてもう一度言及したいと思ひます。

大河内清輝君については本当に心から御冥福を祈りたいと思ひますし、家族の皆さんの悲しみはいかばかりかと、本当に心からおいたわりの言葉を申し上げる次第でございます。

ただ、この問題、実は文部大臣、先ほど刑事責任の問題とか学校管理の問題とか家族の倫理教育の問題とか、あるいは生徒の管理の問題とか、そんな観点から大変優秀な答弁をされたように思ふわけでございますけれども、実は今ここで議題になっておりますWTO協定が非常に関連しているんじゃないかなというふうな気がするわけでございます。

戦後、私は戦後生まれでございますけれども、それでも三十年代、まだ本当に広々とした農地が広がってございまして、野原で遊んで田んぼで泥まみれになった、こんな記憶がございます。そんな中で、例えば農家の子供たちは五月、六月になると農繁休業ということで学校がお休みになってしまふ。それぐらい農業を支えてきたわけでございます。日本の国民の食糧を支えてきたわけでございます。農業というのは単に国民の食糧だけの問題ではなくて、日本の農地といふものが自然環境といふものです。そういう面にも物すごく重要な役割を、緑のしたたかな田んぼを夏には茂らせ

て、そしてまた水も保全するというふうな重要な機能を果たしておるわけでございます。

ただ、個人個人にとっては非常にそういったものを見て心が安らぐとか、あるいは単に農業で米を栽培するだけではなくて花卉栽培というふうな形で花を育てる、木を育てる、あるいは酪農というふうに動物を育てる、こういったものが小学校の教育の中でも取り上げられておると、こう思ふわけでございます。

だから、本当に今回の事件、大変残念なんですけれども、日本が戦後一貫して工業化の過程を進んで、貿易立国だからということで進んできた結果、世はメタルカラーの時代とかコンクリートの道路、あるいはアスファルトの道路、あるいは金属機械のマシン、そういったものばかりの中で、詰め込み教育に追われて人間性というのがどんどん失われていっている結果、校内暴力の問題もいじめの問題も起こってきているのではないかと。本当に小さいころ、花を育てる、木を育てる、あるいは動物をかわいがって育てる、こういった活動をする中で人間性というものはやはり維持されるだろうというふうに思ふわけでございます。

ですから、同僚ではございませんけれども会田委員が先ほど指摘された学校教育における農業の取り上げ方、こういったものが私は人間性教育のために非常に重要な役割を持っているというふうな思っているわけでございます。先ほどの御答弁、大変立派な御答弁でございますけれども、ぜひそういった会田委員が指摘されたことも踏まえて取り組みをお願いしたいなと、このように思ふわけでございます。

それでWTO関係、私は総括質疑ということとで、総論的な部分ということで三ポイントばかり、WTO協定の影響の全体像とWTO協定参加予定国の動向、それから紛争解決手続、この三点についてお聞きをしたいなと、こう思っておるわけでございますけれども、その前に実は総理に、大変失礼な質問になるかもしれませんが御許しをいただいで、お聞きしたいことが一つございまして。

と申しますのは、十一月の二十一日、参議院の
本会議で新緑風会を代表いたしまして私がこのW
T O 関連の予備審査ということで質問させていた
だいたわけでございます。大変御丁寧な答弁をい
ただいて感謝を申し上げるわけでございますけれ
ども、実は総理が冒頭私の名前をトク議員と、
こういうふうにお呼びになられたわけでございま
して、私はトクではございません。

実はもう二十数年前、私が大学二年のころに、
今でこそ宅急便で有名になったある運送会社にア
ルバイトとして、学資を稼ぐためにトラック運転
手の助手というのを一カ月ばかりやったことがご
ざいます。そのときに、汐留のコンテナヤードに
行きますと事務所がありまして、そこで車の手配
とか人の手配をやるおじさんがいるわけでござい
ます、総理よりも少しお若いぐらいのおじさん
だったと思いますが。その人が、当時はやは
り本場に珍しい名前だったんでしよう、読めな
くて、トクとこう呼んだわけです。いや、私は
ツヅキですと、こう申し上げた。ところが、翌日
行くとまたトクと、こう言われまして、いやツ
ヅキですと、こう言ったんですが、二、三日それ
を繰り返しているうちに私もあきらめまして
黙って従っておったんです。ただ、数年たった
ら、その会社の社長さんに私と同じ名字の都築
さんという人がなったので、あのおじさん、後で
どうなったんだらうなと心配をしておったので
ございます。

総理、私の名前は何と申しますか、ちよつと
言っていただけですしょうか。

○国務大臣(村山富市君) 本会議で大変失礼な名
前を申し上げまして、改めて訂正をさせていただきます。
都築さんです。

○都築議員 どうもありがとうございます。
それでは本論に入りたいと思います。

まず、W T O 協定の影響の全体像ということで
ございます。今回のウルグアイ・ラウンド交渉の
成果、W T O の設立もございまして、それから附
属する協定ということで農業協定あるいはサービ

ス貿易に関連する協定、知的所有権に関連する協
定、こういったものがあるわけでございます、も
ちろん貿易関連投資に関する協定などございま
す。

こういった協定の実施に伴って、実はこの協定
自体は膨大な資料になるわけでございまして、私
もこの委員会に指名されて、資料を送り届け
られますとおよそ一メートル以上の資料が積み上
げられるような状況になるわけでございまして、
ただ、こういったものが我が国の国民生活に、あ
るいは産業活動に、企業の活動に一体五年、十
年、二十年後にどういふふうな影響を与えてい
くのか、これは国民の皆さんもなかなかわかりに
くところがあるんじゃないか。

実は農業の問題が非常に大きく取り上げられて
おります。これは非常に大きな課題でございま
すけれども、いろんな分野で、国民生活が本当に豊
かになるのか、産業活動はどうなっていくのか、
そういった全体像を一言でいうのはこれはな
かなか難しいかもしれませぬけれども、どういふ
うになるかと考えられぬか。総理、御見解を
お聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(村山富市君) これは、今、委員言わ
れましたように、一口で何年先にはどうなるか、
何年先にはどうなるかというふうなことを全体像
をここで申し上げるにはちよつと問題が大き過ぎ
ると思ひますから、端的に私は申し上げておきた
いと思ひます。

これは貿易の自由化が進展をして、そして同時
に進展する度合いに応じて国際的な貿易ルールと
いったようなものが確立されていくという意味で
は大変やつぱりいい面ではないかというふうにし
て、この協定の実施が世界貿易に対してどの
ような効果をそれではあらわしていくのかとい
うことにつきましては、本年の十一月のガット事
務局が試算をしたものがあるわけです。

それによりますと、物の貿易だけに限っての試
算でありますけれども、二〇〇五年時点において
はW T O 協定が実施されない場合に比べて世界全

体の貿易量が二・五％増大するというふうに見
られているわけです。我が国の場合にはどの程度
進展をするかといえば、一・八・三％程度増大す
るというふうなガット事務局では発表いたし
ておりますから、これをひとつ参考にしていただ
きたいというふうに思います。

それからこの協定の実施に伴って、先ほど来
議論がありますように、農業問題等も含めて極め
て困難な問題もあるわけでありまして、全体とし
て見れば、このような貿易の拡大というものは産
業構造の高度化や経済効率の上昇等を踏まえて我
が国にとっては大きな利益がもたらされるもので
はないかというふうに私は考えています。

○都築議員 ありがとうございます。
それでは、時間も大変わずかになってまいりま
したので、参加国の動向についてはちよつと省略
をさせていただきます、先ほど来、紛争解決手続の
問題で朝から議論があるわけでございまして。

今回の協定では紛争処理手続が大変強化される
ということ、例えばネガティブ・コンセンサス
方式とかあるいはタイムリミットの設定、さらに
クロス・セクトラル・リタリエーションの導入と
か、そういった形で手続の強化が図られてくるわ
けでございまして。

今回のW T O 協定自体そもその議論の経緯
が、やはりアメリカの通商法三〇一条に代表され
るような一方的な対抗措置、こういったものが自
由貿易を著しく損なう、こういうふうなことで
ございましてガットの精神に大変反するものである
ということ、何とかして各国でそういったものを
をやめよう、そして自由で無差別で多角的な貿易
体制というのをつくって世界がともども発展して
いこうじゃないか、こういうことでやってきたは
ずでございましてけれども、アメリカは実は三〇一
条というのはまだ有効なんですというふうなこ
とを言っておるということでございまして。

それで、なぜなのかという午前中の上杉委員の
質問に対して外務大臣は、発動されたらそれは協
定違反の問題になる、こういうふうなことをおっ

しやられました。午後の菅野委員の質問に対して
は、実はアメリカの今回のU R、ウルグアイ・ラ
ウンドの関連協定の実施法の百二条の關係で国内
法が優先するといふような形で、アメリカの法律
体系としてそういう国内法が優先するの条約が
優先するの、こころ辺のところがどうも日本と
は違ふんではないか、こんなふうなお話をされて
おったと思います。

日本は確かに憲法の第十章の中に規定がござい
まして、条約はこれは国際的な約束であるから誠
実に履行する、こういう形になっておりますが
、日本の場合には国内法を完全に整備して条約に
一つも違反しないような状況をつくらないと条約
は批准しないというのが今までの慣行だったとい
う思ふわけでございまして。

果たして、アメリカが本当にそんな主張をして
いて、祖父条項の禁止と申しますか、これはW T
O 協定の十六条で祖父条項の排除ということが
ございまして、そこでそういうものについてはだ
めなんだよというふうな形になっておる。十六条の
四項をちよつと読み上げてみますと、「加盟国は、
自国の法令及び行政上の手続を附属書の協定に定
める義務に適合したものとすることを確保す
る。」、こういうことになっておるわけでございま
すから、三〇一条というのはこの条文からいつた
ら協定に定める義務に適合したものであるわけ
で、ならないんですか。

○国務大臣(河野洋平君) 先ほど私は、三〇一
条があること自体はW T O の精神から見ればこれは
非常に問題があるけれども、それ自体違法だとは
言えない。それがW T O 協定に加盟している国に
適用されればそれは違法になる。これは明らかに
違法になる。ただし、W T O 協定に加盟してい
ない国もある。そのW T O 協定に加盟していない
国に適用するといふことを考えて今そういうものを
持っているんだよという説明があるとすれば、そ
れまで排除できるかどうかといふことを申し上げ
たわけでございまして。

○都築議員 時間が参ったようでございますの

で、いずれこの件については一般質疑の中でまた詳しくやりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○北澤俊美君 終わります。

○山下栄一君 公明党・国民会議の山下でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回、特別委員会という形で、衆議院を終えましていよいよ本日から参議院で審議に入つたわけでございますけれども、私の問題意識としましては、このWTO協定は大変膨大な中身を持った、また壮大な国際機関をつくり、そしてまた国際貿易のルールを築き上げるという大変な内容を持ったものであるわけでございます。ところが、その割には国民の皆さんにはなかなか理解されておらない、こういう面があるわけでございます。

きょうは、テレビを通じて国民の皆さんがこの審議の内容を注目し、またこの審議を通して理解を深めていくという、そういう啓発の意味を込めた審議になっていくのであらうと思うわけでございます。きょうから参議院がスタートいたしました、我々の国民生活全般に大変大きな影響がある、そしてまた一次産業のみならず二次産業、三次産業、全産業に対しても大きな影響があるんだということが大分明らかになってきたと思うわけでございます。

ただ、先ほど申しましたように、国民にとつては非常に関心が薄いといえますか、WTOというのは一体何だというそういうことでございまして、WTOというのはお米の国際協定ではないかと、そういうふうな認識になりがちな面があるのではないかと思うわけでございます。それほど農業問題が大変クローズアップされ、強調され、またそれは当然な面もあるわけでございますけれども、我々の食生活に多大な影響を与える、また日本の農業の根本的政策転換にかかわる農業合意が入つておるわけでございますので、そういう意味でWTOというのはお米の問題なんだというふうな認識があるわけでございます。

また、私の出身の大阪の方でも、大阪は比較的

都市の比率が高い地域でございますけれども、この大手の新聞の社会部の記者の方も、先日電話がかかってきまして、ほかの件であつたわけでございますが、ちょっと今、WTOの特別委員会というのできてその委員としておるのてなかな時間がないというふうなことを申しましたら、この大手の新聞の社会部の方がWTOというのは何なんですかというふうな、これは十一月の下旬の話でございます、それほどこの永田町と一般の地方また国民とは非常にずれがあるというふうな面があるわけでございます。ただ、内容的には大変大きな影響を与えるものであるというふうに思いますので、そういう観点から、きょうは特に総理、外務大臣等にお聞きしたいと思うわけでございます。

衆議院の審議におきましても五十時間近い審議が行われたわけでございますが、その八割方はやっぱり農業問題であつたというふうに思うわけでございます。そういうことに隠れまして、農業の問題は痛みを伴う問題でございますので、どうしてもマイナスイメージでWTOをとらえてしまつたという面があるのではないかと。そうではない、これは大変積極的な意義があるんだということをきょうは外務大臣、通産大臣、また首相からもお話をあつたわけでございます。

このWTO、いわゆる世界貿易機構、これは戦後世界の経済復興の担い手として構想されたわけでございますが、なかなかこれが実現しなくて、やつと今回、世界初の国際貿易組織として結実したという、そういうものでございますけれども、このWTO協定の積極的な意義、このプラス面を特に総理にお聞きしたいと思うわけでございます。何度か朝からも、また衆議院の方でもこのWTO協定の意義につきましてお話されておるわけでございますが、なかなか積極的なアピールという面ではちょっと弱かつたのではないかと。これぞ大変な意義があるんだぞというところを、農業問題の痛みの陰に隠れてかすんでしまつておる面があるというふうに思いますので、それを確認し

たいと思うわけでございます。

このWTO協定は、七年七月というウルグアイから始まつたロングランの貿易ルール交渉を経て今回で上がったものであるわけでございますが、このウルグアイ・ラウンドの提唱者は実は日本である、特に中曽根総理のときであつたというところでございまして、この七年にわたる交渉にやはり一貫して政府の方でも取り組み、ある意味ではリードしてきたのではないかと、国民に思ふわけでございます。そういう意味で、国民にわかりやすく今回の協定の積極的な意義を、もしこれ失敗したら大変な損失になつたのではないかと、そういうことも含めまして、村山総理に国民の方に目を向けた答弁をお願いしたい、このように思います。

○国務大臣(村山富市君) きょう、もう午前中からの質疑の中で、WTO協定を締結することが我が国にどういう意義があるのか、どういう効果があるのかといったようなことに対する質疑も行われておりますので、おおよそもう皆さん方には御理解をいただいたのではないかと、今度、今度の協定は単に鉱工業品の関税引き下げや農業分野だけではなくて、新たな分野として知的所有権や金融、運輸などのサービス貿易分野を含んでおるということには大きな前進であります。同時にまた、最終的には百二十五の国や地域が参加して七年にわたつて、お話しございましたように包括的かつ歴史的な時代考証の結果として妥結を合意されたものでありまして、その意義は大変大きいものがあると思ひます。

この協定の締結は、午前中からずっと議論されておりますように、多角的な自由貿易体制の維持あるいは強化といった面もある反面、国際経済秩序を、言うならば貿易のルールをどう確立していくかということについても大変な前進を見たし、その意味から申し上げますと、国際経済全体の秩序に対する信頼が高まつていくんではないかというふうに思います。そうした全体の動向の中

で、貿易立国である我が国にとつては、先ほど我が国が提唱したというふうな話もございましたけれども、それだけに大きな意義があるんじゃないか。

ただ、その反面、農業問題等を抱えた我が国にとつては大変厳しいものもあるわけですから、その厳しい問題については国内問題として十分万全の対策を講じていくということはもちろん大事なことでありますけれども、全体としては大変大きな意義がもたらされるものだというふうに認識をいたしております。

○山下栄一君 ちょっとどうしても答弁の中身が同じように繰り返しになるわけでございますが、特に今、最後の方で総理がおっしゃつた国民生活への具体的な影響、どのように具体的に国民生活に影響があるのかといふ、これが一番大事なことであるのではないかなと思ひます。例えば、消費者という観点から国民をとらえまして、今回の協定は、人、物、サービス、権利と、本当に衣食住を含めまして、レジャーも含めてさまざまな国民の生活にかかわつてくる、そういうことでございまして、そういう意味で消費者の選択の幅が今回の設立協定によりまして、また合意によりまして広がるのではないかと、そういう面があると思うわけでございます。

また次に関税引き下げ。日本は大分低くなつてきておるわけでございますけれども、この関税引き下げにより国内価格が低くなるという、そういう面もあると思うわけでございます。これも非常に国民にとつて関心の高い問題ではないかなと思ひます。

それと、今おっしゃつた食品安全基準の問題でございます。特に日本の基準が国際基準よりも高いということから、この国際基準に合わせますと国民の健康、安全に大変な影響を与える、そういうことでも今回の協定は国民の生活に大変かわりがある。

また、物だけじゃないということから、第一次産業、第二次産業、そして第三次産業まで網羅す

るそういう中身を持つておるということから、全産業に影響を与えるということは、それを通して雇用の面、これもプラス面、マイナス面、そういう形で国民生活に影響を与えていくのではないかと、このように思うわけでございます。

そういう国民生活への影響ということを国会の議論を通して浮かび上がらせていくということがやはり重要なのではないかと、このように思います。もので、ちょっとかけ離れた議論にならないように、そういうことを国民生活への具体的な影響で多大な影響があるということを総理のお口からもテレビを通してアピールしていただきたい、このように思います。お願いします。

○国務大臣(村山富市君) 具体的に数字を挙げてどういう影響があるかということについて今ここで申し上げるだけの資料を持っておりませんけれども、しかし貿易が拡大されていくということでは、輸出もふえるだろうし、同時に今お話がございましたように、関税が引き下げられるということになれば安く物が入ってくるということもなるわけでありますから、したがって輸出がふえるだけではなくて輸入ももちろんふえてくるだろうというふうに思います。そんな意味では、消費者の選択の幅も広がっていくのではないかと思います。価格の面においてもいろいろな意味で影響が出てくるのではないかと、このように思いますから、そんな面では大変なプラスが出てくるのではないかと、このように思います。

あるいはまた、さっき言いましたように農業問題等については深刻な問題もまた反面抱えておりますし、また産業の空洞化とかいろいろな面が言われているだけに、そういう問題に対してどういう影響を与えていくのか。あるいは雇用問題については、これは新しい分野を開拓して貿易の拡大を図っていくというふうなこともこれからやっばりつくっていくかなかならぬと思えますし、そんな面では新しい雇用の場も創出されていくというふうに思いますから、言うならばこれが国民の暮らしにとってプラスに展開されていくような国内

対策というものを十分これから考えていく必要があるということとは申し上げるまでもないと思えます。

○山下栄一君 今、具体的な数字というお話がございましたけれども、ガットの事務局とかまたOECDのデータ等もきょう朝から披露されておりますが、これは国際機関のデータでございまして、影響がいかに大きいのかという観点から考えますと、経済効果の試算、これはやはり政府としておつくりになる必要があるのではないかと。

今回の審議を行うに当たりまして、やはりそういう試算も、産業の面、また経済効果、GNPをどれだけ押し上げるのか、貿易量がどれだけふえていくのかというふうなことも含めまして、試算はしっかりと用意するべきではないかと、こういうふうに思いますので、その観点からでございますが、要するにマクロの観点から我が国への経済増大効果といえますか、これがどれほどあるのかということでございます。

通産大臣にお聞きしたいと思うのでございますけれども、きょうの朝の議論で大臣の方から国内産業への影響、これは確かにある、プラス面、マイナス面両方あると、ただ産業分野によって異なるんだ、全体としてはだけれども好ましい効果があると、このようにおっしゃったわけでございまして、日本は産業の今日まで進めてこられたのが大変大きいという、そういうことから考えまして、今回の膨大な内容を含むWTOの協定、これが我が国の産業にどのような影響を与えるのか、経済効果があるのかという、プラス面マイナス面を含めまして産業別のそういうふうな試算等ございましたらお示し願いたい、このように思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 産業別の試算と申し上げるようなものは我々として、委員の御指摘でありますけれども、準備をいたしております。ですから、その点はどうぞお許しをいただきたいと存じます。

そして、午前中に申し上げたことの繰り返しになりますが、ガット事務局が先月、二〇〇五年時点における効果というものを五兆一千億ドルという試算をいたしたわけであります。その中で、日本に対しては二百六十七億ドルの所得増大効果があるという試算がなされておることでございます。

個別の分野につきましては、残念ですが、我々そうした試算を用意しておりません。

○山下栄一君 今、大臣も何度も示しておられるわけでございまして、ガット事務局の二〇〇五年時点における、これはGNPでしたでしょうかGDPでしたですかね、二百六十七億ドルだから三兆円近いという所得の増大効果があるということでございます。

これは先ほど申しました国際機関の話でございます。まして、きょう朝からも議論がありますように、第一次産業、農業以外にも、例えば繊維産業にも大変大きな影響がある、皮革産業もそうだと、中小企業にも大変大きな影響があるんだと、それだけではなくてやはり新しいビジネスチャンスの拡大の効果もあるんだという、そういう御指摘も通産大臣からあつたわけでございます。

やはり国民が一番知りたいのは、この協定を通して具体的に我が産業にどのような影響があるのかという、まだこれから始まるわけでございまして、確かに具体的な数値はこれからであるわけでございまして、少なくとも試算ぐらいはやはり出すべきではないかと、このように思うわけでございまして、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、経済企画庁長官にも確認をさせていただきましたが、そうした試算を行っておられないということでありまして、お許しをいただきたいと存じます。

○山下栄一君 国際組織が具体的な、それは試算でございますので、出しておるわけでございまして、日本は政府も出してないことは僕はないんじゃないかなと思うわけでございまして、なかなか公表できないということかもわかりませ

ん。

今ちょっと触れられました経済企画庁にお聞きいたしますけれども、このOECDの試算とかガット事務局の試算を企画庁としてはどのように評価されておられますか。

○国務大臣(高村正彦君) 定量的な試算が極めて難しいということで、今、経済企画庁としては試算をしていないわけでありまして、ガット事務局でも二つばかりの試算をして、そしてOECDでも試算をして、ちょっと前提条件が違ふとそれが全然違う結果が出ているということで、それなりの意味はあると思いますが、その一つの試算に決定的な意味を持たせ得るものではないと、こういうふうに考えているわけであります。

○山下栄一君 ひとつ別の観点から御質問したいと思うわけでございまして、きょう朝、同僚議員からもお話ございましたけれども、WTOの事務局の体制の問題です。

ガット事務局には五百人近い専門員、事務職員がいっぱいいるというふうにお聞きしておりますが、日本は一人とか二人という数であるというお話がございましたが、日本の置かれた世界の中における経済的な立場を考えますと、やはり事務局の体制にも積極的にかかわっていく必要があると。特に、初代の事務局長の人事の問題につきましても、衆議院でも話題になっておりましたが、ガットの方は、ダンケルさんとかサザーランドさんとかほかの方も含めまして初代から五代目までどちらかといえますと官僚の方が多かったのではないかと、このように思うわけでございます。

今回のWTOの初代事務局長は、これはもう極めて重要な国際貿易に関する調整役とか、ある意味じゃ推進役になる立場であると思うわけでございまして、今回はお役人じゃなくて政治家の方が、それも大物政治家が立候補されておる、メキシコ、イタリア、韓国と。だけれども、日本はそこにはまだ立候補の余地があるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう気持ちはないという答弁を外務大臣はおっしゃっております

た。それよりも韓国の方を支持するんだと、こういうふうな方向でございましたけれども、なぜそんなに遠慮されるのかなと思うんですけれども、人がおらないのかなというふうなこと。いろいろそれにかなつた方もいらっしゃるというふうには私は思うわけでございます。

日本の政治家で英語とかそういう語学の達者な方で私はいらっしゃらないはずはないと、このように思うわけでございまして、今からでも遅くないというふうに思いますので、外務省といたしまして、また日本の政府として積極的な大きな役割を担う、また初代という重みを考えまして、初代事務局長への立候補、河野外務大臣もその候補者の一人ではないかと私は思うわけでございますけれども、その辺の決意を、お気持ちをお聞かせしたいと思うわけでございます。

○国務大臣(河野洋平君) 国際機関の長といまつか事務局長は、各国それぞれいろいろな人材を擁して立候補し、あるいは推薦をし合うということが多々ございます。

御案内のとおり、日本でもWTOの事務局長に中島氏、あるいはUNHCRに緒方さん、こういった方々がその立派な国際機関のリーダーとして業績を残しておられます。そういう意味からも、国際社会の中で我が国の人材は十分通用するし、高い評価を受けているということがござい

ます。そこで、問題はWTOの事務局長人事についてでございますが、これは、今、議員が御指摘のように、今三人の候補者が世にうわさをされているわけでございます。イタリアのルジェロ氏、メキシコのサリナス氏、前の大統領でございますが、そして韓国の金詒寿氏と三人の候補者がそれぞれ支持を得るために努力をしておられます。

我が国も実はこのWTOの事務局長人事に関心が大きいであつたわけでございますが、九月でしたか、あるいはもう少し早い時期かも知れませんが、韓国から金詒寿氏をWTOの事務局長に推薦をしたい、ついでには日本からも支持を願えないか

という打診がございまして、我が国としても種々検討をいたしました。重要な隣国、韓国から、金詒寿氏は国際的にこの種の経験が非常に豊富な方でもございます。立派な候補者だと考えて金詒寿氏を支持することを政府部内で決定をいたしました。韓国にその旨通報をしたという経過がござい

ます。したがって、今から日本がこの問題について候補者を出す、現在の状況の中で候補者を出すということは現在考えておりません。

○山下栄一君 もう時間が来ましたので、特に農業問題につきましても一言質問したかったわけ

でございますが、一般質疑に譲りたいと思ひます。

残余の時間につきましては、関連質問という形で浜四津議員の方をお願いしたいと思います。

○委員長(矢田部理君) 関連質疑を許します。浜四津敏子君。

○浜四津敏子君 それでは関連いたしまして、WTO協定について質問させていただきます。

我が国は、世界最大の食糧輸入国であるというふうな言われております。世界のエビの三分の一は日本人が食べている、こういうふうな言われておりますように、私たち日本人が毎日食べている食料品のうち、カロリーベースで平成四年度は五四％、つまり半分以上が外国から輸入されたものであります。

ある方はこうおっしゃっております。日本人の胃袋は諸外国の植民地である、こんなふうなまでおっしゃる方がおられるほどでございます。今後、ますますこうした輸入食品の増加そして多様化、また輸入先の拡大の中で食品が本当に安全なのかどうか、こうしたことにつきましてさまざまな課題に私たちは直面しているわけでござい

ます。各国が生産、製造、流通の各段階で使う化学物質やあるいは法規制の違い、そして我が国にはない有害微生物による食品汚染あるいは長期輸送に伴う腐敗、またそれを防ぐための化学物質の使用

等の問題がありまして、今、消費者の皆様は毎日口にする食べ物に安全なのかどうか、また今後この安全性が確保されるのかどうかについて大変大きな不安を持っております。

これまでのWTO協定その交渉あるいは協定の経過を見てみますと、自由貿易拡大のための国際基準づくりが最優先されて、食品の安全性の確保は余り重要視されてこなかったという批判がございまして。また国内では、厚生省は国内の残留農薬基準を国際的な基準に合わせる等残留農薬基準の設定、新設のあり方について抜本的に見直しを行う、こういうことを決定した、そしてその準備を進めていると報道されております。また、食品添加物の指定も拡大されるのではないかと

いうふうな言われております。この残留農薬の問題あるいは食品添加物の問題は国民の健康に直接にかわってくる問題でありまして、国民の方々は非常に高い関心を持っておられます。

そこで、輸入食品の安全性について質問させていただきます。

今回、WTO・SPS協定によりまして国際的基準整合化を図る、こういうことになっております。残留農薬基準あるいは食品添加物指定を整合化する、どの国も基準を合わせる。しかし、これは国によりまして、食生活あるいは食習慣、食文化は各国によって異なります。例えば、日本人は米やあるいは魚介類を多くとりましても、魚介類をほとんど食べない国もあります。また野菜の中でも、例えば大根あるいは白菜を食べる国もあり食べない国もある、各国各様であります。それを一つの基準とまとめるというのがもとと本当は無理があるところではあります。

自由貿易拡大の観点から一定の国際基準が必要だと、それは理解できないわけではありませんが、厚生大臣、こうした外国と我が国の食生活あるいは食習慣・文化の違い等を十分考慮した上で、この基準整合化というのは国民の健康と安全の面から問題がないと言い切れる自信がおありなのかどうか、お答えいただきたいと思ひま

す。

○国務大臣(井出正一君) 答えたいと思います。お尋ねのSPS協定でございますが、お米やリンゴのように日本人の摂取量が多いなど、食習慣あるいは食生活の相違といった科学的に正当な理由がある場合等におきましては国際基準よりも厳しい措置をとり得ることの規定もこれには盛り込まれておりまして、こうしたことからこの協定の締結は食品の安全確保を図っていく上で支障はないものと考えております。

厚生省としましては、今後とも国民の皆さんの健康確保を第一に考えて対応してまいりますつもりであります。

○浜四津敏子君 それでは、この国際基準、コーデックス基準と日本の国内基準とをどう整合化させていくのかについて伺います。

厚生省は九一年の九月から基準改正に既着手しております。緩和されたものもござい

ます。例えば、ジャガイモの発芽防止剤クロロプロファムは従来よりは千倍も緩い基準に改正された、これは一例でございます。

今回、この国内基準の見直し、基準づくりの中で、国内基準の方がコーデックス基準より厳しい場合にはどうされるのか。コーデックス基準に合わせて緩くすることがあるのかどうか、それとも国内基準というのはその分野の専門家の知見を使って国民の生命、健康、安全を守る観点から策定されたものでありますから、そのようにして定められた基準値を貿易拡大の観点から変えるようなことはしない、したがって厳しい国内基準値はそのまま守るということなのか、いずれになるんでしょうか。

○政府委員(小林秀資君) 現在、残留農薬でございます。比較できるものでございます。大体六割がコーデックス基準と同じでございます。それから、二〇％が我が国の基準の方が厳しいものがございます。

この我が国の残留農薬基準を決める際にも、以前からコーデックス委員会のデータ等そういうも

のに配慮しつつ国内基準を決めてまいりました。それが厳しくなっておりますのは、今、先生が御質問ありましたように、日本が米をたくさん食べる、リンゴをたくさんとるといような国内の食習慣、そういうものに配慮をして厳しいデータをつくってきたわけでございます。私どもとしては、今度の協定を結ぶことによって新たにこの基準を緩めるということについては国民の健康上からあつてはならない、このように考えております。

○浜四津敏子君 それでは、現在国内基準がない場合について伺います。これについても、日本独自に専門家によって日本国民の安全、健康に必要な基準値を策定すべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小林秀資君) 厚生省におきましては、昭和五十三年から約十年間で二十六農薬の残留基準を設定したすぎませんが、平成三年から現時点まで三年間に七十七の農薬について基準を設定したところでございます。

今後の残留農薬基準の設定のあり方については、現在、厚生大臣の私的懇談会でありまして食と健康を考える懇談会において各方面の有識者の方々の御議論をいただいているところでございます。本懇談会は、今月半ばを目途に報告書をまとめるべく努力いただいているところでございますが、これまでの議論の中では、今後、当面二百農薬を目標に基準を設定すべく御意見をいただいているところでございます。厚生省といたしましては、二百農薬の基準を設定することにより、主要な農薬について残留農薬基準規制を対象とすることができると考えております。

厚生省といたしましては、本懇談会の報告を踏まえ、今後とも残留農薬基準の一層の拡充に努めてまいりたいと思っております。

○浜四津敏子君 それでは、食品添加物及び残留農薬基準値の算出方法について伺います。

こうした基準値は、マウスやラット等の実験動物による実験データをもとにいたしまして人体一

日摂取許容量、ADIを算出する、こういう方法をとっております。この摂取許容量以内であれば人間が一生生涯摂取し続けても影響がないと考えられる、そういう数値を示しているわけでありま

す。例えば、ある一つの農薬についての人体一日摂取許容量を人間が一日にとる食事の量で割って農作物についての残留基準値を出しております。しかし、これらはあくまでも一つ一つの個別の基準であります。私たちは一日何十種類の農薬あるいは添加物等の化学物質を摂取していると言われま

【委員長退席、理事梶原敬義君着席】

実は、これは食べ物だけではなくて、空気あるいは水、こうした中にある化学物質も関連してくることではありますけれども、特に厚生省においてこうした農薬、添加物等の化学物質の複合作用の研究体制をつくる、こういうことは不可欠だと思ひますが、現在こうした研究が行われているのかどうか、こういう研究体制がどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(小林秀資君) 今ここに細かい資料を持ち合わせておりませんが、複合汚染に関する研究も今、着手をしているところであります。

○浜四津敏子君 それについての詳しいことはまた後日に譲るといたします。

次に、安全性、毒性の実験におきまして、人体への安全性確認につきましてはこれまで、急性毒性がない、だから安全なんだ、こういう説明がなされるのが多かったわけでございます。例えば、一九九二年、レモンやオレンジなどかんきつ類の防カビ剤イマザリルにつきまして厚生省は、急性毒性は低い、発がん性や遺伝毒性はない、こういうことで食品添加物に指定したわけでありま

す。しかし、このイマザリルにつきましては、大量に摂取すれば肝臓や腎臓障害を起こす、あるいは目や皮膚にも障害を起こすという報告がなされております。

人体への安全性ですけれども、急性毒性については実験も調査も比較的簡単にできるというふうには思ひます。しかし、慢性の毒性、これは時間もかかりま

【委員長退席、理事梶原敬義君着席】

日本においては、近年、がんも増加の一途をたどっておりますし、アトピーとかあるいはじんま疹、ぜんそくも増加しております。あるいは子供たちのアレルギーも非常にふえております。三人に一人はアレルギーだと言われております。また、化学物質過敏症、これも十人に一人がこの症状がある、こう言われております。ほかにも肝臓、腎臓、甲状腺、心臓等にさまざまな症状を持つて

この慢性毒性についての研究体制についても、今どうなっているのか、どのように取り組まれているのか、おわかりであればお答えいただきたいと思います。

○政府委員(小林秀資君) 今、先生のおっしゃられました添加物とか残留農薬の慢性毒性については、現在も十分行われております。

よくADIという言葉をお聞きになられたと思いますが、ADIというのは、その添加物とか残

留農薬を毎日一生食べ続けても発がん性とか催奇形性だとか慢性毒性がないというデータでございますので、慢性関係の御心配は私はないものと考えております。

ただ、先生の御指摘のアトピーとかアレルギーということにつきましては、何分、動物実験ですと、ラットを中心に使っておりますので、動物は毛が生えておりますのでなかなか実態としてはわからない。そういう意味では、命に別状があるとか奇形が出るということではないけれども、そういう軽微なものについてはまだ研究が確立していないという面はあることは事実でございます。

厚生省といたしましては、従来から厚生科学研究費の研究課題として、アレルギー性疾患の発生機序というのを研究いたしております。平成六年度では合計いたしますと一億一千五百万の研究投資をいたしておりますところでございますが、今後ともアレルギーの発生機序とか食物摂取との関係ということについては努めてまいりたいと思っております。

○浜四津敏子君 このSPS協定によれば、各国はコーデックス基準を優先して採用する、ただし有効な科学的根拠の証明がなされた場合には国際基準より厳しい基準を採用していい、こういうことになっております。

この科学的根拠の証明というのが、どの程度の根拠と証明が必要なのか不明であります。また、有害だという証明が必ずしもできないけれども、しかし安全性に疑いがあるという場合は科学的根拠がないと言えるのか、これについても疑問があら

科学的に安全性が確認されれば問題ない、こういうふうに従来言われておりましたけれども、これにつきましては例えばフロンとかサリドマイドとかあるいはチエルノブイリの原発事故を見てい

うのは万能ではありません。絶対でないことは明らかでありますので、有害を証明する科学的根拠がないから安全、有害を証明して初めて禁止というのは食品行政のあり方としては本末転倒であるというふうに思います。

安全性に疑いがあるのであれば、疑わしきは使用せず、食糧は最大限の安全性を確保すべきだというふうに考えますが、食品行政の基本姿勢について厚生大臣に一言、それから総理にも最後に一言お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(井出正一君) おっしゃるとおり、国民の健康にとって安全じゃないのじゃないか、こんな疑いが生じたようなものは使うべきじゃないと私も考えております。

○国務大臣(村山富市君) 御指摘もございましたように、食品中の残留農薬あるいは添加物やいろんなものが今出てきておりますから、そうしたものが単に単品でなくて複合されますという影響が出てくるのかといったようなものもやっぱり不断に研究をして、万漏のないように、もうすべてに優先をして健康というものを第一に考えるということは大事なことだということについての認識は十分持たなきゃいかぬというふうに思います。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。以上で終わります。

○立木洋君 総理、私は日本共産党を代表して質問をいたします。

世界貿易機関の設立の協定、これに関する諸協定、いろいろ調査をしましたけれども、調べれば調べるほどいろいろな大変な問題があるというところが明らかになってきました。公正、公平な世界貿易の秩序の確立ということが言われますけれども、もともとこれにも大きな問題がある。日本の国民にとって言えば食糧農業問題、食品の安全問題、さらには関税引き下げに関連する中小企業の今後の問題等々、国民の生活経済にとって大変な問題があると私は考えるんです。

特に農業の場合には、御承知のように後継者の

問題がもう激減していますね。そして、御承知のように食糧の自給率、これが大幅に低下してきている。そういう状況にありますから、自由化の道を進むことになるならば、いわゆる壊滅的な打撃が与えられるんじゃないかというふうな心配というものが大変なことになっています。これは農家の方々だけではなくて、消費者の中でもそういう考え方が広がってきているという問題があるわけです。

そこで、十一月二十一日に衆議院の特別委員会でも武村大蔵大臣がこの協定の問題に関して「外国米を入れるということを認めるわけですから、これは国会決議に反しておるというのは、これはもう事実でありますし、率直に認めなければなりません。」というふうに答弁をされました。これに関して村山総理も、十二月一日、大蔵大臣の見解と違ひがあるというふうには考えておりませんというふうに述べられていたわけです。

つまり、国会決議の違反ということ認められたというところになるわけですが、この国会決議に違反するということをお知らせの上で今回のような事態を進めようというところは、これは非常に重大だと指摘せざるを得ないと思うんです。

国民の厳しい批判もある中で、この問題について国会や国民に対してどういうふうな責任をおとりにするつもりなのか、まず最初にお伺いしておきたい。

○国務大臣(村山富市君) たびたびこの御質問にお答え申し上げておりますように、衆参両院における国会決議に私は沿い得なかったということをお申し上げたわけでありまして、これは大蔵大臣あるいはまた旧内閣でありまして細川内閣のときに細川さんが答弁したことについて同じようなことではないかと私は踏まえております。

〔理事梶原敬義君退席、委員長着席〕

ただ、日本の経済というのは農業だけで成り立っているわけではなくて、とりわけ貿易立国である我が国の場合には多面的な産品を貿易することによって成り立っているわけです。したがって

て、農業だけでも断つことはできないというふうな思われましますので、全体として総体的に判断をして、これはもうやむを得ないのではないかとというような断腸の思いで私も受け入れたという経過もあるわけでありまして。

それだけに農業に対する影響というのは大変大きいわけですから、そうした影響をできるだけ最小限にとどめて、日本の農業をどうして守っていくか、あるいは国民食糧というものをどう確保していくかということについては、これが課せられた責任であるし、大きな課題として受けとめて万全を期す必要があるというので今取り組んでおるところでありますから、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

○立木洋君 国会の決議に背反すること、これは、その内閣の信任決議が問題になるという重大な問題なんです。国民に対してそういう背反する態度をとるならば、その問題については国民に信を問いたださなければならぬという問題にもかかわる重大な問題なんです。特に総理の場合には、この米の自由化の問題に関していうならば、あなた自身の選挙公約にも反しているわけですから二重三重にもこのことは問題になる。今のよう

なやむを得ない等々の発言では国民は当然納得するものではないということだけははっきり指摘をしておきたいと思うんです。

それで、今、国内の問題に関しては農業についていろいろ手を尽くしていくという趣旨のことを述べられましたけれども、御承知のように、牛肉を自由化したときにいろいろな手だてをとるといふことをやりましたけれども、大変でした。今、この牛の飼育農家というのは大変激減してきております。それから、価格も大きな問題になってきています。それだけではなくて、子牛の平均価格等々を調べてみますと、あの当時から、一九九〇年から比べると三分の一に減っているという状況です。北海道の別海町、あそこなんかでは一頭が数十キロの子牛が五百円だというふうな話を聞いて私は大変驚きました。こんなような状態になっ

て、もうまさに自由化を進めるといふことは壊滅的な打撃を農業に与えるということの意味するわけです。

今度の問題でも国内対策の問題が言われておりますけれども、今、融資事業の問題が問題になりますけれども、これについても使われるか使われないかわからない融資事業が、何ですか七千七百億、これは結局農家の借金になるんです、問題は、そして、さらにそれ以外の五兆二千四百億、この問題に関しても七割が公共事業でしょう。その半分は国が負担するといつても、あと半分は地方自治体と農家が負担しなければならぬような状態です。

そして、今、一番問題になってきているのは何かというと、価格を何とかしてほしい、保証してほしいという農民の要求があるわけですが、それが今度WTOの協定の内容によるならば、それはできないことになっている。そういう状況にあるわけですから、本当にこの問題が、いわゆる今の状況で国内問題を進めれば農家の大変な状態を救うことができるんじゃないかというふうな主張は私は通らないんじゃないかと思えますけれども、基本的な点について総理のお考えを聞いておきたい。

○国務大臣(大河原太一郎君) 立木委員の御質問の中で、それぞれの点について我々と見解を異にすることがございますので申し上げます。

まず、牛肉の輸入については、輸入量が激増して、それが国内価格に影響いたしました。これは乳用牛等のいわゆる俗にすそ物のものが非常に影響を受けたわけでございます。これについては御存じのとおり、肉用子牛の補給金制度と、それから肥育農家については労賃部分を補償するというような経営安定制度をとって、それを逐次拡充しながらやっておりまして、全体の生産自体は自由化前よりも落ちておりません。それから、多頭飼育が進んでいるから戸数も減っておるといふ点もあることも、確かに環境は厳しいわけでございますけれども、その点についての御理解もお願いをいたしたいと、さように思っております。

ございます。

このたびの農業協定においては、関税化される十品目については内外価格差を前提とした相当高い、相当量の関税が設定されておりまして、急激な影響というものはある程度防止できると考えておるわけでございます。

○立木洋君 牛肉の農家に与えた厳しさということはお認めになりましたし、急激にはならないかもしれないけれども、いつなるか、大変な問題がやっぱり農家にあるんだということも認めざるを得ないということが農水相の答弁だと私は思うんです。

私は、最大の問題はやっぱり再交渉すべきだと、この農業の問題は。これは先日、サービス貿易の分野で外務省の原口経済局長が、交渉事だけれども、各国がどうしても除外したいという理由があれば、それに従って除外できるということですと、こういうふうに述べているんです。

これについては、例えばフランスの場合は御承知のように、これは歴史的な文化を大切にするために映画だとかあるいはテレビ番組、この制作等については、これをぜひとも自由化しないでくれという強い要求をして、これは自由化しないことになりましたね。

それからまた、物の貿易の分野についてもどうかといえば、あの民間航空機の産業に対する航空機開発の補助金、この問題についても補助金協定から除外したことになりましたし、さらにその問題ではアメリカとEUが激しく争って、いわゆる民間航空機協定さえ継続審議になるという状態ですね、継続協議になると。

もう一つの問題は繊維の問題、先ほど来問題になっておりますけれども、繊維の問題についても関税の引き下げについてはアメリカ国内で強い反対がある。だからこの関税一括引き下げ方式には反対だとアメリカは強く主張し続けて、この問題についても結局合意をしなかったという状況があるんです。

こういう問題を考えるならば、除外したい理由

があれば除外できると。それならば、なぜ日本は米と農業の問題で除外すると主張しなかったのか、これが最大の問題です。もちろんそれは細川政権がやったことでしようけれども、しかし今でもこれは理由があるとして除外を主張することができるといふ道があるわけですから、再交渉ができるんです。アメリカやEUはやって、なぜ日本が農業の問題について除外の再交渉ができないのか。この問題について総理いかがでしょうか。

○政府委員(原口幸市君) 短くお答えいたします。私が申し上げたのは、サービス協定についての関連でございます、農業とは別でございます。

○立木洋君 だから、私は物の貿易についてもちゃんと言った。民間航空機の補助金の問題から繊維の問題からちゃんと言ったんですよ。サービス貿易だけではないんです。

このガットの問題というのは、聞いてほしいんですよ、総理、ガットの問題というのは相手に押しつけることができるようなことじゃないんです。ガットの問題というのは、お互いに協議し合いて、そして一致点で合意を求めて、そしてそういう貿易のルールをつくりながらやっていくというのがガットの基本的な精神として発足してきたわけでしょう。そういうこととするならば、日本が強く主張して、日本としてはこの問題はどのように受け入れることができないんだということを主張すれば、どんな外国だってそれを日本に押しつけるという権利はないんです。そういうことができないことになっているのがガットの話し合いなんです。問題は、政府が国民の利益に責任ある態度を貫けるかどうかということなんです。

アメリカとかEUなんかは、これはどうしてもだめだと国内から強く言われたからといって、あくまでもそれを阻止してきたじゃないですか。どうしてそれが日本はできないのか。結局アメリカやEUは、それは自分たちの死活の問題だと、国民の利益を考えるとよくあてはまる主張し

続けてきた。こういう点を考えるならば、日本の農家の方々、さらには全国農協中央会の代表の方も衆議院の公聴会で述べられた、農業合意にはあくまで反対です、新しい貿易ルールをつくる必要がありますと言って再交渉を求めているんです。

どうして日本政府はそれができないのか、政治的な判断ですから総理のお考えを聞かせていただきたい。

○国務大臣(河野洋平君) 農業関係者がこの問題について本当に心配をして希望を述べておられることは、我々ももう十分承知をいたしております。

しかしながら、立木議員はもう大変よく御承知の上での御質問だと思いますが、この時点で再交渉をせよと言われてもそれは無理というものでございまして、最終合意文書に署名をし、そして今、各国がそれぞれWTO協定の国内手続を進めているこの時点で再交渉を求め、少なくとも今の時点で再交渉を求めるといことは我々としてはできないという見解でございます。

○立木洋君 国連海洋法条約というのは一九八二年に署名しているんですよ、日本政府は。いまだに国会では批准していない。しかし、御承知のように、これは一部修正されているんですよ。だから、どういう状態になったって、国民の利益を守る立場に立つならば、再交渉ができ修正の要求ができるという権利があるんですよ。それがその国の主権というものなんです。それを今言ったような、これは河野外相の発言とは私は全く思えませんよ。

この問題で時間をとると大変なんで、次に橋本通産大臣にお尋ねしたいんですが、三〇一条の問題ですね。これはアメリカの国内法が優先だという観点に立って、三〇一条の問題については、これはこの問題に拘束されないという趣旨のことが述べられています。

問題は、その点に関して結局、WTOの協定が一方的措置を禁止していることにかんがみれば、

そのような措置を想定している三〇一条というのはWTO協定の精神に照らして問題があるというふうに考えていますと述べている。この点についてはきょうの河野外相も、あるいは先日の村山総理も述べられているわけですが、こういう問題があるというお考えに立って今までアメリカにはどういような主張を通産大臣としては述べてこられたんでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 具体的な議論の場として一番新しい場面を迎えましたのは、先日のジャカルタにおけるAPCEの会合、その時点におけるUSTRカンター代表並びにブラウン商務長官との会談でありました。そして、たまたま自動車補修部品に対する三〇一条適用をアメリカは決めておりましたから、そのもとで我々は交渉には応じられないということを示す、その文脈の中からこの議論をいたしております。

○立木洋君 日本側はある程度の主張を述べられたというふうにご考えますけれども、しかし現実には今回のアメリカの態度というならば、それで三〇一条の問題について制限をするのかというと、そうではなくてますます強めるという態度をとっているわけですね。

これは大臣のいわゆる管轄下にある産業構造審議会、一九九四年のレポートに書いてあります。ここでは、アメリカは一方的な措置の発動を自制するどころか一方的措置を広範に活用する動きを見せている。そして問題なのは、改善の措置がほとんど行われないだけではなくてむしろ問題が深刻化してきている。これはことしの一九九四年不正貿易報告書、アメリカに対する三〇一条に對してのことなんです。主張しても直そうとしないというところに最大の問題があるんだということを私はこの問題でも指摘しておきたいと思うんです。

さてそれで、現行ガットのときに、アメリカを提訴して、パネルで提訴国の対抗措置を認める判断が出たのは何件あったでしょうか。事務局でも結構です。

○政府委員(伊佐山建志君) お答え申し上げます。

過去に一度ございました。一九五一年にアメリカが行いました酪農品の輸入制限に対しましてオランダがパネルに訴えましたケースでございます。

○立木洋君 問題は、今お話がありましたように、四十七年間、アメリカに対して提訴をしてその対抗措置が認められたのは結局たった一件ですね。それは結果はどうになりましたか、オランダのその提訴の。

○政府委員(伊佐山建志君) ガットの総会におきまして、その翌年にオランダが米国産小麦粉の輸入数量に關しまして最高枠を設けることを認めました。

○立木洋君 短くて結構です。対抗措置をとったんですか。

○政府委員(伊佐山建志君) とりました。

○立木洋君 いや、それはおかしいよ、あなた。問題について言うならば、結局七回オランダは繰り返しその権利を要請したけれども、ついに結論としては対抗措置をとらなかったと文献に書いてあるんです。

○政府委員(伊佐山建志君) ガット総会の決定に基づきまして、オランダ政府といたしまして米国産の小麦粉の輸入に数量枠を設置いたしております。

○立木洋君 実施しようとはしなかったと書いてある。これは文献とあなたの主張が正しいかどうかというのを争わなければならないが、時間がなから。

私が言いたいのは、四十七年の間にアメリカに対していわゆるガットのルール違反だということでは幾つも出されているわけですね。それからパネルで認められたケースもある。しかし、問題になったのは、対抗措置が認められたのはたった一件なんです。私の調査した結果で言えば、その対抗措置も、七回権利を要求しながらついに実質的には実施しようとはしなかったというふうになっ

ています。

問題は、この点に対してカンター・アメリカ通商代表が、諸外国が自分の利益に反してまで制度を利用して市場から締め出されるリスクを負うようなことをこれまでもしていないことを見てても常識でわかるじゃないか、こんな言い方をしているんですよ。向かってくるなら向かってこい、自分のリスクを冒してまで向かってこれるか、アメリカにと。こういうことをカンター代表が言っている。この問題に関しては、パネルの勧告が決定されてもアメリカはこれまで従わなかったということも、この通産省の不正貿易の資料の中にも出されておるわけです。

ここでさらに指摘したいのは、この三〇一条の問題について、これはWTOに提訴をすればこの問題について解決されるかのように述べられていますが、アメリカのボーマン・カッター経済問題担当首席補佐官が述べられていることを紹介しますと、WTO協定で決められている問題についてはWTO協定の紛争手続によるけれども、WTO協定で定められていない問題は三〇一条の対象になると発言をしているわけです。そうすると、WTOで決められていない問題について関係国の認識が一致しているのかどうか明白になっているんじゃないでしょうか。簡単に結構です。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ガットからWTO体制への移行に伴いまして、WTOの紛争解決手続の対象は物だけではなく知的財産権やサービスもカバーすることになり、その範囲は拡大をいたしました。そして、WTOの紛争解決手続が対象とする範囲は、同手続の附属書に掲載されているところであり、関係各国の間には一致した認識があるものと考えております。

○立木洋君 いや、僕は橋本さんがそういうふう

に述べられるというのは非常に遺憾ですね。このウルグアイ・ラウンドの問題についてずっと外務省で国際貿易・経済担当官として仕事をしてきた赤尾信敏さん、今、ウィーンの代表部で大使をしています。この方がこのウルグアイ・ラ

ウンドの問題でジュネーブの交渉にも参加しているんです。その人は、WTOで何がカバーされるかについての認識は彼に差異がある、ちゃんと報告書で書いているじゃないですか。細部にわたると一致してないんです。一致してないということは一体何か。それは結局アメリカがこの問題はWTOの枠内ではない、だから三〇一条を発動しても問題にならないといってやってくる可能性があるんです。だから問題は、三〇一条をかけたらそれに対して反対だといって提訴をして、提訴をしたといったって二十八カ月間かかるんじゃない。企業はお手上げですよ。

そんなような状態の中で、一致もしてないような問題でアメリカが公然とやることのできる。そうすることになれば、三〇一条が発動しても紛争処理で問題がないということと主張すること自体が間違いないんですよ。問題はそうじゃないんです。アメリカの身勝手なやり方は、今度のWTO協定では抑えることができない状況になっているんだ。だから、あなた方が出されているあの不正貿易の中でも深刻な問題が提起されるという指摘しているじゃないですか。そういう不正貿易の問題についても、通産省で編集した文書の中でも明確に出されている。

それにもかかわらず、この問題に関してはWTOで、このWTOの問題に関係が出てくれば、いわゆる提訴をすれば問題が解決されますと、だから御心配要りませんというの、これはいささか橋本通産大臣のお言葉とも私は思えない。ちよつと一言。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は委員ほど名調子でそのような見解を述べておりません。むしろ、今後WTOの紛争手続、解決手続の利用など個別具体的ケースについて、それぞれの場合に争わなければならないということは申し上げてきております。

同時に、確かにWTOがカバーしていない範囲があることも事実です。それは、例えばWTO非加盟国との紛争でありますとか、競争政策などの

ように規律の存在しない分野でありますとか、あるいは基準額以下の政府調達あるいは非譲許のサービス、こういったものは例外になっているわけでありまして、こうしたものがあることも私は否定をいたしません。しかし、従来に比べて幅が広がったこと、これはお認めをいただきたいと思ひます。

○立木洋君 最後に一言。

○国務大臣(橋本龍太郎君) なお、最後に私も一言言わせてください。

委員が先ほど述べられました不正貿易白書は、現行のガット体制の中で出てきた問題、これをまとめておりますということも申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(矢田部理君) 立木君、時間です。他の時間がなくなりますから。

○立木洋君 総理、これ大変な問題なんです。国際貿易の公正を確立するかどうか。私はそのことを厳しく要求、指摘しておいて、再交渉を求めるといふ立場を明らかにして、質問を終わります。

○島袋宗康君 WTO設立が目前に迫っておりますけれども、現時点において主要各国の内部あるいは途上国と先進国の間に利害対立の火種がまだ消えない、必ずしもそういうことが払拭されていない状況にあるというふうなことが言われております。この問題は、WTOの弱体化につながるんじゃないか、あるいはまた空洞化になるのではないかというふうな懸念があるわけでございます。

去る二日の米国議会の承認によって新たな貿易体制への加速が確実でありますけれども、現時点における主要各国の批准をめぐる動向をここで簡単に御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(原口幸市君) 先ほど河野大臣からお答えいたしましたと思いますが、十二月一日現在のガット事務局の調べによりますと批准をした国は二十九カ国・地域、それに国内で国内手続を了している国が別途七つあるということでございます。

ところで、国内では人気のないタイ米でありま
すけれども、皮肉なことに沖縄では伝統的に泡盛
の原料として必要不可欠のものでございます。こ

この際、政府は、泡盛の原料米に限り業者が直接輸入できるような方途を考えてはどうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

して疑問を呈しておられる方、そういう方々の立場を考えると、とても賛成というふうにはまいらないわけですが、大和総研理事長の宮崎勇

た試算　つまりWTOができて貿易が今度自由化されていく、関税が引き下げられていく、ルールができるということになると、できないときに比

べて相当な経済量、貿易量が多くなる、そういう試算を出しましたが、その試算の中で、発展途上国がより多く影響を受けて、つまり貿易が多くなるという数字が出ております。これらを見ましても、私はプロセスはいろいろあると思いますけれども、結果として発展途上国にも多くの利益が出るだろうというふうに思っております。

○国務大臣(村山富市君) 今、外務大臣が答弁されて、もうそれで済むわけでありますけれども、私も先ほど申し上げましたように、APECの会議に参りまして、これは十八の国と地域が参加しているわけですが、先進国もあれば発展途上国もあるし、発展途上国であつてある程度発展した国もあれば、まだこれからという国もありま

す。そういう国内事情の違いはあるけれども、相互にやっぱり補完し合い協力し合つて地域全体の発展を競う、こういう意味で合意もしているわけでありま

す。私は、WTOのこの合意でこれから経済、貿易全体が拡大する、その拡大する恩典というものはアジアの諸国にもやっぱり享受されるものであるというふうに思いますし、ある意味ではAPECはWTOを補完する意味で大きな役割を果たすのではないかとこのように思っていますから、そういう摩擦は起こらないというふうに考えています。

○西野康雄君 ただ、十月四日の国連第四十九回の総会でタンザニアの大統領が、アフリカはガットの合意で失うものしかない、こういうふうな見解も述べられておいででございます。このことだけ少し申し上げておきます。

私は、西野康雄というほかに講師で旭堂小南陵という芸名を持っております。農学部を出た者あるいは農業学校を出た者が後継者にならないと言われるとまことにつらい部分がございます。私も近畿大学の農学部と大阪府立大学の農学部の大学院を卒業した者でございますが、勉強すれば勉強するほど日本の農業の先行きというものが大変に不安になってまいりまして、人からなぜ果樹園

芸か蔬菜園芸か選ばなかったのかと言われたときに、僕は寄席演芸を選んだと、こういうふうにご答えるようにしております。しかし、その時点では本当に農業というものをやるというふうな者に対して大変なハンデがある。経済評論家だとか政治評論家は自由競争させたいんだと言っているけれども、しかし日本の農業従事者の方々はきつちりと思うてはるんですが、ハンデが物すごくある。

大河原農水大臣にお聞きしますが、日本の農産物の高価格は土地にかかる税金、人件費等々の要因もありませんが、一般に皆が見落としていたのが農機具、肥料、飼料、農業の高さ。例えば、参

考人の方も前におっしゃっていましたが、トラクターは輸出は平均して一馬力当たり二万円、日本では国内向けは一馬力当たり十

万、ですから三十馬力のトラクターは輸出は六十万、ところが国内向けは三百万、こういうふうな実態が見受けられるわけですね。ですから、WTOの協定加盟で農産物の内外価格差の増大、すなわち安い農産物が流入して農業の打撃はかり知れないわけですが、国内の農業の足腰を強くする、基盤整備も必要ですけれども、こういった生産の基礎材の流通のあり方、あるいは価格形成のあり方、こういうものをきつちりとしていかなければならないし、こういうことが今、農業従事者の方にとつては不安な点だと思ひます。

○国務大臣(大河原太一郎君) お答えを申し上げます。農業生産基盤等も大事だと、これはそのとおりでございますが、我々はそれを進めているわけでございますが、やはり生産資材を含めたコストの低下、この点については我々としても今後最も配慮しなければならぬというわけでござい

ます。今、農業機械を例にお話ございまして、これについても、農機具メーカーのしげしばのモデルチェンジ、アタッシェメント程度を変えてそれを農家に持ち込むというような点とか、部品

の共通化もできておらぬというような問題等もあるわけでございますし、それから肥料等についてもばら流通あるいはフレコン流通というようなことによつて流通コストを下げるのか、それぞれ御指摘のようなコストの引き下げはその部分にも残っており、またその取引形態等についても従来の情性で行つており、このような厳しい農業情勢についての一層検討を要する点もあるというふう

に思ひます。

○西野康雄君 本当はこの項目は通産大臣にもお聞きしたいんですが、時間もございませ

ん。

質問通告しておりますので、まず厚生省の方にお伺いをいたしますが、食品の安全性を確保することは国民の生命、健康を守る上において欠くべ

からざるものです。

今回の衛生植物検疫措置の適用の項目を読んでもありますと、第三条、衛生植物検疫措置は国際的な基準、指針、勧告に基づかなければならない、ただし科学的に正当な理由がある場合等には国際的な基準より高い保護の水準を維持することができるとあります。この場合の「科学的に正当な理由」とは何を指すのか。また、科学的に正当な理由があるならば、国内の高い保護水準を国際的に広めていくという、そういう努力をきつちりとすべきではないかと思ひます。国内の高い保護水準を低い国際保護水準に合わせるということは消費者感情としても納得いかない面があります。この辺について厚生省の所見をお伺ひいたします。

○政府委員(小林秀資君) お尋ねの「科学的に正当な理由がある場合」とは、例えば食品の摂取量や食習慣の違いによりまして国民の健康が国際基準では十分に確保できない場合等が考えられると思ひます。我が国においては、米やリンゴのように日本人の摂取量が多いことから国際基準より厳しい残留農薬基準を定める場合がこれに該当するものと考えております。

御指摘のとおり、SPS協定ではこのような科学的な正当な理由がある場合においては国際基準

よりも厳しい措置をとることができると規定されており、この協定の締結においても国民の健康確保に支障を及ぼすような基準の緩和を行う必要はないものと考えております。

さらに、厚生省としましては、食品の国際基準を定めているコーデックス委員会においては食品の摂取量が国や文化、民族によつて異なつて

いることを主張していくとともに、我が国においても関連科学の研究を進め、この成果を国際基準に反映できるように、コーデックス委員会への一層積極的な参加を進めていきたいと考えております。

○西野康雄君 コーデックス委員会というのは食品企業の関係者が多く参画しております。ですから、甘い基準になるといふことはこれはもういつも指摘されていることでございます。ですから、その甘い基準に合わせるべきでないようにということ

をば申し上げてまして、時間でございますので質問を終わらせていただきます。

○委員長(矢田部理君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時五十九分散会

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は十一月二十一日)